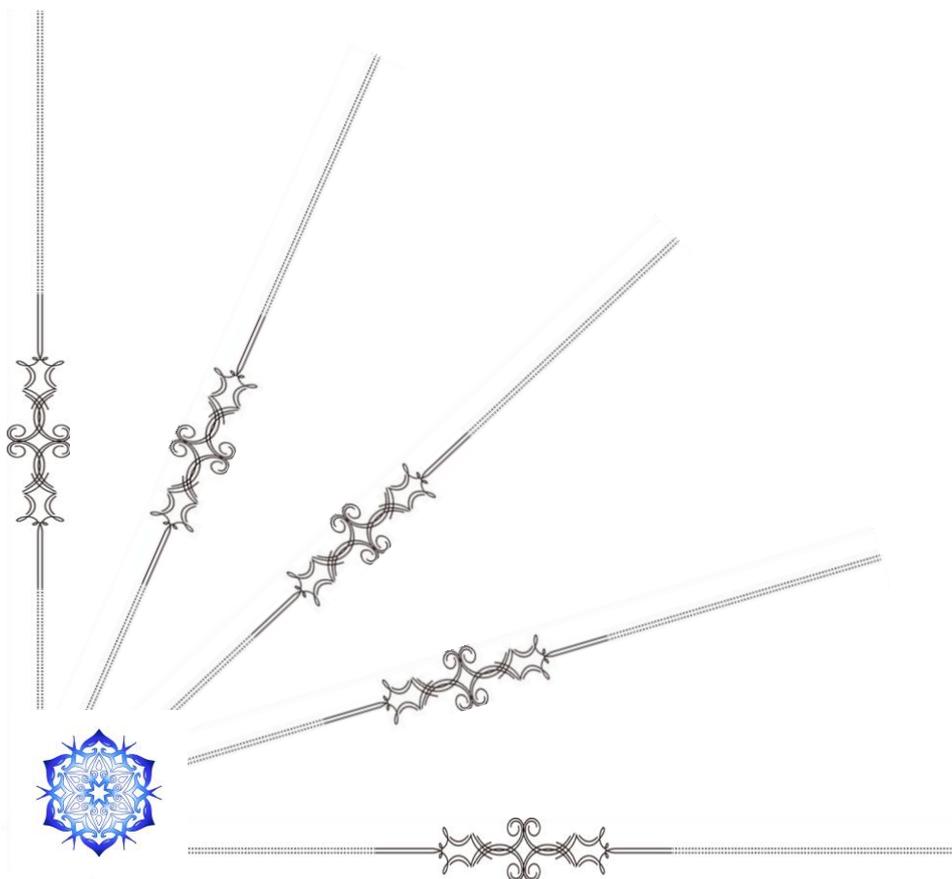


しんけん言うトピア

新聞労連新聞研究部 2021 年度の活動



2021 年秋～2022 年夏





目 次

2022年9月

1	発刊に寄せて 新聞労連新研部長 岩橋拓郎（共同労組）	1
2	第45回新聞研究部長会議（2022年2月13日日曜日）	
	①告知	5
	②招請状	6
	③取材規制に関するアンケートのお願い	8
	④会議資料	10
	⑤部長会議報告 新聞労連「機関紙」より	41
3	第65回新研中央集会（2022年5月23日～24日 於：那覇）	
	①プレ企画案内	43
	②招請状	44
	③資料	49
	④集会報告 新聞労連「機関紙」より	80
4	声明各種	81



発刊に寄せて

2021年度 新聞研究部の活動について

2021年度の新新聞研究部は、旭川医科大（北海道旭川市）で取材中の北海道新聞記者が建造物侵入容疑で逮捕された事件の検証、沖縄返還50年をテーマとした新研集會を柱に活動を進めました。新型コロナウイルス対策のため、在京新研部長會議や打ち合わせは対面とオンラインを併用し、意思疎通の機会をできる限り確保しました。

22年2月13日にオンライン開催した第45回新研部長會議では、道新記者逮捕事件を取り上げ、東京法律事務所の今泉義竜弁護士、岸朋弘弁護士から法律面での解説をしていただきました。記者は21年6月22日、学長によるハラスメントなど不祥事が続く旭川医大の学長選考會議を廊下で取材中、大学職員に取り押さえられ、警察に引き渡されました。今泉弁護士は「会社側の弁護士の仕事は会社を守ることであり、組合員を守ることではない」として、組合としては有事の際にすぐ連絡が取れる弁護士と普段から関係を構築しておくことが重要だという指摘がありました。

旭川医大、道警の過剰とも言える公権力の行使は、若手を中心に現場の記者を萎縮させかねません。新研部長會議に合わせ、20年度の新研部長を務めた机美鈴さん（朝日新聞労組）らが新聞労連加盟各単組を対象として、取材者が直面している取材規制や攻撃の実態についてアンケートを実施。取材先との関係維持目的やSNSで批判にさらされるのではないかといった不安から、取材者自身が萎縮・自主規制している現状が浮き彫りになり、會議では現場記者の体験談も盛り込みながら報告していただきました。

5月22日には道新労組と新聞労連が「『取材の自由』を考えるフォーラム」を札幌市で共催し、道新記者の逮捕は妥当だったのか、道新の対応にはどのような問題があったかについてパネルディスカッションで意見を交わしました。登壇した「放送レポート」編集委員の臺宏士さんは「不適切発言や不正支出が明らかになった学長（当時）の解任を審議する場であり、権力行使をチェックする報道機関が取材するのは『知る権利』に応える目的にかなうものだった」と取材の正当性を強調。道新労組委員長（当時）の安藤健さんは、逮捕された記者を实名で報じた道新の対応に関し「实名を出すのであれば『取材は正当な業務行為であり、大学側の対応には疑問だ』という見解を示してほしかった」と注文を付けました。旭川市出身のTBSキャスター、金平茂紀さんも駆け付け、「萎縮するな、ひるむな」とげきを飛ばしました。

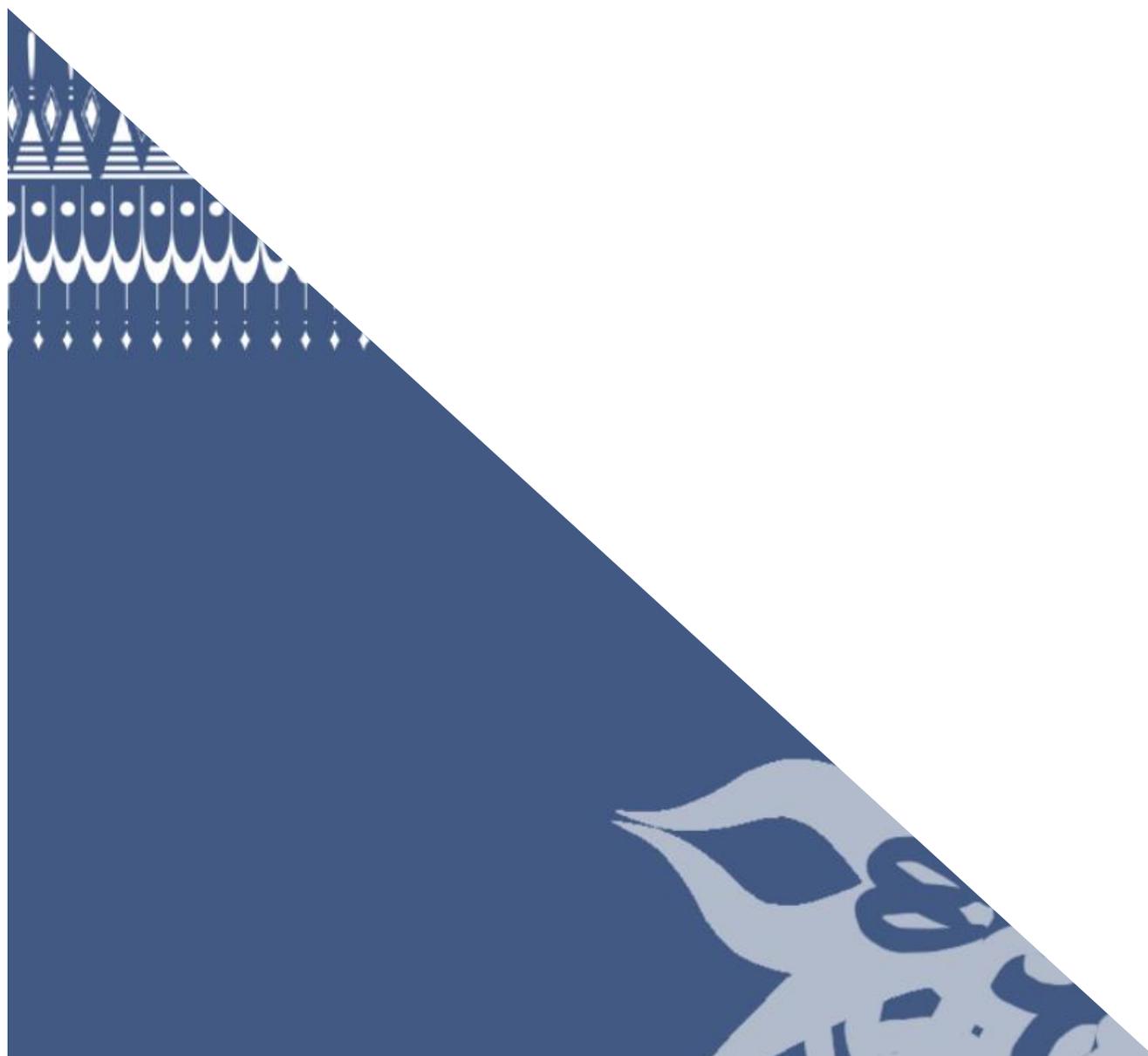
また、6月25日には、日本復帰から50年目となった沖縄で、『『復帰』半世紀 沖縄は問う』と題した新研集会を開きました。パネリストとして、沖縄に関する報道で第26回新聞労連ジャーナリズム大賞、優秀賞、特別賞をそれぞれ受賞したメンバーに登壇していただき、沖縄が置かれている現状やメディアの課題について語り合いました。企画「特権を問う 日米地位協定60年」で大賞を受賞した毎日新聞の銭場裕司さんは「もし本土の側に地位協定や基地の問題について関心のない部分があるのだとすれば、その責任の一端を私たちも負っているんじゃないか。まだまだ伝えるべきことはたくさんある」と述べ、読者が沖縄の問題を“自分ごと”として捉えられる報道の重要性を訴えました。

コロナ禍で在京の部員全員が一堂に会することもかないませんでした。オンラインをうまく活用することで全国の仲間と瞬時につながれるようになりました。来年度も対面による熱い議論とオンラインの利便性を駆使して、活動がさらに活性化することを祈念いたします。

2021年度新聞研究部長 岩橋拓郎

2021 年度在京新聞研究部メンバー

役職	労組名	名前
部長	共同	岩橋拓郎
副部長	朝日	山崎聡
副部長	毎日	丸山博
部員	時事	佐々木崇之
部員	協会	浅賀さくら
部員	東京	金山容子



第 4 5 回

新研部長会議

第45回新研部長会議

2月13日(日)開催!

全国新聞研究部長会議は、部会と学習会の二部構成です。第一部学習会では、「道新記者逮捕事件が問いかけることとは」と題して、東京法律事務所の弁護士今泉義竜さんにご講演をいただきます。道新記者逮捕の問題点や危険性について他、どうすれば防げたかについても解説頂きます。

また、静岡県熱海市の土石流災害現場で7月に取材した共同通信の写真記者が、住居侵入容疑で書類送検されたなど、取材活動中に起こっている問題やその背景など具体的な事例を挙げたり、取材規制に関するアンケートの中間報告もごぞいます。

☆2021年6月22日、学長によるハラスメントなど不祥事が続く旭川医科大学(北海道旭川市)の学長選考会議を廊下で取材中の北海道新聞記者が、大学に身柄を拘束され、警察に引き渡される事件が起きました。新聞労連は検証チームを発足。「知る権利」「取材・報道の自由」「組合員の安全」の面から、次世代への提言として発展的な内容になるよう作業中です。

各労組のみなさんと1年間の活動方針、新研集会のテーマ、「こちら新研部です」などに関して、幅広く議論したいと思います。多くの方々のご参加をお待ちしております。

第45回新研部長会議

日時：2022年2月13日(日) 13:00-17:00(予定)

ZOOM開催です(新研部長以外の方もご参加可能です)

招請状はもう少々お待ちください

問い合わせ先 新聞労連新聞研究部 03-5842-2201

各組合御中

(FAXでもお送りしております)

重要

2022年1月17日

新聞労連委員長 吉永 磨美

新聞研究部長 岩橋 拓郎

第45回新研部長会議招請状

「取材規制を考える」

21 新研部が立ち上がってしばらく経ちました。全国の労組のみなさんと1年間の活動方針、新研集会のテーマ、「こちら新研部です」などに関して幅広く議論したいと思います。

今年は、取材活動中に起こっている問題やその背景なども考えます。第一部の学習会では、「道新記者逮捕事件が問いかけることとは」と題して、東京法律事務所の弁護士今泉義竜さんにご講演をいただき、道新記者逮捕の問題点や危険性について他、どうすれば防げたかについて解説して頂きます。

加えて昨年7月に静岡県熱海市の土石流災害現場で取材した共同通信の写真記者が、住居侵入容疑で書類送検された事件などを取り上げ、全国的に取材規制が強化されているのではないかという事例や取材規制に関するアンケートの中間報告もごぞいます。

新研部長以外の方々もご参加可能です。多くの方々のご参加をお待ちしております。

☆2021年6月22日、学長によるハラスメントなど不祥事が続く旭川医科大学（北海道旭川市）の学長選考会議を廊下で取材中の北海道新聞記者が、大学に身柄を拘束され、警察に引き渡される事件が起きました。新聞労連は検証チームを発足。「知る権利」「取材・報道の自由」「組合員の安全」の面から、次世代への提言として発展的な内容になるよう作業中です。

第45回新研部長会議

日時：**2022年2月13日（日） 13:00-17:00**

ZOOM 開催

◇ 参加費：無料

◇ 締め切り：2月8日（火）AM10:00 厳守

（資料がある場合は2月9日をめどに事前にお送りする予定です）

<2月13日（日）スケジュール（予定）>

- 12:45 ZOOM入室開始
13:00～開会 主催者挨拶
13:05 第1部 学習会 道新記者逮捕について
講演 東京法律事務所 今泉義竜弁護士
14:30 質疑応答ディスカッション
15:00 休憩
15:10 第2部 部会
・2020年度活動報告
・問題提起＝報道規制・取材規制について
・報道規制アンケート中間報告
・2021年度の活動テーマについて 提案と意見交換
・各組合・地連の活動報告
・「こちら新研部です」説明、テーマ、分担について
・2021年度新研集会について
・しんけん言うトピア
17:00 まとめ 事務連絡、終了

（注意）資料がある場合、皆さまに事前配布いたしますので、**締め切り厳守**をお願いいたします。**2月11日（金）祝日、12日（土）は労連は休み**です。ご注意ください。資料は各自でダウンロード・印刷して当日ご使用ください。

ご出席の方は、なるべく**取材規制に関するアンケート**（取材・報道に関わる人が対象です）への**回答協力**をお願いいたします。

<https://forms.office.com/r/2AfwVHTRbA>

新研部長会議参加申し込み

<https://forms.gle/mk17eDx9MRooiLCf9>



問合せ先：新聞労連 新研部担当：及川 電話 03-5842-2201

注）アンケート、参加申し込みともに、受け付けは終了しております

加盟単組各位

2022年1月17日

取材規制に関するアンケートご協力をお願い

新聞労連委員長 吉永磨美

新聞研究部長 岩橋拓郎

「北海道新聞記者逮捕問題」検証チーム

お疲れ様です。新年も明け、春闘に向けた準備でお忙しい毎日をご過ごされていると思います。コロナ禍で思うような活動ができないかもしれませんが、工夫をしながら手を取り合って、乗り切っていきたいと思います。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

新聞労連の新聞研究部では、昨年6月に起きた北海道新聞記者逮捕の検証チームの活動の一環として、近年、記者の取材活動へ規制の実態を把握するため、アンケートを実施いたします。アンケートでは、災害現場での規制やコロナ禍の記者会見の縮小、ツイッターなどSNSによるバッシングなど、記者自身が攻撃されて萎縮しまいかねないケースなど、想定される規制について、設問を用意いたしました。

<取材規制に関するアンケート>

実施日：2022/01/17（月）～2/7（月）

対象者：新聞労連組合員、民放労連組合員で「取材・報道に関わる人」

<https://forms.office.com/r/2AfwVHTRbA>



注）現在は受け付けは終了しております

結果は、道新記者逮捕問題の検証に活用し、2月13日（日）に開催する新聞研究部長会議や機関紙、ホームページなどを通じて公表いたします。皆さんの春闘など、会社

への要求作りに生かしていただければ幸いです。

アンケートの実施期間は1月17日(月)～2月7日(月)です。組合員の皆さんにご周知いただき、回答を促していただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

またこのアンケートは、民放労連でも同時期にご参加いただくことになっております。設問には放送業界で働く方向けの選択肢があります。ご容赦ください。

(追伸) 別途後日に、加盟単組の執行部の皆様向けにも簡単なアンケートをお送りいたします。こちらの方もどうぞよろしくお願いいたします。

<問い合わせ先>

新聞労連 新研部

電話 03-5842-2201



第 45 回新研部長会議

「取材規制を考える」資料

第 1 部 講演

東京法律事務所 <https://www.tokyolaw.gr.jp/lawyer/>

今泉 義竜 弁護士

岸 朋弘 弁護士

北海道新聞事件の教訓と課題

2022 年 2 月 13 日

東京法律事務所

弁護士 今泉義竜

imaizumi@tokyolaw.gr.jp

第 1 本件の問題点

1 大学法人の問題

- ・公費で運営されている大学法人の問題についての取材・報道を制限・抑圧する法人の対応そのものが批判されなければならない。
 - ・取材記者であることを認識していながら現行犯逮捕をしていたとすれば悪質。
- 現場で何が起きたのかという客観的事実をもとに、批判すべきところは徹底的に批判されるべき。同様のことをさせないために。

2 会社対応の問題

会社が記者を守るという立場に立たなかった。

→使用者として、また報道機関として問題のある対応

- (1) 会社の方針に基づき業務を遂行していたにもかかわらず、個人の責任に転嫁し、必要のない実名報道まで行った。
- (2) 建造物侵入が成立しない可能性があるにもかかわらず、犯罪が成立することを前提とした初動対応を行った。「外形的事実として争いようがない」「結果として法律違反が成立していることが高い」との新聞社の判断にどこまで根拠があったのか？十分な事実関係の調査と慎重な法的評価

がされたものとは思えない。)

- (3) 取材目的という正当な理由があったと主張すべきであったし、仮にそこまでできないとしても、少なくとも社に全責任があるとして記者を守るべきであるところ、それをしなかった。会社に責任があると述べた上で、推定無罪の原則、報道の自由の観点に従った対応をすべき。

3 労働者側の対応の問題

当該労働者個人に非はない。取材する記者を現行犯逮捕するなどということ自体が異常な対応であり、それに毅然と立ち向かえない新聞社に根本的な問題がある。

→ただし、取材対象者がこのような手段をとってくることを、そして社が必ずしも労働者を守らないということを想定した対応の準備は不足していたものと思われる。特に、会社顧問弁護士が弁護人として対応したということは適切ではなかった。

→今後の対策が必要。

第2 今後の教訓

1 未然防止

・現場の管理権者は誰か、管理権者がどのような意思を表明しているのかについて正確な情報のリアルタイムでの共有。

・新人記者単独で行動させたことの問題。

・逮捕の口実を与えない（身分を明らかにする、取材目的であることを告げて名刺を渡す）

・リスクある現場の場合には、自分の行動記録について時系列で証拠を確保（録音・録画、メモ）

→とはいえ、取材対象者が確信的に現行犯逮捕の対応を準備している場合には、現行犯逮捕それ自体を防ぐのは難しい。リスクのある現場では取材をしない、というのがリスク回避に最も有効だが、それでは報道の自由は失われる。

→逮捕された場合の対応を準備しておく必要がある。

2 同種事件が起きることを想定した対応の準備

(1) 逮捕行為をしようとしてきた者を牽制する

・立入禁止が根拠のあるものなのか、管理権者は誰でどのような通知が出ているか、根拠を確認する。公権力によるもの場合は、その法的根拠を明らかにさせる。

・正当な理由による立ち入りであることを告げ、相手方が有形力を行使してきたら、それは暴行罪等に当たるということを伝える（証拠を残す）。

・可能であれば、名刺を渡し、必要があれば後で連絡するように伝えて立ち去る。任意同行には原則応じない。

・不穏な状況になった場合は組合、弁護士にその場ですぐに連絡する。

(2) 初動対応

・逮捕され警察署に留置された場合は自ら弁護士を呼ぶ

（今回のような会社顧問弁護士では労働者の人権保障の立場に立ち切れない）

→組合員が連絡すべき弁護士または法律事務所をリスト化しておく必要がある。各地の自由法曹団、労働弁護団、青年法律家協会など労働者の味方となる弁護士など。

・組合の組織的対応・組合員のバックアップ

組合員が逮捕された情報をつかんだ場合には、組合で対策会議を立ち上げる（弁護士も入れて）。

必ず当日中に接見・面会→組織をあげて応援していることを伝える（当事者は外部と連絡がとれず孤立する）／警察の嘘や脅しに屈しないように励ます／本人が心配していることや伝えたいことへの対応

(3) 対策会議の役割

- ・ 正確な情報を集約し、共通の認識とそれに基づく必要な対策を確認
- ・ 被疑事実とそれに対する評価、警察の捜査がどこまで進んでいるのか
- ・ ガサ入れなどの危険性について状況判断・対応
- ・ 場合によっては日本国民救援会にも対応を相談する

(4) 不起訴実現のための取り組み

- ・ 警察・検察への圧力

(5) 略式起訴に同意を求められた時の対応

- ・ 略式起訴…正式裁判を経ずに裁判官の書面審理（略式裁判）で手続きを終わらせる手続き
応じずに正式裁判で不当性を明らかにするという覚悟も（組織的議論が必要）

3 報道の自由の担い手としての記者を支える世論が必要

- ・ 事件報道などにおいて、公益のための報道になっているか（過剰な事件報道や実名報道、推定無罪の軽視など）
- ・ 記者の役割の重要性についての発信…真実を追及し、不正を暴く記者の姿を伝えていく

以上

建造物侵入と逮捕（刑法と刑事訴訟法の規定から）

2022/2/13 岸朋弘

第1 建造物侵入罪

（住居侵入等）

●刑法第130条

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

1 要件① 住居等に立ち入ったこと

- ・ 「住居」とは、人が起臥寝食に用いる場所をいい、その使用は一時的であると継続的であることを問わない。
- ・ 「邸宅」とは、人の住居に使用されていないが、本来住居に使用するために作られた建物及び圍繞地をいう。例えば、空き家や閉鎖中の別荘
- ・ 「建造物」とは、住居、邸宅以外の建物であって、人が起臥寝食に用いる程度の規模を有するもの及びその圍繞地をいう。

2 要件② その立入りが「侵入」に当たること

- ・「侵入」…住居者など管理権者の意思に反する立ち入り
 - 管理権者が立ち入り禁止を明示している場合には該当してしまう
 - 公的施設の場合、管理権者は誰で「管理権者の意思」が何なのかは問題
 - 侵入といえるか否かは、①侵入の目的又は動機、②侵入の場所、施錠の有無、③侵入の方法、態様、④侵入使用物件の有無、⑤居住者等の承認の有無、⑥暗黙の承諾のある場合ではないか、⑦承諾を推定（予想）し得る場合ではないか、⑧承諾は任意に出たものか、真意に出たものか、などを考慮して判断される。

3 要件③ 故意があること (故意)

●刑法第 38 条 1 項

罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

- ・故意とは、客観的犯罪事実を認識し、認容していること
- ・違法性阻却事由たる事実があると誤信していた場合は故意が阻却される

4 要件④ 違法性阻却事由がないこと 「正当な理由」

5 要件⑤ 責任があること（例えば責任能力）

第 2 取材の自由

1 報道の自由

憲法 21 条の表現の自由の一つとして保障される

- (1)報道内容の編集という知的な作業が行われ送り手の意見が表明される点
- (2)報道が国民の知る権利に奉仕するものとして重要な意義を持つ点

「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕する」

博多駅（テレビフィルム提出命令）事件最判 S44.11.26

2 取材の自由

「報道のための取材の自由も、憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値する」

※報道の自由よりも権利性が若干弱い

3 取材の自由と建造物侵入罪

※幸福の科学事件・東京地裁令 3 年 3 月 15 日判決（「やや日刊カルト新聞より」）

(1) 構成要件該当性について

「確かに、報道のための取材の自由は、憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値するものであり、報道のために報道の対象とする施設に立ち入ることは、取材の自由の行使といえることができるが、取材の自由も他人の権利を不当に害することは許されない。（中略）被告人の本件立ち入りは、本件建物の管理権者の管理権を不当に侵害するものと言わざるを得ない。」

(2) 正当な理由の有無について

「確かに、被害法人への取材の必要性が存することは否定できず、被害法人が被告人の施設への立入禁止の決定をした最大の理由が、被害法人に関する批判的な内容の記事を書いたこと（しかも後に民事裁

判で真実性が認められている。)であったことがうかがえること、被害法人内では被告人を貶めるような書籍を刊行するなどなどに照らすと、被告人を一律に排除しようとする被害法人の意思決定のあり方の当否については議論の余地もあろう。

しかし、一方で、取材対象となるからといって、被害法人が所有する宗教施設の管理権がジャーナリストの取材に対して必ず劣後するものとはいえず、被害法人の管理権により維持される宗教施設としての平穩もそれ自体尊重されるものというべきである。

これを踏まえて更に検討すると、本件の被告人の取材活動において、本件建物の外部のみならず内部の写真を撮る必要性はあきらかでないこと、本件建物は被害法人の関連団体たる政党や教育機関の施設ではなく、宗教組織としての被害法人の施設にすぎず、本件は政治活動そのものを取材するような事案とは異なることなどを踏まえれば、その必要性は、前述したような本件立入りにおける管理権の侵害を正当化するものとまではいえない。

したがって、被告人の本件立入りを可罰的違法性がないものであるとか正当業務行為であるなどということとはできないし、被告人の本件立ち入りを建造物侵入の罪に問うことが、憲法 21 条に反し適用違憲となるものでもない。」

→①写真を撮る必要性が不明②私的法人の施設③政治活動そのものの取材ではないことから正当な理由なしとした。

→①写真を撮る必要性があり②公的施設について③政治活動そのものもしくはそれに類するものを取材するような場合には正当な理由ありということ？

第3 現行犯逮捕

●憲法第 33 条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない

原則：逮捕には令状（逮捕令状）が必要

例外：現行犯逮捕、緊急逮捕

●刑訴法 212 条 1 項

現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者を現行犯人とする。

●刑訴法 213 条

現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

●刑訴法 214 条

検察官、検察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察庁若しくは区検察庁または司法警察職員に引き渡さなければならない

1 現行犯逮捕の要件

(1) 要件① 現行犯人であること

原則として、罪を犯したその時その場でなければ、現行犯逮捕できない

(2) 要件② 逮捕の必要性

逮捕しなければ、逃亡のおそれ、罪証隠滅のおそれがある場合でなければ逮捕できない。

ただ、実務上は、ほとんど問題とされていない現状がある。

2 逮捕のための実力行使

最判昭 50.4.3 刑集 29 卷 4 号 132 頁

「現行犯人から抵抗を受けたときは、逮捕をしようとする者は、警察官であると私人であるとを問わず、その際の状況からみて社会通念上逮捕のために必要かつ相当であると認められる限度内の実力を行使することが許される」

第 2 部 部会

①昨年度の活動報告

新聞労連 HP TOP ページをスクロール 2021 年 9 月 22 日付け [2020 年度新聞研究部の活動](#) から見るができます。

<http://shimbunroren.or.jp/wp-content/uploads/2021/09/%E3%81%84%E3%81%86%E3%81%A8%E3%81%B4%E3%81%822020%E5%B9%B4%E5%BA%A6.pdf>

②問題提起 報道規制・取材規制について

毎日労組 丸山博

中国労組 石川昌義

新聞協会労組 浅賀さくら

③報道規制アンケート中間報告

朝日労組 机美鈴（新聞労連前新研部長）

～ ②③の資料は次ページ ～

取材規制と報道の自由 熱海市土石流災害現場から考える

毎日新聞労働組合 組織・情報部長
毎日新聞東京本社写真映像報道センター記者
丸山博

1

きょうの内容

- 不合理な規制範囲
- 恣意的な運用
- 規制の根拠は？
- 違法（？）に潜り込む
- 災害報道の意義
- マスコミ不信
- 広がる規制
- 報道への信頼を築けるか

2

不合理な規制範囲

- 被災地域から1*離れた場所に規制線
- 現場への道路は警察や消防団が見張り、報道関係者を通さない
- 現場が一切見えず、取材できず
- 理由は「2次災害の危険」「観光客と報道にはご遠慮いただく」（熱海署次長）
- 一時、100人以上が行方不明とされた
- 1000人以上の捜索隊が現場で活動
- 住民とホテル宿泊客は自由に行き来

3

規制線の恣意的な運用

- 「範囲は、関係機関と協議して熱海署長が決定」（熱海署次長 7月4日）
- 熱海署長の独断で規制線が1*も前後（7月8日）。「何だその態度は。規制線の中に入れさせてくださいとお願いする立場だろ」と現場の記者たちを恫喝。規制範囲は署長のさじ加減一つ。
- 警察同士の広報合戦

4

規制範囲の根拠は？

- ・ 2次災害の科学的根拠なし
- 法的根拠（取材に対し、熱海署次長が8月5日に回答）
 - ・ 災害対策基本法61条、道路法46条、道路交通法6条、警察法2条、警察官職務執行法4条

↓

災害発生直後の国道135号の規制がどの法律に基づいていたか。

「正直、よく分かりません」（次長）

5

違法（？）に潜り込む

- 抜け道で規制制を迂回し、現場へ潜り込む
- 現場には大勢の住民
- 警視庁は取材を黙認。ここのイメージが定着
- 被害が甚大な地域は報道されず
- 県警記者クラブが県警に抗議文。効果なし
- 各社は現場任せで対処せず
- 県警に複数社の写真記者が連行されたとの噂→9月に共同通信の写真記者が書類送検される（7月4日に住居侵入した疑い）

6

災害報道の意義

- 原因究明
- 防災意識を高める
- 教訓を得る
- 正確な情報を得て、一人ひとりが考える→自分の命を守る行動

7

マスコミ不信

- 「観光と報道にはご遠慮いただいている」（同署次長）
- 報道の公益性が理解されていない
- 人の不幸に群がるマスコミ像
- 外部から来る邪魔者
- 雲仙・普賢岳大火砕流。犠牲者 消防団12人▽警察2人▽市民6人▽火山学者3人▽新聞・放送関係者16人、タクシー運転手4人

8

広がる規制

- 警察、行政、政治家などの圧力
- 北海道新聞記者の逮捕
- 記者会見の冒頭撮影（石巻市3人殺傷事件 2010年）など常態化
- 安易な代表取材
- 労連アンケートなどで可視化、情報共有の必要

9

報道への信頼を築けるか

- 憲法に基づく権利
- 民主主義の理解を深める
- 民主主義の根幹を支える言論の自由の価値を再確認
- 警察、行政、政治家が報道の自由を脅かした場合、記者は現場で闘う
- 被災者に寄り添う報道

10

取材と不法侵入

過去の刑事事件の事例

中国新聞労働組合 石川昌義（労連中執）

1

時期	当事者の媒体	概要	刑事処分
2021年	共同通信	熱海災害被災地の民家テラスで写真撮影	書類送検→不起訴
2021年	北海道新聞	旭川医大の廊下で会議の壁耳取材	逮捕
2018年	フリー（web）	東京の宗教施設で写真撮影	正式裁判→罰金
2018年	仙台放送	仙台の強盗容疑者宅で映像撮影	書類送検→不起訴
2018年	朝日新聞	浜松の専門学校保護者説明会に保護者の手引きで立ち入り、取材	書類送検→罰金
2005年	写真週刊誌	鎌倉の死体遺棄現場の住宅敷地で写真撮影	逮捕→書類送検
2001年	写真週刊誌	高松の監禁事件現場の住宅敷地で写真撮影	逮捕→書類送検
1999年	写真週刊誌	広島刑務所隣のビル屋上で受刑者を写真撮影	書類送検
1994年	外国人特派員	茨城の動燃施設に立ち入り、取材	逮捕
1994年	フリー（写真誌）	秋田地検次席検事のセクハラ問題取材で次席宅を訪問、写真撮影	書類送検

2

性質の変化

- ◆ 1990～2000年代・写真誌を中心とした「突撃取材」
 - ・ 事件現場そのものや、現場に肉薄するために私有地に立ち入り
 - ・ 会社側が、即座に「お詫び」したケースも多い
- ◆ 最近は、「取材の正当性」が問われるケースが増えてきた。
 - ・ どこが私有地かわかりにくい災害被災地
 - ・ 一方的な「立ち入り禁止」通告
 - ・ 取材協力者がいたケースも

3

2000年代まで

- ◆ 高松監禁現場事件（2000年）
 - ・ 事件現場は店舗兼住宅。玄関シャッターを開け、立ち上がった際、室内借主の知人が私人逮捕。写真誌編集長が「お詫び」談話
- ◆ 鎌倉死体遺棄現場事件（2005年）
 - ・ 非常線をくぐって死体遺棄現場の住宅に立ち入り。隣家の住民が私人逮捕。
写真誌編集長は「申し訳ない」「取材目的がはっきりした記者逮捕が続くと、取材規制につながるのでは」とコメント

4

最近の事例

◆専門学校保護者説明会事件（2018年）

- ・学校側は参加を保護者に限定。

生徒の父親の協力を得て「生徒の叔父」として立ち入る。

記者は略式起訴で罰金10万円。父親もほう助罪で罰金5万円。

◆強盗容疑者宅取材事件（2018年）

- ・現場は社員寮。室内や日記の中身を撮影。

「取材時には関係者の立ち合いがあった」というが、

放送後に容疑者が被害届を出す。

記者による無断録音が違法ではないと認められた事例

新聞協会労組
浅賀さくら

◆取材において対話者の一方が相手方の同意を得ないで会話等を録音することが違法でないとされた事例

最高裁第三小法廷 昭和 56 年 11 月 20 日 軽犯罪法違反 昭和 55(あ)490

→現職裁判官が当時の首相に検事総長の名を語り電話をかけ、捜査に対する政治介入の言質を引き出そうとした「ニセ電話事件」を巡る判決

裁判要旨：新聞記者において、取材の結果を正確に記録しておくため、対話の相手方が新聞紙による報道を目的として同記者に聞かせた録音テープの再生音と同テープに関して右相手方と交わした会話を録音することは、たとえそれが相手方の同意を得ないで行われたものであっても、違法ではない。

<参考>

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/846/051846_hanrei.pdf

◆無断で録音した音声データが裁判で証拠として認められた事例

東京高等裁判所 平成 6 年 9 月 22 日 謝罪広告請求事件 平成 4(ネ)3039

→百貨店大手・三越が販売する美術品について「贋作の疑いがある」と報じた週刊文春の記事を巡り、三越が文藝春秋に謝罪広告の掲載を求めた判決

木俣正剛元週刊文春・月刊文芸春秋編集長が「ダイヤモンドオンライン」上で当時の裁判を振り返る記事を公開。記事によると、当該記事のニュースソースである芸術品の専門家が三越側の証人として出廷し、取材時の発言と異なる証言をした。そのため文春側は取材時に無断で録音したテープを提出。（※判例文には記載なし）文春側が勝訴した。

<参考>

<https://diamond.jp/articles/-/262991>

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/211/020211_hanrei.pdf

【関連事項】

- ▶東京新聞の記者が渋谷区議会の廊下で委員会室内の会話を無断で録音し、議会が警察に通報したものの、違法性はないと判断された事例
- ▶毎日新聞の記者が自民党の大阪市議、大阪府議に大阪市役所の廊下で個別取材していた際、大阪府と大阪市の共同設置部署「副首都推進局」の職員が取材内容を無断で録音していた事例

取材での立ち入り「正当」

マス倫懇で 喜田村弁護士 対面時の無断録音も

マスコミ倫理懇談会の「メディアと法」研究会が1月25日、新聞協会会議室で開かれた。メディア関連の訴訟を多く担当してきた喜田村洋一弁護士が取材・報道の自由について過去の判例に基づき解説した。制限された区域への立ち入りや対面取材時の無断録音について、取材目的であれば「正当な業務行為」として認められる場合が多いと説明。記者の行動が取材先に問題視された場合は報道機関が前面に出て対処すべきだと述べた。

喜田村氏は、博多駅アレ限された敷地に立ち入ることにフィルム提出命令事件の最高裁判決(1969年)では、他に手段がなければ正当な業務行為だと言え、憲法21条(表現の自由)の中核に位置付けられており、この「高尚な理念」を成立させる行為として取材の自由も尊重されていると語った。

取材相手にとって守秘義務違反の内容であっても証言を根気強く迫ること、制

限された敷地に立ち入ることとは「報道のために必要で、他に手段がなければ正当な業務行為だ」と言える」と喜田村氏。取材時の録音については、記者と話していることが相手に伝わっていることが相手から伝わって来れば、必ずしも相手の同意を事前に得る必要はないとの考えを示した。

このため、取材中は記者であると相手に伝わるようにすることが取材先との問

題を防ぐ手立てになるとみられる。他方、こうした記者だから認められる「特権」のようない行為を報道側が当然視することはよくない、と指摘した。

取材規制 アンケート まとめ

朝日新聞労組 机美鈴

1

アンケートの趣旨と概要

【趣旨】取材規制と報道の萎縮について、実情と影響の把握を目的とするアンケート
労連新研部と有志で質問文を作成。

主に下記の3点をとらえようと考えた。

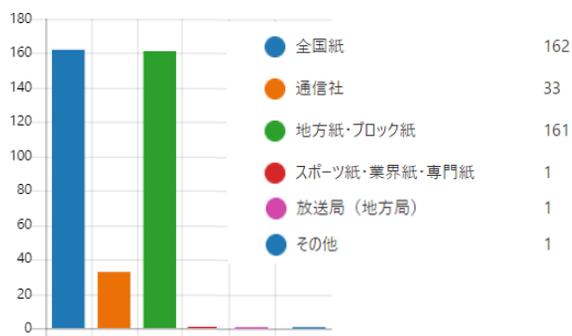
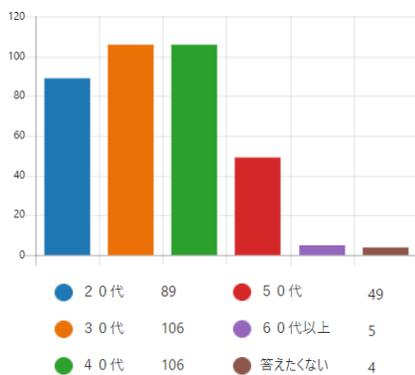
- 取材者が直面している取材規制や攻撃の実態
- 取材者が萎縮を感じたり、自主規制したりしていないか
- 会社側が十分な対応をしているか

【概要】新聞労連から各単組に呼びかけ。

1月17日～2月7日まで、ウェブ上で実施。回答者359人

2

回答者の年代・勤務先

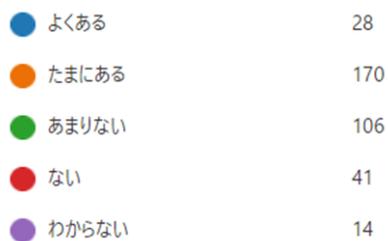


3

自分自身の状況・受け止め

取材活動において、自分自身の萎縮や自主規制を感じることはありますか。

詳細



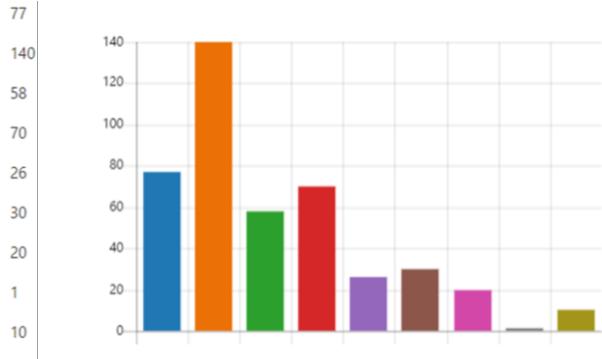
「よくある」「たまにある」が55%

4

萎縮・自主規制の要因

あなた自身を萎縮させ、自主規制する要因はどういったものがありますか。選択肢にない場合は記載してください。

- SNSで批判にさらされるのではないかと不安 77
- 取材先との関係を維持したい 140
- 取材先からの攻撃や嫌がらせを避けたい 58
- 職場が自分を守ってくれるか不安／上司の理解がない 70
- 同業他社を含む記者たちの中で浮いてしまう恐れ 26
- 警察に通報されたり、立件されたりするのではという不安 30
- スポンサーの意向に反するなど、経営に損失を与えるのではないかと不安 20
- わからない 1
- その他 10



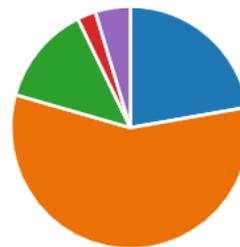
前設問で「よくある」「たまにある」と回答した198人が対象の設問（複数選択可）

5

「萎縮するマスコミ」批判の妥当性

「マスコミ報道が萎縮している」との批判を、あなたはどうか受け止めますか。

- その通りだと思う 80
- ある程度当てはまると思う 205
- あまり当てはまらない 48
- 当てはまらない 9
- わからない 17

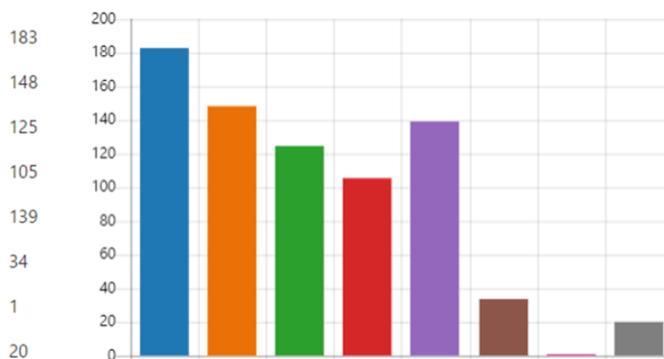


「その通り」「ある程度当てはまる」の回答が全体の79%

6

報道の萎縮をなくしていくためには

- 誹謗中傷や取材先の理不尽な対応に、会社が率先して対処する 183
- 報道のプロセスをよりオープンにし、市民の理解を得る 148
- 報道機関の横並び体質を改善する 125
- 記者個人の意識の変化 105
- 報道機関が連携して対処する 139
- 新聞労連による提言や申し入れ 34
- わからない 1
- その他 20



前の設問で「その通り」「ある程度あてはまる」と回答した285人が対象の設問（複数選択可）。

7

自由記述から

- 知識や経験が少ないことも一因かと思う。きちんとした教育が必要（40代・全国紙）
- 権力側が記者を手懐けるエサとしている前打ち原稿を「特ダネ」と呼ばない。業界全体の意識改革が不可欠（30代・全国紙）
- 統治権力に「借り」を作らない。消費税の軽減税率を受けているだけで国民の理解は得られない（50代・全国紙）
- 安定した経営基盤が必要（20代・全国紙）
- 既存メディアのタブーを精査するべき。文春が書いて新聞は書けない、はもう通用しない（40代・全国紙）

8

公的な取材先からの規制や妨害

公的な取材先（ここでは警察や行政など公正な情報公開が求められる相手先を指します）からの取材規制や妨害についてうかがいます。

あなたはこれまでに不当な取材規制や妨害を受けたと感じることはありますか。

【取材規制や妨害の例】 出入り禁止／議会の傍聴を拒否／不当に広範囲の規制線を敷く／インターネットで実名を挙げた非難／機動隊などからの排除／嫌がらせ目的のスラップ訴訟を起こされる／公開質問状の送付／公的空間での撮影の拒否／特定の社や個人をレクから外す／性別を理由にした排除・ハラスメント



「ある」と「ない」が拮抗。
自分の受けた対応が該当するの
「わからない」が16%を占めた。

9

自由記述から

- 市長から「市立美術館での企画展の主催。他紙に回してもいいんだが」と圧力をかけられた（40代・地方・ブロック紙）
- 「そんな取材ばかりしていると、会社に言って飛ばしてやる」「●●市と社との関係を踏まえて書いた方が、君の将来のためやで」と言われた（40代・地方紙・ブロック紙）
- 基地建設に対する抗議行動の現場で、機動隊に体をつかまれた。警備員に体を抱えて投げられるなどの妨害を受けた（40代・地方・ブロック紙）
- 記者クラブ加盟社以外は取材対応できないと言われた（30代・スポーツ・業界・専門紙）
- コロナ対策を名目に、会合を開いているフロアから閉め出される。会議を終えて出てくる相手をつかまえにくい（20代・全国紙）
- 個人情報に抵触しないのに、個人情報保護を理由に取材を拒否（40代・全国紙）

10

自由記述から

- 街頭演説の撮影で、党指定以外の場所から撮ったらスタッフに拘束・排除された（全国紙）
- 国立大学構内の写真撮影は許可不要だったが、大学にとってマイナスとなる報道では職員に囲まれて威嚇され、撮影を制止された（40代・全国紙）
- 独自ネタを書いたら出入り禁止と市長が明言している（40代・地方・ブロック紙）
- ぶっきらぼうな警察官からの取材拒否をよくあった。妨害というよりうまく切り抜ける方法を学ぶ必要がある。どうしても「妨害だ」と言いたくなるが、切り分けないといけない。先輩の支えや指導が必要（30代・全国紙）
- 20年ぶりに支社支局で警察取材を経験し、90年代は許されていたのに許されなくなったことがあまりにも多くて驚いた。▽刑事課など各課への出入り▽警察無線の聞き耳▽当直時の警察官との同席――など。過剰に広範囲の規制線が敷かれるようになった（50代・地方・ブロック紙）

11

自分はどう対処したか

取材に対する規制や妨害に対し、あなたはどのように対処しましたか。もしよろしければ、空欄に具体的に記載してください（複数回答可）。

● 個人で抗議をしたり、弁護士に依頼したりした	36
● 記者クラブを通じて抗議や対処を申し入れた	22
● 会社・職場を通じて抗議や対処を申し入れた	22
● 特に何もしなかった／何もできなかった	65
● その他	33



規制・妨害を受けたことが「ある」と答えた149人が対象の設問

12

勤務先は対処しているか

あなたの勤務先は、不当な取材規制や取材者が受ける攻撃について、きちんと対処していると思いますか。

● 対処している	27
● ある程度対処している	124
● あまり対処していない	104
● 対処していない	37
● わからない	67



「対処していない」「あまり対処していない」が39%

13

自由記述から

- 身に覚えのない取材クレームを行政当局から受けた。上司には身の潔白を証明させてほしいと訴えたが、波風を立てないような対応を促された（30代・全国紙）
- ネット上で攻撃の対象となり、会社に「電凸」された時、ほぼすべてを自分で対応するよう求められた。「書いた記者の責任」という考えが根付いていて、社や上司が対応することはほぼない（30代・地方・ブロック紙）
- 北海道新聞記者が逮捕された案件で、当該記者を実名報道した。社が記者を守らない印象を決定的に与え、現場を萎縮させた（30代・地方・ブロック紙）
- 共同通信記者の処分に関して、経緯の説明がほぼなかった。何が問題なのか、本人の言葉も聞きたい。新人記者に対しては共有、周知、教育が必要ではないか（20代・通信社）
- 直属の上司が行政幹部の圧力に負けて筆者に内緒で訂正を掲載した（50代・全国紙）
- 社内の取材規制や原稿の無視が相当あるように思う。結果として社外からの取材規制を受け入れているに等しい（40代・全国紙）

14

取材手法をめぐるトラブル

撮影や録音など、取材手法をめぐるトラブルになったことがありますか。



トラブルになったことが「ある」は21%

15

撮影・録音について

- 政治家の裏金問題の取材で、キーマンの証言を本人の了解を得て録音した。紙面掲載を検討する段階でこの録音が支えとなり、上司を説得できた（40代・地方・ブロック紙）
- オフレコが条件の取材で隠れて録音するケースが多々ある。モラルとして気になる（40代・全国紙）
- 正確な報道をするためには録音はやむを得ないと思う（20代・全国紙）
- 調査報道の際、録音を通告して断られることは日常茶飯事。極めてまれだが隠し録音したことはある（50代・全国紙）
- 内部告発の録音や撮影があっても弊紙は報道をためらい、紙面化は実現しなかった。報道が実現するかは、社の裁量、決断力次第だ（30代・地方・ブロック紙）

16

取材手法と報道倫理について

- 若手を中心に遺族や被害者取材を過度に控える傾向がある（４０代・地方・ブロック紙）
- 事件現場で張り番取材をしていると、マスゴミと言われたり、記者の顔を撮影されたりすることが珍しくなくなった（３０代・全国紙）
- 知事会見で不祥事を質問したら、他社のクラブ員から「行き過ぎた質問をすると処分するぞ」と迫られた。報道の使命を記者が忘れているのに、市民の理解を得られるとは思えない（２０代・通信社）
- 前打ち原稿を特ダネ扱いするなど、報道自らが統治機構による不当な取材規制のお膳立てをしている（３０代・全国紙）
- ある政治家の違法献金を追及していた際、その政治家は他社の記者を囲い込んだ。上司からは追及をやめて、その政治家を追及する別の政治家の個人情報をお方に提供するように指示された。特オチ回避のために社会規範を逸脱した取材が横行している（５０代・全国紙）

17

どうしたらいいんだろう？

- 新聞労連の発信が世間から乖離することを懸念する。道新記者逮捕についての発信は必ずしも理解を得ていない。新聞不信の根強さについて深く考える機会を設けてほしい（２０代・全国紙）
- メディアもまた一つの権力だという自覚を持たずに守るべき取材マナーやルールを「萎縮だ」と主張するようなことは控えた方がよい。取材の自由は市民のためのものだと思うが、残念ながら市民が公権力以上にメディアを信頼していない（４０代・全国紙）
- 報道倫理も大切だが、その前に自らの取材手法や取材相手の対応について、法的見解をきちんと理解しておきたい。個人情報保護・肖像権など、拡大解釈が氾濫している（４０代・全国紙）
- 誰でも気軽に相談できる窓口を新聞労連内に設けてほしい（４０代・全国紙）
- マスゴミの信頼は完全喪失の一步手前。業界全体で考えないと取り返しがつかなくなる。オフレコの少人数の集会形式でもいい。現実逃避せず対面で話し合う機会を設けないといけない（通信社）

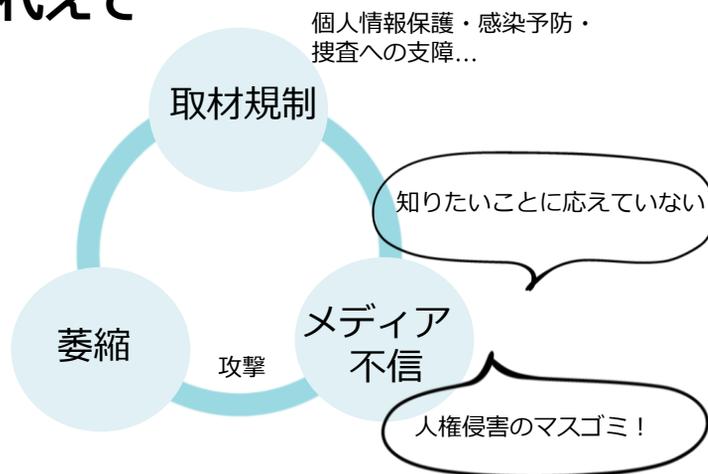
18

ジェンダーの観点から

- 議員からのセクハラを上司に相談すると「女はトクだな」と言われた（50代・全国紙）
- 知人の女性記者が警察署幹部にセクハラを受けた。車両番号から自宅を特定され家まで押しかけられた。上司は「取材の仕方に問題があったのでは」「抗議すると取材がしづらくなる」などと言って対処せず、泣き寝入りに。取材先の不当な要求や脅迫には会社が毅然と対処してほしい（20代・全国紙）
- 5年ほど前の話だが、セクハラを受ける女性記者が多数いた。一取材先に過ぎないのに、警察取材が「報道の王道」という認識が強すぎる。しょうもない前打ち報道は辞め、貴重な人材が嫌な思いをするのは避けるべき。（30代・全国紙）
- ツイッターで個人の発信を奨励する雰囲気がある。男性と女性とでは嫌がらせ等に遭う可能性が全然違うのに、男性上司にはそういう世界が見えてないと思う。奨励するなら社としての対策までちゃんとやってほしい。（30代・全国紙）

19

まとめに代えて



【社内態勢のあり方の検証】 現場任せ・ことなかれ主義・訴訟リスク回避
【メディアの体質の検証】 前打ち報道重視の傾向・取材手法
【分断をどう乗り越えるか】 社内・同業他社・対市民...

20

④2021年度の活動テーマ 提案と意見交換

新聞研究部2021年度活動方針について

近年、不合理で不当ともいえるべき取材規制が強まっています。静岡県熱海市の土石流災害現場では、必要以上に広い範囲で規制線が張られました。しかし、その根拠となる法令は定かではなく、警察当局による恣意的な運用の疑いが濃厚です。規制線は被災地域から1キロ離れた場所に設置されたため、被災現場を見ることはできず、事実上、取材が不可能な状況になりました。災害多発国の日本で被災の実態や推移を正確に伝えることは、災害の教訓を得るためにも重要です。報道関係者が自身の安全を確保することは大前提ですが、現場へのアクセスを当局が不当に遮断することは、報道の公益性、公共性に対する理解が乏しいと断じざるを得ず、「知る権利」の阻害につながりかねません。

規制は災害現場だけではなくありません。みなさんは日々の取材現場で、公権力からの圧力を感じたことはありませんか。新型コロナウイルス対策を名目にして記者会見の機会が限られたり、役所の部屋への立ち入りを断られたりした経験はありませんか。昨年6月には、旭川医科大構内で取材をしていた北海道新聞の記者が大学職員に建造物侵入容疑で常人逮捕され、警察に引き渡された上で48時間勾留させられました。本件は多くの問題をはらんでいます。そもそも逮捕は過剰反応ではないのか。見せしめの意図はなかったのか。北海道新聞が逮捕された記者を実名で報道した対応の是非は。「知る権利」「表現の自由」との関係性はどうか。会社側が不法性ありきで対応していないか。労働組合の立場から、可能な限り事実関係を調査し、検証していく必要があると考えます。

一方で、背景にはマスコミ不信があることも否定はできません。検察幹部と記者の賭け麻雀問題のように、取材の在り方や対権力の距離感が問われ、信用を損なう事態もありました。メディアが市民と遊離してしまっていないか、批判に耳を閉ざしてしまっていないか、謙虚に自問を続ける必要もあります。

昨年は情報公開法施行20年、公文書管理法施行10年という節目の年でした。情報公開は行政機関に説明責任を果たさせるため、市民に与えられた権利であり、武器でもあります。行政当局が出したから都合の悪い文書は相変わらず黒塗りで出されます。近年、一部政治家や高級官僚は、民主的な政治運営を担保する基礎である公文書すら軽んじ、時には隠蔽し、廃棄し、ついには改ざんという犯罪的行為にまで及びました。政策決定過程の透明性を確保し行政をチェックするため、情報公開法、公文書管理法に魂を吹き込むため、公文書の適正な開示を強く求めていきましょう。

ジェンダーへの理解も重要です。新聞労連は「失敗しないためのジェンダー表現ハンドブック」を3月に刊行します。記事表現一つ一つに配慮することはジェンダー平等への第一歩。偏見や差別をなくすため、言葉に携わる一人一人が表現の小さなひっかかりに敏感であることが今まで以上に求められています。

⑤各組合・地連の活動報告

北海道新聞労組（7月7日づけ紙面） 岩手日報労組 河北新報労組 新潟日報労組 信濃毎日新聞労組

旭医大取材の本紙記者逮捕 社内調査報告

旭医大は6月23日午後3時から、吉田秀敏学長の解任問題を議論する学長選挙の記者が、会議を終った後、現場に本社1年目の記者もいることを把握し、別の記者なのか、はつきりしておらず、この記者には送りませんでした。

旭医大は報道各社にフラスコで、会議終了後の午後6時に同大中央玄関前で記者団の取材に応じることを通したが、慣例的に自由に立ち入り、会議が行われている可なり、会議が4階に向かうと

旭医大取材の本紙記者逮捕 社内調査報告

北海道新聞社は、旭川医科大学の検査に許可なく立ち入ったとして、旭川支社報道部の記者が建造物侵入の疑いで逮捕された事件で、この記者と現場で取材していた報道部の3人の記者、担当の部長らから専業関係について聞き取り

大学から通知を受け取った報道部では、現場取材の責任者(キップ)ら3人があったため、キップが現場に本社1年目の記者もいることを把握し、別の記者なのか、はつきりしておらず、この記者には送りませんでした。

北海道新聞社は23日の旭医大の取材で、情報共有や取材手法、記者教育の点で、以下のような問題があったと考えます。

情報共有、記者教育に問題点

旭川支社に引き渡され、身柄を動かして職員に取り押さえられ(管入逮捕)、身柄を動かして職員に取り押さえられ(管入逮捕)、身柄を動かして職員に取り押さえられ(管入逮捕)...

旭川支社に引き渡され、身柄を動かして職員に取り押さえられ(管入逮捕)、身柄を動かして職員に取り押さえられ(管入逮捕)...

気象情報: 7日 向国北北西 最高1.0 最低-1.5... 8日 向国北北西 最高1.1 最低-1.5... 9日 向国北北西 最高1.1 最低-1.5...

旭医大に回答書郵送

北海道新聞社は6日、建造物侵入や学長選挙会議の内容を録音していた行為を謝罪し、身柄を動かして職員に取り押さえられ(管入逮捕)...

旭医大に回答書郵送

北海道新聞社は6日、建造物侵入や学長選挙会議の内容を録音していた行為を謝罪し、身柄を動かして職員に取り押さえられ(管入逮捕)...

旭川支社に引き渡され、身柄を動かして職員に取り押さえられ(管入逮捕)...

万緑の鏡の中へ誰か来る 冬の間にため込まれていた方が6月から7月にかけて爆発するように弾け出し、みるみる濃い緑の森になる。万緑という美語にはそんな力がある。鏡面に映る夏の光が深い木陰との強いコントラストで葉を輝かせ

旭医大に回答書郵送

北海道新聞記者と名乗る、取材目的であると言ふように言われていたこと、旭川支社に引き渡され、身柄を動かして職員に取り押さえられ(管入逮捕)...

旭医大に回答書郵送

北海道新聞記者と名乗る、取材目的であると言ふように言われていたこと、旭川支社に引き渡され、身柄を動かして職員に取り押さえられ(管入逮捕)...

旭川支社に引き渡され、身柄を動かして職員に取り押さえられ(管入逮捕)...

夏の短冊は元々、色、味がわかった。ある国から伝わった。その国とは? 1966

北海道54人 (昨年同期比)

2021年 交通死 北海道54人 (昨年同期比)

北海道54人 (昨年同期比)

2021年 交通死 北海道54人 (昨年同期比)

旭川支社に引き渡され、身柄を動かして職員に取り押さえられ(管入逮捕)...

⑥こちら新研部ですについて と しんけん平和新聞の歴史と今後

①の [2020年度新聞研究部の活動](#) p 24～参照

⑦2021年度新研集会について 過去の集会テーマなど (資料次ページ)

⑧2021年度のしんけん言うトピアについて

その他

まとめ



部長 (出身組合)	第 集会タイトル	場所 テーマ	開催日 泊数	主な内容 1 主な内容 2	主な講演	出席者 総数	一般 料金	
2014年秋～ 2015年夏 本間部長期 (共同)	第38回 新研部長会議	東京・茗台アカデミー 災害報道を考えるシンポ	2015年2月 1日	地連・単組活動報告、平和新聞、 秘密保護法、労連財政報告	阪神の今から20年後の被災地を見る 3者シンポ	26組合員+講師ス タッフ+8学生		新崎 委員長
	第58回 新研中央集会	労連近く貸し会議室 安倍政権・戦後70年の談 話	2015年6月28日 1日	安倍政権・戦後70年の談話	工藤泰志さん 言論NPO・伊勢崎賢治さん 東京外大・藤森研さん専修大	12組合員 4一般	○ 500	
2015年秋～ 2016年夏 大迫麻記子 (毎日)	第39回 新研部長会議	新宿区四谷区民センター SEALDs のメンバーを迎え てディスカッション	2015年12月13日 1日	基調講演 永井幸寿 弁護士 千葉泰真さん 明治大学大学院修士課 程1年目政治学専攻 矢野和葉さん 放 送大学4年生 社会学専攻	「国家緊急権について」	約20		新崎 委員長
	第59回 新研中央集会	文京区民センター 権力とメディア	2016年6月5日 1日	パネルディスカッション	岸井成格さん(毎日新聞記者・ニュース キャスター) 青木理さん(元共同通信記 者・フリーランスジャーナリスト) 楊井人文 さん(日本報道検証機構代表・弁護士)	約300	○ 500	
2016年秋～ 2017年夏 中村進午 (時事)	第40回 新研部長会議	全水道会館 パネルディスカッション	2016年12月18日 1日	こちら新研部です 活動報告他 「偏りって何だ!？」	神奈川新聞 石橋学さん 東京工業大学准教授 西田亮介さん	約30		小林 委員長
	第60回 新研中央集会	文京区民センター 嘘ニュースとメディア～なぜ、 虚偽情報が広がるのか?	2017年5月28日 1日	パネルディスカッション バズフィードジャパン編集長古田大輔さん、 朝日政治部南彰さん、 日本報道検証機構代表楊井人文さん		約40	○ 500	
2017年秋～ 2018年夏 能田英二 (朝日)	第41回 新研部長会議	主婦会館プラザエフ 講演	2017年12月10日 1日	地連・単組活動報告、平和新聞、 「スクープ記事とSNSの活用」	週刊文春編集長 新谷学さん	約50人		小林 委員長
	第61回 新研中央集会	スカイホール 東京五輪とマスメディア	2018年6月1日 1日	講演 パネルディスカッション	為末大さん コラムニスト小田嶋隆さん	80	○ 無料	
2018年秋～ 2019年夏 橋本新治 (共同)	第42回 新研部長会議	全水道会館大会議室 12紙読み比べ!!社説プロレス観戦ガイド	2018年12月15日 1日	「こちら新研部です」分担、単組報告、 年間活動計画他	講演 ブチ鹿島	34		南 委員長
	第62回 新研中央集会	文京区民センター 官邸会見の役割から考える ～ジャーナリズム、本音と建前～	2019年6月22日 1日	講演 3者パネルディスカッション 毎日新聞専門編集委員 与良正男	元官房長官 武村正義 評論家 荻上チキ 東京大学大学院情報学環教授 林香里	約140	○ 無料	
2019年秋～ 2020年夏 酒井雅弘 (毎日)	第43回 新研部長会議	文京ビックカナル 必要ですか、実名報道	2019/12/15 (日) 1日13:00-16:50	「こちら新研部です」分担、単組報告、 年間活動計画、言うとびあ他	講演 上平加奈子 神奈川県弁護士会	約30		南 委員長
	第63回 新研中央集会	net開催=YouTube 6月29日までに4万8千回 再生された	2020年6月5日 (金) 1日19:00-21:30	基調講演 パネルディスカッション	江川紹子さん、畠山理仁さん、 上記2名+立岩陽一郎さん、小島慶子 さん、日比野敏陽さん		○ 無料	
2020年秋～ 2021年夏 机美鈴部長 期(朝日)	第44回 新研部長会議	ZOOMと福岡と全水道会館 記者たちへの伝言～権力 といかに向き合うか～	2014/12/13 1日	地連・単組活動報告、雲仙普賢岳取り 組み他	講演 西山太吉さん	約40人		吉永 委員長
	第64回 新研中央集会	雲仙・普賢岳大火砕流30年 集会	2021年6月5,6 プレ集会5月30日	「災害報道の課題—メディアスクラム・過 熱取材批判に向き合う」「災害報道の意 義とは「感動ポルノ」、批判、匿名・実名 発表を巡って」「報道関係者の安全確保」 「被災地を忘れない(長期取材の視点)」	定点周辺被災地訪問 講師は阪本真由 美さん(兵庫県立大大学院教授=防災 教育)、近藤誠司さん(関西大准教授 =災害ジャーナリズム論)他多数	約90 約70	○ 無料	

取材規制の教訓と課題学ぶ

アンケート中間報告も 第45回新研部長会議

第45回全国新研部長会議が2月13日、オンラインで開かれ、全国の労組や地連から約35人が参加した。

第1部の学習会では、旭川医科大学（北海道旭川市）で学長解任問題を取材していた北海道新聞の記者が2021年6月に建造物侵入容疑で逮捕された事件を受け、東京法律事務所の今泉義竜弁護士と岸朋弘弁護士が講演。まず、岸弁護士が刑法や刑訴法の条文を示しながら建造物侵入罪や現行犯逮捕の成立要件を説明し、それらと憲法に基づく「報道の自由」「取材の自由」との相克を、過去の裁判例を取り上げながら解説した。続いて、今泉弁護士が問題点を整理。参加者との質疑応答を交えながら、事件の教訓と今後の課題について語り合った。

第2部の部会では、2021年7月に静岡県熱海市で起きた土石流災害を取材した共同通信の写真映像部の記者が、住居侵入容疑で書類送検された事例などを取り上げ、全国的に取材規制が強化されているのではないかとの問題提起がされた。

「自主規制や萎縮感じる」

新聞労連組合員らを対象に2022年1月17日～2月7日に実施し、359人から回答があった「取材規制に関するアンケート」の結果についても中間報告があった。「取材活動において、自分自身の

萎縮や自主規制を感じることはありますか」の質問に対し、「よくある」「たまにある」の回答が全体の約6割に上った。また、『「マスコミ報道が萎縮している」との批判を、あなたはどの受け止めますか』の質問では、「その通り」「ある程度当てはまる」の回答が約8割を占めた。

取材先からの規制や妨害にとどまらず、記者側の萎縮や自主規制に対する意識が浮き彫りとなった。一方で、広がるマスコミ不信を背景に、メディア側の自省を求める声もあった。取材規制が記者の萎縮を促し、それが市民のマスコミ不信を招くことで、さらに規制が強まるという悪循環が指摘された。

続いて、岩橋拓郎新研部長が新研部の今年度の活動方針を説明。各労組新研活動報告では、「インターネットとジャーナリズムについて考えるオンライン講演会などを実施したい」（新潟日報労組）、「東北地連春闘産研集會を2月22日にオンラインで開催予定。テーマは『コロナ下の復興五輪・パラ五輪をどう報じたのか、伝えたのか』（岩手日報労組）」といった方針が示された。

また、2022年に開催する新研集會は、「沖縄の本土復帰50年」か「道新記者逮捕と取材規制」のいずれかをテーマとする方針を決めた。開催時期や内容については今後協議することとした。

【朝日労組・山崎聡】

建造物侵入容疑での逮捕と取材



岸朋弘弁護士

取材の自由は憲法の表現の自由とかかわっている。問題の建造物侵入罪が刑法でどう定められ、考慮すべきものなのかは、その行為が、単なる立ち入りなのか侵入に当たるのかで異なる。侵入は管理権者の意思に反する立ち入り。

今回の旭川医科大学で学長解任問題を取材していた北海道新聞の記者が建造物侵入容疑で逮捕された事件の場合、大学側は形式的に入ってくるなど言っているが、実際入っている記者がたくさんいたなどの事情がある。

次に、故意についてだが、故意とは客観的犯罪事実を認識し容認していること。今回の件では、入っていい場所だと思って入ったならば、故意は問題になる可能性がある。正当な理由があれば違法な立ち入りにはならず、犯罪は成立しない。正当な理由があるかないかで取材の自由との関係が問題にされることが多い。

最高裁の判断では報道の自由は憲法21条の表現の自由として保障されている。「報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値する」とされるが、報道の自由と比べて権利の侵害を主張するのは難しい。

取材と現行犯逮捕

取材の自由と建造物侵入罪が争われた事案がある。フリーのジャーナリストが宗教法人の施設に何度も立ち入って内部の写真を撮り、建造物侵入で逮捕されて起訴された。昨年の東京地裁の判決は、政治活動そのものを取材する事案とは異なるので、正当な理由がある立ち入りと認めず有罪だった。今回の事案は公的な施設として政治性、公共的な意味合いで取材しており、それをどう評価するかが問題だ。

逮捕については、逮捕令状を見せて逮捕する通常逮捕、例外として令状なく現行犯でのみ逮捕できる私人逮捕がある。現行犯逮捕の要件は、原則として罪を犯したその時その場でなければ逮捕できず、かつ、逮捕しなければ逃亡や、証拠隠滅のおそれがある場合に限られる。

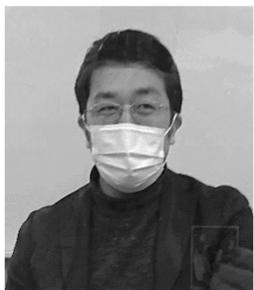
私人逮捕をした場合の手続きは刑訴法214条で「直ちに地方検察庁若しくは区検察庁または司法警察職員に引き渡さなければならない」となっている。今回は大学職員が逮捕し警察に引き渡した。その場でなければ現行犯逮捕はできないので、仮に記者がその場から逃げ去ったとすると現行犯逮捕はできないが、見つかった逃げたとすると通常逮捕の理由付けになるので注意した方がいい。

【東京労組・金山容子】

弾圧を防げる。真実を追究し不正を暴いていく記者の姿を広く伝えていくことが、不当に逮捕を許さない世論を作っていくために欠かせない。

【東京労組・金山容子】

北海道新聞事件の教訓と課題



今泉義竜弁護士

今回の件では、公費で運営されている大学法人の問題についての取材・報道を、制限・抑圧する法人の対応そのものが、まず批判されなければならぬ。

取材記者であることを認識して現行犯逮捕をしていたとすれば非常に悪質で、同様のことを繰り返してはならない。

北海道新聞社の対応に関しては、労働者を雇用する使用者として、また報道機関として記者を守る立場に立たなかったことは非常に問題である。社の指示で記者に取材をさせ、取材という正当な目的があったことを主張し、社に全責任があるというスタンスで記者を守るべきだったのに、その立場に立たなかった。個人の責任に転嫁し、必要のない実名報道まで行った。取材する記者を現行犯逮捕すること自体が異常な対応で、毅然と立ち向かえない新聞社に根本的な問題がある。

今後の教訓のひとつは、未然防止の観念だ。どのような意思を管理権者が外部に表明しているかなどリアルタイムでの共有は必要だ。リスクがある現場には複数で対応し、逮捕の口実を与えないよう身分を明らかにし、自分の行動記録について時系列で証拠を確保しておくのも重要だろう。とはいえ、取材対象者が事前に現行犯逮捕を想定しているような場合は、逮捕を防ぐのには限界がある。そのような現場を取材しないのもリクス回避という点ではある意味有効だが、そうなればどんどん報道の自由は奪われ、報道は死んでいく。記者は、逮捕された場合の対応を準備し覚悟した上

で取材に当たるのが今は必要なかと思っている。

いざ逮捕されそうな状況になった場合は、立入禁止が根拠のあるものなのか、管理権者は誰でもそのような通知が出ているか、根拠を確認する。公権力によるもの場合は、その法的根拠を明らかにさせ、正当な理由による立ち入りで、建造物侵入にはあたらないことを告げる。相手が有形力を行使してきたら、それは暴行罪、監禁罪等に当たるということを伝え、証拠を残す。可能であれば、名刺を渡し、必要があれば後で連絡するように伝え、現行犯逮捕させないために立ち去ることができれば、立ち去る。立ち去ることによって逃亡の恐れがあるとみなされる可能性もあるが、立ち去るチャンスがあれば立ち去った方がいい。

弁護士・組合に即連絡

次に、任意同行には原則応じないこと。任意から逮捕されるというのは一般的なセオリーだ。だが、任意同行に応じないから現行犯逮捕されるということもあるので、現場の判断は難しいだろう。不穏な状況になった場合は、すぐにその場で組合、弁護士に連絡するのは大事だ。

逮捕され警察署に留置された場合は自ら弁護士を呼ぶ。会社顧問弁護士は、会社の利益を守る弁護士で、労働者個人の人権保障の立場に立ち切れない可能性がある。組合員が連絡すべき弁護士、法律事務所をリスト化することを提案したい。組合員が逮捕された情報をつかんだ場合、組合は、弁護士も入れて対策会議を立ち上げ、必ず当日中に接見、面会する。自白の強要に屈しないよう励ますなどの対応が必要だ。

法的に争うことが難しい面もあるが、このような状況を許していいのかという世論形成も重要。果敢に突っ込んでいくのが記者で、報道の自由の役割として記者の存在を支えていく世論は不当な

第 6 5 回

新研集会

新研集会 プレ企画

日本新聞博物館(横浜)

企画展「沖縄復帰50年と1972」

解説付き学習ツアー(2回)開催！

集合場所：2階受付 入館料：1人400円 6月2日（木）正午 申し込み締切

6月3日（金） 15:00 集合→15:15 見学開始 16:30 位に終了

4日（土） 10:30 集合→10:45 見学開始 正午位に終了

内容は同じです。都合のいい方にご参加ください。(各日とも先着15名まで)

注) 6月2日正午前でも申込者が定員に達しましたら締め切らせて頂きます。

新聞労連新聞研究部は、6月25日（土）～26日（日）に沖縄県那覇市で『『復帰』半世紀 沖縄は問う』をテーマに、公開（現地集会とZOOMの併用）で新研集会を開催します。この新研集会に先だって、日本新聞博物館（ニュースパーク）で現在開催中の「沖縄復帰50年と1972」を、新聞協会労組菅長佑記委員長に解説していただきながら学習できる企画が実現しました。

企画展「沖縄復帰50年と1972」 <https://newspark.jp/exhibition/ex000271.html>

今年5月15日に沖縄の日本復帰50年を迎えるにあたり、沖縄タイムスと琉球新報を中心に地元紙が復帰をどう伝えたか、当時の紙面と写真で紹介します。沖縄戦、米軍統治、復帰以降の沖縄をめぐる報道も取り上げます。また、1972年は、国内外でさまざまな事件・事故が起きた年でもありました。それらを報じる当館所蔵の号外・紙面も紹介します。展示資料は約100点です。このほか、ホワイエでは、2018年に企画展「よみがえる沖縄1935」を共催した朝日新聞社による沖縄復帰を捉えた写真を、前後期で25点ずつ展示します。

【参加申し込み】

<https://forms.gle/qrzEKO2fD2zCH2wB6>



注) 参加申し込みは終了しております

新聞労連各組合御中

2022年5月18日

新聞労連委員長 吉永 磨美

新聞研究部長 岩橋 拓郎

第 65 回新研集会招請状

「復帰」半世紀 沖縄は問う

新聞労連・新研部は、6月25日(土)、26日(日)、沖縄県那覇市の[会場と ZOOM を併用](#)し、第59回新研集会を開催します。

沖縄は、2022年5月15日本土に復帰50年を迎えました。

「沖縄返還50年をととても祝える状況ではない。50年前から何が変わったか」。名護市辺野古の新米軍基地建設断念を求め、5月に首相官邸前や自民党本部前でハンガーストライキを決行した沖縄出身の大学院生、元山仁士郎さんの言葉です。半世紀を経ても沖縄にのしかかる負担。元山さんの問いは、政治家や官僚のみならず全ての日本人に向けられたものでもあります。

沖縄が抱える課題をあぶり出す報道を手がけた記者たちとの対話を通じ、みなさんと問題点を共有し、沖縄の未来を考えていきたいと思えます。

25日は、市民・読者と共に考える公開シンポジウムを行います。第26回新聞労連ジャーナリズム大賞、大賞受賞の毎日新聞「特権を問う～日米地位協定60年」取材班のメンバー(決定)に加え、優秀賞を受賞した沖縄タイムス「『防人』の肖像 自衛隊沖縄移駐50年」、特別賞受賞の琉球新報「航空自衛隊那覇基地から流出した泡消化剤に有害物質が含まれていることを突き止めた一連の報道」取材した方々にご登壇を依頼中です。

26日は密を避けた形式での労連組合員のためのフィールドワークを実施します。部分参加・途中離脱も可能ですので、ぜひご検討ください。

万が一、感染が再拡大していたり、蔓延防止等重点措置がとられた場合は、開催前に、現地開催可否を判断します。現地開催が困難な場合は、オンラインのみに限定して開催を予定しています。この場合、飛行機やパック料金のキャンセル料が発生しましても、労連からの補助などはございませんのでご注意ください。

第 59 回新研集会

◇ 日時 : 2022 年 6 月 25 日 (土) 13:30-17:00
26 日 (日) 09:00-12:30 目安

◇ 会場 : 那覇市 IT 創造館

那覇市銘苅 2-3-6 電話 : 098-941-7000

モノレール古島駅から徒歩 8 分、なは市民協働プラザの隣

<https://www.it-souzou.jp/>

◇ 参加費 : 25 日 (土) シンポ 無料
26 日 (日) フィールドワーク 交通費、入館費など実費のみ

◇ 締め切り : 6 月 23 日 (木) AM10:00 厳守

25 日 (土) シンポ現地参加は、会場の都合上、定員がございますのでご注意ください。
労連加盟組合員の現地参加者数は先着 25 名でございます。定員に達しましたら 23 日 (木) 10:00 前でも締め切らせて頂きます。ご了承ください、

資料がある場合は 26 日フィールドワーク集合場所地図などと共に、6 月 23 日夕方をめどに、お送りする予定です。

< 6 月 25 日 (土) スケジュール (予定) >

13:00 会場 受け付け開始
13:15 ZOOM 入室開始
13:30~開会 主催者挨拶
13:35 第 1 部 リレートーク
登壇者
毎日新聞 銭場裕司さん 前東京本社社会部副部長、現在は社会部専門記者
加藤隆寛さん 東京本社写真映像報道センター映像グループ記者
琉球新報、沖縄タイムス労組にも依頼中
14:45 休憩 (質問用紙記入・回収)
15:00 追加報告: 宮古毎日労組から
第 2 部 パネルディスカッション
質疑応答
16:30 まとめ 事務連絡
17:00 初日終了

11:30 戦没新聞人の碑 前集合
新聞人の碑、不屈館見学 1時間程度

戦没新聞人の碑

〒900-0031 沖縄県那覇市若狭1丁目25-1

第32軍司令部壕→徒歩900m 約12分→ゆいレール儀保駅2番ホーム→15分（7駅）→
県庁前駅→徒歩1.2km 約15分

（少人数でのタクシー分乗も可）

12:30 現地にて流れ解散

お時間のある方は、近くの対馬丸記念館もおすすめてです。

<案内人> 琉球新報客員編集委員及び毎日新聞客員編集委員 藤原健 さん

毎日新聞大阪本社社会部長、同編集局長などを歴任。2006年「戦後60年報道」で「平和・協同ジャーナリスト基金大賞」を受賞。16年沖縄に移住。19年『魂（マブイ）の新聞』出版で沖縄大学大学院の「現代沖縄研究奨励賞」受賞。20年『終わりなきいくさ〜沖縄戦を心に刻む』出版。沖縄戦の記憶継承ジャーナリズムがライフワーク。琉球新報に16年から大型コラム「おきなわ巡考記」、毎日新聞に21年から特集企画「復帰50年の群像」をそれぞれ連載中。民間団体「第32軍司令部壕の保存・公開を求める会」の理事として「軍は住民を守らなかった」という観点から沖縄戦の実相を伝える活動も。

現地参加申し込み（先着25名）

<https://forms.gle/RLXNEB745DTzXou86>



ZOOM 参加申し込み

<https://qr.paps.jp/JB4tp>

メールアドレス、労組名、名前他をご記入ください。
登録したメールアドレスにURLが届きます。



注) 現在は受け付けは終了しております

【追加情報1】

新研集会プレ企画！ 日本新聞博物館（横浜） 企画展「沖縄復帰50年と1972」解説付き学習ツアー（2回）開催！（以前予約必須 各日とも先着15名まで）

集合場所：2階受付

入館料：1人400円

締め切り：6月2日（木）正午

プレ企画参加申し込み

<https://forms.gle/qrzEKo2fD2zCH2wB6>

申し込み先 QR コード→



注) 現在は申し込みは終了しております

<スケジュール>

6月3日（金）15:00 集合→15:15 見学開始 16:30 位に終了

4日（土）10:30 集合→10:45 見学開始 正午位に終了

両日とも内容は同じです。都合のいい方にご参加ください。(添付チラシ参照)

【追加情報2】

26日15時より、佐渡山豊さん（ドゥチュイムニイ）、海勢頭豊さん（月桃の花）による、月桃の独り言「は・ひ・ふ」 本土復帰50年 ゆたかゆたかコンサート が琉球新報ホールで開催されます。入場料(一般)：¥2,000

6月23日は沖縄の慰霊の日。佐渡山さんは、案内人：藤原さんのご友人でもあります。彼らの歌声で、現地の雰囲気、熱が伝わることでしょう。別添えの **ファイル(2つ)** もご参照ください。

詳細はこちら↓

<https://eplus.jp/sf/detail/3628170001-P0030001P021001>

問合せ先：新聞労連 新研部 電話 03-5842-2201

第 65 回新研集会

「復帰」半世紀 沖縄は問う 資料

2022 年 6 月 25 日
於：那覇市 IT 創造館

第 26 回新聞労連ジャーナリズム大賞

大賞

- 特権を問う～日米地位協定 60 年（毎日新聞「特権を問う」取材班）

2020 年に発効 60 年を迎えた日米地位協定は、在日米軍による被害の「元凶」とされながらも 1 度も改定されることがなかった。今回、米軍ヘリが新宿上空でビルに近接した飛行を繰り返している事実を動画で捉え、ツイッターや YouTube も活用して報道したり、米兵らの事件事故のについて関係者を各地に訪ね、遺族の肉声を伝えるなど、徹底的に取材して「特権」の問題を、改めて掘り起こし、多面的、立体的に浮かび上がらせた。

優秀賞

- 「防人」の肖像 自衛隊沖縄移駐 50 年（沖縄タイムス「防人」の肖像取材班）

沖縄の日本復帰 50 年となる 2022 年を前に、1972 年に沖縄移駐した自衛隊に焦点を当てた。メディアは米軍基地の問題点を恒常的に指摘しているものの、自衛隊についての言及は少ない。「米軍基地のない島」の主張と表裏一体で、「ではこの地域をどう守るか」という現実的な問題がある。沖縄における自衛隊をめぐる課題はもっと知られていいものであり、現在にいたるまで沖縄で自衛隊がどう受け止められてきたかを厚みのある取材によって描いた。

特別賞

- 航空自衛隊那覇基地から流出した泡消化剤に有害物質が含まれていることを突き止めた一連の報道（琉球新報航空自衛隊泡消火剤流出取材班）

2021 年 2 月、航空自衛隊那覇基地から泡消化剤が住宅街に流出した問題で、空自のリリースの虚偽を明るみに出した。リリースでは、泡消化剤には「PFOS（ピーフォス）、有機フッ素化合物」は含まれていないとされたが、有識者の分析から実際には有害物質が含有されていたことを突き止め、防衛相の謝罪、全国の自衛隊基地の調査につながった。権力側の発表や言い分をうのみにするだけではなく、能動的に調べていくジャーナリズムの基本姿勢を貫いた結果のスクープで、当局発表を常に疑うことの重要性を改めて感じさせられる。

【配布資料】

・特権を問う～日米地位協定60年＝ 配布なし

・「防人」の肖像 自衛隊沖縄移駐50年 明講師

①2021年03月10日(水)琉球新報 朝刊 本紙【総1】「空自消火剤にPFOS／2月の那覇基地流出／説明と食い違い／本紙採取 京大・原田氏が分析」

②2021年04月08日(木)琉球新報 朝刊 本紙【総1】「空自 PFOS含有認める／泡消火剤流出／説明訂正し謝罪／国指針128倍、ウェブ公表／幕僚長『多くの方に不安』」

③2021年04月10日(土)琉球新報 朝刊 本紙【総3】「PFOS 防衛相謝罪／泡消火剤流出／住民説明会も検討」

④2022年06月01日(水)琉球新報 朝刊 本紙【総1】「海自那覇PFAS、7万倍／自衛隊60施設 8割で指針値超す」

①～④次ページ

⑤消火剤自己巡る経緯(エクセル)

		空自の消火剤流出事故を巡る主な動き
		※網掛けは本紙報道
2021年	2月26日	空自那覇基地から泡消火剤が流出、飛散。
		空自は「PFOSは含有しておらず、毒性や損傷生はほとんどない」
		ウェブで速報、記者が泡を採取
	2月27日	紙面で初報掲載
	3月2日	消火剤の製造元が出している資料を基に続報
	3月3日	空自那覇基地が県と周辺の2市に謝罪文書を送付
	3月10日	採取した泡からPFOSなどが指針値を超えて検出されたことを報道
	3月11日	那覇市が基地内の水路や周辺の土壌調査を開始
	3月12日	岸防衛相が省としても消火剤を分析する方針を示す
	4月7日	那覇市が市の調査でもPFOS・PFOAが指針値を超えて検出されたと発表
		空自がPFOSの含有を認め、空幕長が謝罪
	4月9日	岸防衛相が会見で謝罪
	5～6月	空自は基地内の水路と消火専用水槽を調査
9月4日	本来含有されないはずの消火用水槽から指針値9200倍のPFOS・PFASが検出されたと空自が発表	
9月7日	岸防衛相は全国の自衛隊施設を調査する考えを示す	
2022年	3月中旬	全国調査の結果が防衛省に届く
	6月1日	全国調査の結果を報道（8割弱で指針超）

空自消火剤にPFOS

説明と食い違い

本紙採取 京大・原田氏が分析

2月の那覇基地流出

航空自衛隊那覇基地から泡消火剤が流出、飛散した2月26日の事故で、琉球新報の記者が現場近くから採取した泡を京都大の原田浩二准教授(環境衛生学)が分析した結果、有害性が指摘されている有機フッ素化合物PFOS(パーフロオロオクタノール)が9日までに検出された。空自の「PFOSは含まれていない」とする説明と食い違っており、説明の根拠が問われる。原田准教授は「今回流出した泡は、昨年4月に米軍普天間飛行場から流出した泡と環境に対する影響はほぼ同じだ。十分な調査をせず、被害を過小評価していたのではないかと指摘し、空自の対応を疑問視した。(2、31面に関連)



航空自衛隊那覇基地から飛散した泡消火剤＝2月26日、那覇市高良

は最も高く、1リットルあたり約3万9千ナグだった。琉球新報は2月26日、空自那覇基地から約100メートル付近の地面に付着していた泡をプラスチック製コップ半分ほどに採取し、原田准教授に分析を依頼した。今回の分析で得た数値は、泡に含まれる有機フッ素化合物の濃度の値を算出した。持ち運びや輸送の際に有害物質が分散し、実際よりも数値が低く出ている可能性がある。(長瀬亮太郎、明真南斗)

採取した泡からPFOSが検出されたことについて、空自は「現在事実を確認中で答える段階にない」とコメントした。その上で「基地の北東方向の赤嶺を中心とした範囲に泡が拡散

したことは確認している」とし、付近の土壌や河川を調査する予定については「検討中だ」と説明した。空自によると、消火剤が流出した基地内の水路から消火剤を含む汚染水約6千リットルを回収したが、基地外に飛散した泡は回収していない。

事故後、空自はPFOSを含む泡消火剤を非PFOS薬剤へ交換した後の圧力試験で配管が破裂し、PFOSが指摘されているPFHxSは1リットルあたり34・8ナグだった。6・2FTSの値

有機フッ素化合物 PF OA や PF OS など多くの種類が存在する。化学的に安定し、水や油をほじく性質があり、金属メッキ処理剤から調理器具といった身近なものまで広く使われてきた。環境中でほとんど分解されないため「永遠の化学物質」と呼ばれ、人や動物の体内に蓄積する。発がん性のほか、出生時の体重減少が生じる可能性が指摘される。

琉球新報が採取した泡の分析結果

有機フッ素化合物	空自那覇基地 2021年2月26日	米軍普天間飛行場 2020年4月10日
PFOS	244	349
PFHxS	34.8	33
PFOA	13	422
6:2FTS	39049	60010

航空自衛隊の泡消火剤流出事故を巡る経緯

- 2月26日 航空自衛隊那覇基地から泡消火剤が流出、基地外に飛散。本紙が泡を採取。空自は「PFOSは含有しておらず、毒性や腐蝕性はほとんどない」と説明
- 28日 原田浩二京大准教授に採取した泡を送る
- 3月2日 本紙が「危険」という記載のある安全データシートについて報道
- 3日 空自が県、那覇市、豊見城市に論議
- 5日 原田准教授が泡を受け取り分析。PFOSなど有機フッ素化合物を検出
- 7日

空自 P F O S 含有認める

説明訂正し謝罪

国指針128倍、ウェブ公表

泡消火剤流出

航空自衛隊那覇基地から泡消火剤が流出した事故で那覇基地は7日、ウェブサイトで調査結果を公表した。有害性が指摘される有機フッ素化合物の一種PFOS(ペーフロス)が消火剤に含まれていたことを認め、当初の説明を訂正し謝罪した。事故当日に基地内の水路から回収した汚染水からは、最大でPFOSが1リットル当たり3010ナグ、PFOA(ペーフォア)同3380ナグが検出された。国が定める暫定指針値(面物質の合計が水1リットル当たり50ナグ)の128倍に上る。基地内の水路から後日採水した那覇市の調査でもPFOS・PFOAが計同360ナグ検出され、国の指針値の7倍を超えた。(2、25面に関連)

幕僚長「多くの方に不安」



航空自衛隊那覇基地から飛散した泡消火剤。2月26日、那覇市高良

自衛隊は当初、PFOSは含まれていないと説明していたが、琉球新報の報道を受けて調査に乗り出し、誤りを認めた。井筒俊司航空幕僚長は「非PFOS薬剤に入れ替えた後との認識が先行してしまった結果、基地周辺住民への注意喚起が不十分となり、多くの方々に不安を与えて誠に申し訳なく思う」と陳謝する。自衛隊によると、事故から40ナグ検出された。

3月17日に採取した土壌はPFOSとPFOAのみ分析し、それぞれ最大で1リットル当たり19ナグ、同24ナグだった。琉球新報の記者が現場近くから採取した泡を京都大の原田浩一准教授が分析したところ、PFOSが検出されたため3月10日付で報じた。

有機フッ素化合物 PFOAやPFOSなど多くの種類が存在する。化学的に安定し、水や油をはじく性質があり、金属メッキ処理剤から調理器具といった身近なものまで広く使われてきた。環境中でほとんど分解されないため「永遠の化学物質」とも呼ばれ、人や動物の体内に蓄積する。発がん性のほか、出生時の体重に影響が生じる可能性が指摘される。

航空自衛隊那覇基地の泡消火剤流出事故を巡る経緯

- 2月26日 航空自衛隊那覇基地から泡消火剤が流出、基地外に飛散。本紙が泡を採取。那覇基地は「PFOSは含有しており、毒性や腐蝕性はほとんどない」と説明
- 28日 原田浩一准教授に採取した泡を発送
- 3月2日 本紙が「危険」という記載のある安全データシートについて報道
- 3日 那覇基地が県、那覇市、豊見城市に謝罪
- 10日 原田准教授の分析でPFOSなど有機フッ素化合物が検出されたと本紙報道
五城アニー知事、本紙報道を受け「自衛隊からの報告が正確でなかったなら非常に問題」
- 11～12日 那覇市が那覇基地内の水路や民間地土壌を調査
- 25日までに 那覇基地は県にPFOSが含まれている消火剤が配管に残っていた可能性があるとの見解を示す
- 4月7日 那覇基地は泡消火剤にPFOSが含有していたと発表。那覇市の水質調査でも検出

PFOS 防衛相謝罪

泡消火剤流出 住民説明会も検討

【東京】航空自衛隊那覇基地から流出した泡消火剤に有機フッ素化合物の一種PFOS(ペーフォス)などが含まれていたと同基地が認めたことについて、岸信夫防衛相は9日の会見で「住民の皆さまに大変なご心配、ご迷惑をお掛けしたことに ついて大変申し訳なく思う」と述べ、謝罪した。その後の国会審議で岸氏は、同基地による地元説明の姿勢について「記者会見、住民説明会を実施することも重要だ」との認識を示し、対応を検討するよう指導する考えを示した。(28面に関連)



岸信夫防衛相
=9日、国会内
で記者会見する

出された場合、地方自治体などの求めに応じて施設内にある浄化槽の水質分析など必要な協力を行っている」と説明した。那覇基地でも要望があれば「同様に調査に協力していく」とした。

防衛省の担当者は泡消火剤の交換作業が「日本消火装置工業会」の策定したマニュアルに基づいて行われたと説明した。結果として流出したことからマニユア

ルの改定を求める必要性について「関係省庁と連携して対応したい」と述べるにとどめた。赤嶺政賢氏(共産)への答弁。

一方、水質調査時にPFOSが含有する検体の採取で使った手動ポンプを使い回した可能性があることについて岸氏は「このような不手際はあってはならない」と問題視した。

水質調査結果では、PFOSなどが含まれていないことが予測された基地内の水槽の水から、PFOSが1リットル当たり1万6100ナノグラム、PFOAが同4480ナノグラム、PFHxSが同1万3000ナノグラムの高濃度で検出された。

岸氏は習熟していない隊員が検体採取を行い、使い回しが生じたとした。水槽の水について改めて調査を行う考えを示した。屋良朝博氏(立民)への答弁。

会見では、漏出事故を受けた全国の自衛隊施設における配管の点検や洗浄について「改めて配管を洗浄する必要はないと考えているが、今後よく検討したい」と述べた。

海自那覇PFAS、7万倍

自衛隊60施設 8割で指針値超す

【東京】防衛省が全国の施設で有機フッ素化合物(PFAS)が国定指針値(PFO)の50%以上を超過していることが、31日、関係者への取材で分かった。県内では、8割弱のS・PFOA計1施設で分かった。県内では、地(同)や空自の知念

分屯基地(南城市)で国の暫定指針値を超過し、海自那覇基地では最大約7万倍のPFASが検出された。

(2面に関連)

2021年2月に空自那覇基地から泡消火剤が飛散した問題を巡り、本紙の報道でPFOSの含有が判明したことを受けて空自が那覇基地を調べたところ、消火薬剤を混ぜる前の水槽からもPFAS

Sが検出され、防衛省は調査対象を全国に広げていた。

調査したのは、泡消火剤と混ぜる前の真水をためているはずだった消火用水槽。防衛省は過去にPFOSを含む泡消火剤を使っていた可能性がある施設で229槽から水を採取して分析した。指針値を超えた水槽の水を処分する方向で検討している。

関係者によると、空自那覇基地では全17槽で国指針を超え、最大で約3万倍だった。知念分屯基地には水槽が一つあり、国指針値を超えた。海自那覇基地では4槽のうち一つでPFOSとPFOAの合計が国指針の約7万倍に上った。うるま市の海自沖縄基地も調査対象だったがPFAS濃度は国指針を下回った。

(明真南斗)

・航空自衛隊那覇基地から流出した泡消化剤に有害物質が含まれていることを突き止めた一連の報道 = 配布無し

2022年6月26日

新聞労連 新研集会

スタディーツアー 資料



十五年戦争の果て 沖縄戦

無謀な戦線拡大 泥沼化



第1次世界大戦終結

戦争の特需景気が一転、戦後恐慌に。砂糖価格が急落し、不況は沖縄にも波及

1918年

1931年 満州事変(9月)

中国東北部の満州に駐留する関東軍(日本軍)が鉄道を爆破し、これを中国の仕業と主張。関東軍は政府の指示を無視して武力を拡大、「十五年戦争」へ

1929年

ニューヨークで株価が大暴落

世界恐慌が日本の不況に追い打ち(昭和恐慌へ)

沖縄の農村部ではソテツで飢えをしのぐ事態に(ソテツ地獄)

1932年

日本、満州国を建国(3月)

5・15事件(5月)

海軍の青年将校らがクーデター、首相官邸などを襲い犬養毅首相を殺害、政党政治が終わる

1933年

国際連盟、日本に満州からの撤退を勧告(2月)

日本、国際連盟を脱退(3月)

1937年 盧溝橋事件(7月)

北京郊外の盧溝橋(ろこうきょう)で、日中両軍が衝突。戦線が全中国に広がる。日中戦争へ

1936年

2・26事件(2月)

天皇親政を唱える陸軍の青年将校らがクーデター、大蔵大臣や教育総監らを殺害。軍部独裁が確立

1938年

日本軍、中国の徐州(5月)・武漢(10月)を占領

1939年

ノモンハン事件(5月)

満州の国境をめぐる日本軍(関東軍)がソ連軍と戦闘

第2次世界大戦勃発(9月)

ドイツがポーランドに侵攻。イギリス、フランスがドイツに宣戦布告

1940年

日本軍、北部仏印に進駐(9月)

(フランス領インドシナ、現ベトナム・ラオス付近)

主な目的は、イギリスなどから中国に送られる援助物資の輸送ルートを遮断すること

日独伊が三国同盟を締結(9月)

1941年

米、在米日本資産を凍結(7月)

日本軍、南部仏印(現ベトナム・ホーチミン付近)に進駐(7月)

米、日本への石油輸出を全面的に禁止(8月)

日本の南進政策に対して、アメリカが経済制裁。アメリカに石油・鉄鋼・機械類などを頼っていた日本は米国と交渉に臨むが決裂

アジア・太平洋戦争勃発(12月)

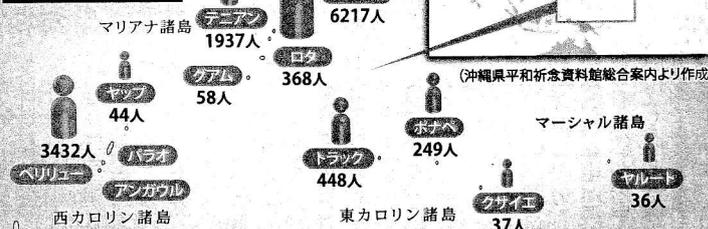
日本陸軍、英領マレー半島に奇襲上陸

日本海軍、米・ハワイの真珠湾を奇襲爆撃

日本軍、香港・クアム島・タラウ島・マキン島・アンボン島を占領



南洋諸島における沖縄県関係者の戦没者



第1次世界大戦後の不況下で、沖縄からも多くの方が移民として南洋諸島にわたっていました。

2011年6月19日付の「ワラビー」画解を再構成しました。

満州事変、日中戦争、アジア・太平洋戦争へと続く日本の約15年間の戦争を「十五年戦争」といいます。沖縄戦は、この十五年戦争の終わりに近いころの出来事です。沖縄戦が起こるまでにどんな歴史があったのでしょうか。たどってみると、どのようにして沖縄戦が起きたのかが見えてきます。

日本では、第1次世界大戦後の世界的な不景気の中で、国民の政治への不満が高まりました。このような中で軍部が勢力をつけ、中国へ侵攻しました。やがて戦いは泥沼化します。

日本は先行きの見えない中国との戦争に打ち勝とうと、今度は東南アジアに侵攻し

ました。イギリスなどから中国に送られる支援物資のルートをかきとるとともに、石油や鉄など、東南アジアの豊富な資源を手に入れようとしたのです。

こうした日本の動きに歯止めをかけようと、アメリカは日本に対する石油や鉄の輸出を取りやめました。これらの資源の大

部分をアメリカにたよっていた日本は困り、アメリカにかけ合いました。アメリカは日本に、中国やアジアから手を引くよう求めましたが、日本は受け入れず、話し合いは物別れに終わりました。

こうして起きたのがアジア・太平洋戦争です。初めの半年は日本の勝ち戦でしたが、やがて攻め返されました。アメリカは日本が武力で支配した島々を次々に攻め落とし、どんどん日本にせまりました。その果てが沖縄戦です。

アメリカの日本本土への上陸を少しでも遅らせるための「持久戦」で、多くの住民に犠牲者が出ました。

日本、軍部台頭で中国侵攻⇒資源求めアジア南進⇒米が本格参戦



1941年(7月)
ハノイ付近)
送られる援助物資の輸送ルートの遺跡だった

1941年(7月)

- 日本軍、米軍が駐留していたフィリピン・マニラを占領(1月)
- 英東洋艦隊の拠点だったシンガポールを占領(2月)
- 日本兵が占領前後にマレー・シンガポールで中国系住民を大規模に虐殺
- 日本軍、ビルマ(現・ミャンマー)ラングーン占領(3月)
- フィリピン・パタニ半島占領(4月)
- 米軍、日本本土を初爆撃、B25で東京・横浜・名古屋・神戸などを空襲(4月)
- 日本軍、フィリピン・コレヒドール島占領(5月)
- 日本軍による侵攻の目的は「蘭印(らんいん)の油田の獲得と輸送ルートの確保
- 【※オランダ領東インド、現・インドネシア】

1942年

1942年(7月)

面的に禁止(8月)

経済制裁
頼っていた日本は米国

ミッドウェー海戦(6月)

日本はこの海戦で大敗し、戦局は反転。日本が敗戦に向かう大きなターニングポイントに

ガダルカナルの戦い(8月~)

日本軍が飛行場を建設した直後に米軍が占領。これを奪還しようとする日本軍との間で激しい攻防戦が繰り返され、日本兵の餓死・戦死者は約2万人に上った

1942年(12月)

上陸

奇襲爆撃

マキン島

1943年

- 日本軍、ガダルカナル島から撤退開始(2月)
- 米軍、アリウシャン列島・アッツ島を陥落(5月)
- 日本軍、約2千人の戦隊がほぼ全滅。大本営は部隊を「玉砕」とたたえ
- 大本営、絶対国防圏を策定(9月)
- 劣勢となった日本が、本土防衛のために必ず確保する領域として設定
- 米軍、ギルバート諸島のマキン島・タラフ島を陥落(11月)

- 米軍、マニラを占領(3月)
- 米軍、慶良間に上陸(3月)
- 東京大空襲(3月)
- 米軍、硫黄島を陥落(3月)

米軍、沖縄本島に上陸(4月)

沖縄戦、日本軍の組織的戦闘終了(6月)
広島・長崎に原爆投下、日本が無条件降伏(8月)
日本軍、沖縄戦で降伏文書に調印(9月)

1944年

米軍、マーシャル諸島のウェゼンを陥落(2月)

インパール作戦(3月~)

ビルマ戦線で、反撃を受けた日本軍が英印軍の拠点となっていたインド・インパールを攻略しようとしたが、失敗。前線の兵士に対する補給手段が確保されておらず、過酷な状況下で5万とも7万ともいわれる日本兵の犠牲者が出た作戦の目的は、中国に送られる援助物資の輸送ルートを遮断することだったとされる

マリアナ沖海戦で日本軍大敗(6月)

インパール作戦中止(7月)

米軍、サイパン島を陥落(7月)

米軍は日本本土への攻撃の拠点としてサイパンに上陸。日本軍が壊滅した後、残された民間人は捕虜になることを恐れ、島北端のマツビ岬(ハンサイ・クリフ)から身を投げた。島にいた日本人約1万人の犠牲者のうち、約6千人が沖縄出身者とみられている

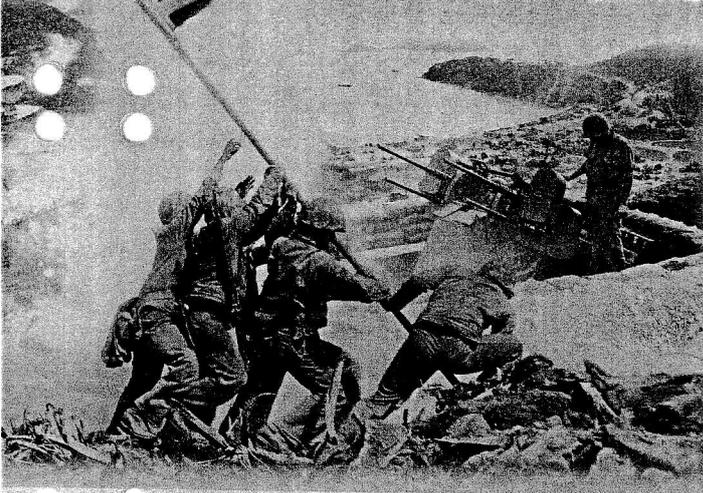
米軍、テニアン島を陥落(8月)

クアム島を陥落(8月)

沖縄、10・10空襲(10月)

フィリピン・レイテ沖海戦で日本軍大敗、連合艦隊が壊滅(10月)

1945年



沖縄を（に）学ぶために そのガイダンスとして

藤原 健

■沖縄戦後の出発と戦後〈思想〉

1 沖縄戦記

- ・ 共同体も家族も徹底的に破壊され、米軍に保護されたときが戦後の始まり
- ・ 人々の意識は、「艦砲ぬ喰えぬくさ」（艦砲の生き残り）。収容所で命をつなぐ
最初に「沖縄の戦争」を伝えたのは古川成美『沖縄の最後』（1947年）、古川は元軍人で、その戦闘体験がベース。沖縄戦の実相を伝える「沖縄人による沖縄戦記」「住民視点の沖縄戦記」が待望された。

⇒沖縄戦記文学の記念碑的な3本柱（仲程昌徳『沖縄の戦記』）

- ① 沖縄タイムス社編『鉄の暴風—現地人による沖縄戦記』（1950年）
- ② 仲宗根政善編『沖縄の悲劇—ひめゆりの塔をめぐる人々の手記』（1951年）
- ③ 大田昌秀、外間守善編『沖縄健児隊』（1953年）

⇒沖縄は戦前、県史がなかった。しかし、沖縄戦の証言記録などを含めた県史、市史、町史、村史、字史が復帰後に急増。2015年までの沖縄戦関連の出版物は1236冊

⇒継承ジャーナリズムの範疇として琉球新報「沖縄戦新聞」

⇒純文学の大城立裕、又吉栄喜、東峰夫、目取真俊、「反復帰」の新川明、川満信一

⇒「加害者」の視点

2 沖縄戦記の〈思想〉＝体験集にとどまらない理念形成＝実相の継承

- ・ 「これだけの死を上回る国家の正当性などあるのか」（『沖縄健児隊』）
- ・ 「野垂れ死にではなかったか」（『沖縄の悲劇』）
- ・ 「軍隊は住民を守らなかった」（『鉄の暴風』『沖縄健児隊』『沖縄の悲劇』）
- ・ 沖縄戦とは何だったのか⇒差別から脱却するために日本国家に同化しようとした近代
沖縄の総決算（屋嘉比収『沖縄戦、米軍占領史を学びなおす』）
- ・ 状況に向き合う際に湧き上がる思念の塊を〈思想〉と呼ぶなら、沖縄の戦後〈思想〉は、
沖縄戦を凝視した沖縄戦記として現れた（鹿野政直『沖縄の戦後思想を考える』）

⇒反戦、人権、平和、自立⇒3本柱以後の出版もこれを押さえる

⇒「ヤマトとは何か」、「ウチナーとは何か」の見つめ直し

⇒「のしかかるヤマト」の意識化

3 日本軍について

- ・ 「70年戦争」というとらえ方
- ・ 日露戦争の「大勝利」

⇒『半藤一利 語りつくした戦争と平和』（保阪正康監修）

6. 第32軍首里司令部壕の保存・公開・活用の意義——過去の沖縄戦と過ちを学ぶ場として

今さら、何で77年間も埋もれ、崩落しつつある司令部壕を掘り出す必要があるのか？

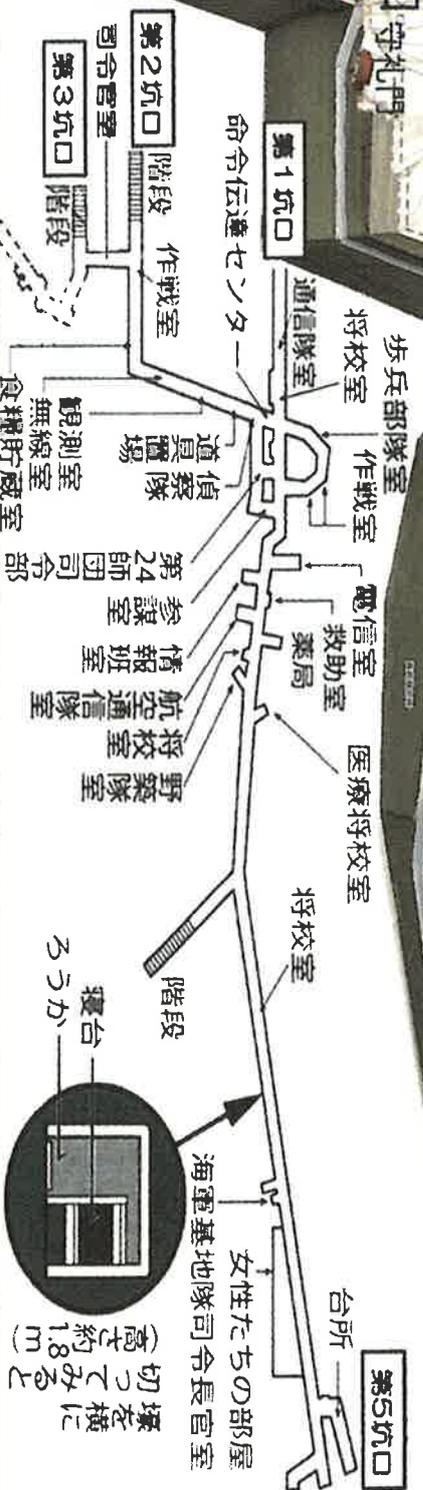
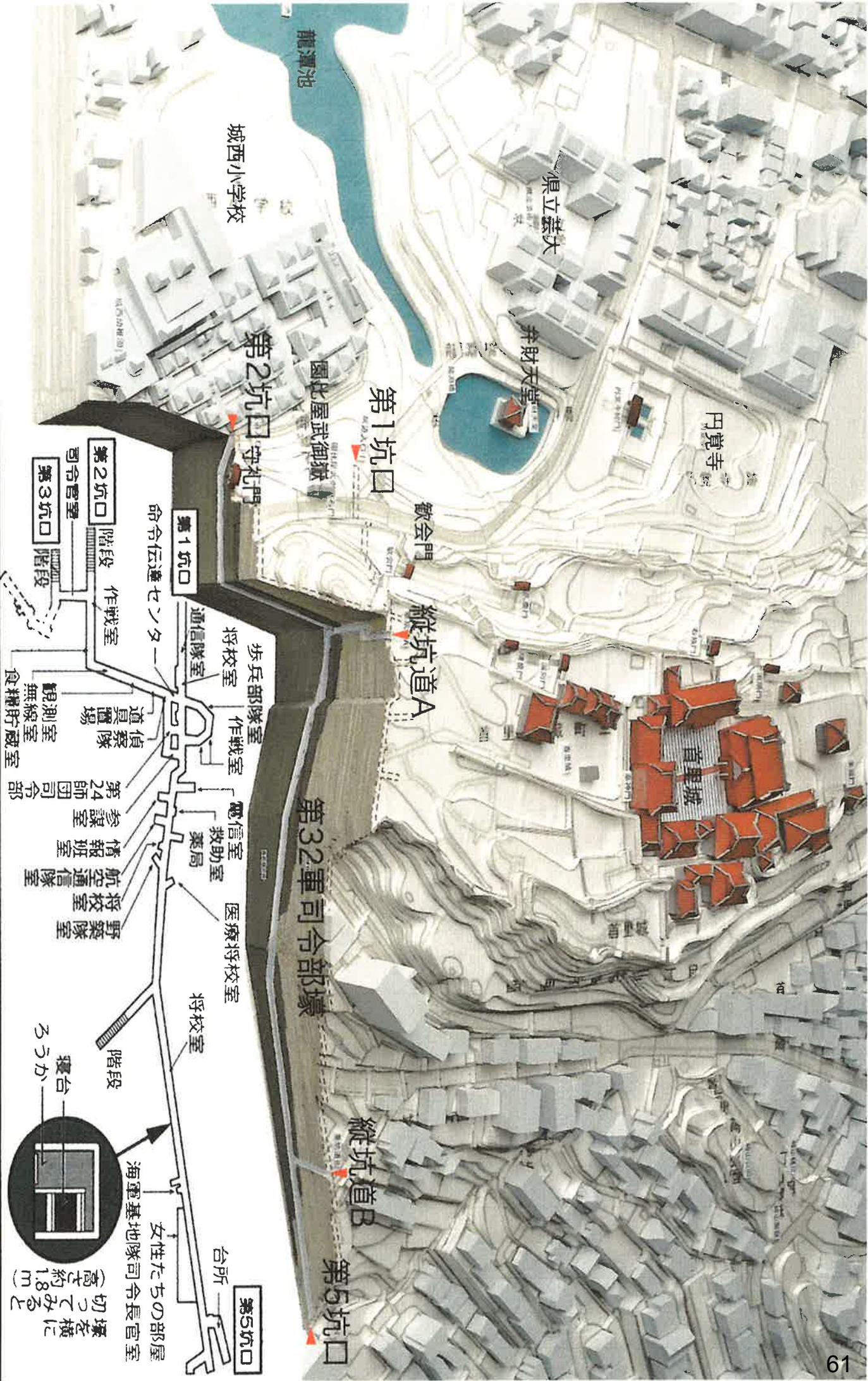
今、生存している私たちのほとんどは沖縄戦当時、子どもであったか戦後生まれで、77年前の戦争の当事者ではない。しかし、戦争の歴史に戦後の日本社会がどう向き合ってきたのかという点では、私たち自身も当事者である。国内で最大で最後の地上戦であった沖縄戦に向き合うためにも司令部壕が埋もれたままでよいのだろうか。沖縄戦の無残な事実を掘り起こし、後世に伝える責任は、私も含む戦後世代の私たちにあると思う。

第32軍首里司令部壕は、その規模から長野県にある松代(まつしろ)大本営、神奈川県日吉にある海軍連合艦隊司令部地下壕、沖縄県津嘉山(つかざん)司令部壕に次ぐ四番目の地下司令部壕である(図②⑤)。その規模からは四番目とはいえ、実戦に使用し、国内最大で最後の地上戦を指揮した司令部壕という観点からは、戦争遺跡の中でも重要なものであり、戦争と平和を学ぶ重要な場、施設となるものだと考える。

神奈川県川崎市にある明治大学生田キャンパスの敷地内には、戦跡そのものを学習・展示の場にしてある同大学平和教育登戸研究所資料館がある。戦時中は生物化学兵器(毒ガス)、細菌兵器、電波兵器、風船爆弾、中国紙幣のニセ札づくりなど、近代戦の一つの側面、通常兵器でない「秘密戦争兵器」の開発をしていた登戸(のぼりと)と(第九陸軍技術)研究所の一部が施設ごと戦跡とし保存され、展示されている。琉球新報「32軍壕を読み解く〈2〉一米軍報告書から」は、明治大学の山田朗教授(日本近現代史)の提案を紹介している。

名称と公開等状況	坑道全長	機能	備考	使用
松代大本営 (長野県長野市) 保存・公開(一部)	約10,000m	大本営 天皇住居 政府機関、 日本放送協会、 中央電話局他	1944年11月 象山、舞鶴山、 皆神山	未使用
日吉台海軍司令部 地下壕 (神奈川県横浜) 保存・公開(一部)	約2,600m	連合艦隊司令部、 海軍省人事局、 航空本部他	1944年3月 以降工事が始	使用
津嘉山司令部壕 (沖縄県津嘉山町) 掘置(一部)・未公開	約2,000m	第32軍司令部壕	1944年9月 工事開始	経理部他として 沖縄戦で使用
首里司令部壕 (沖縄県那覇市) 掘置(一部)・未公開	約1,050m	第32軍司令部壕	1944年12月 工事開始	沖縄戦で 使用

②⑤ 全国の主な旧日本軍司令部壕跡



第5坑口 台所

女性たちの部屋
海軍基地司令長官室
切っこだを横に
高さ約1.8m

階段

寝台

ろっか

第32軍司令部壕保存・公開を求める会 事務局mail:32navyhao.oki@gmail.com

りゅうこんごう
留魂壕

首里城の物見台である東のアザナの城壁に掘削された学徒隊壕です。1944（昭和19）年の10・10空襲を受け、避難壕として沖縄師範学校の生徒と職員たちによって1945（昭和20）年初頭から掘削を開始し、3月中ごろには完成したとされます。3月31日からは同校の生徒・職員によって鉄血勤皇師範隊^{てっけつきんのうしはんたい}が結成され、その生活場所となったほか、3月下旬ごろからは東端の坑道を沖縄新報社が譲り受け、壕内で新聞の発行を行っていたようです。その後、鉄血勤皇師範隊は第32軍司令部の南部撤退に同行し、5月下旬には壕を離れたようです。

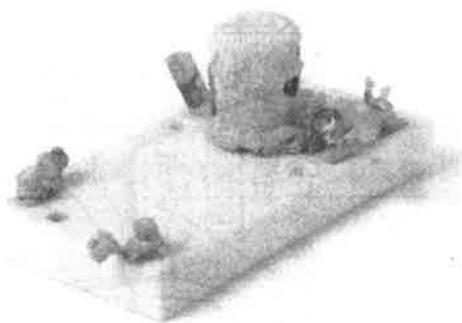
首里城跡で行われた発掘調査によって入口が発見され、司令部壕などに類似した構造であることが確認されました。調査によって、東側の壕内で新聞発行に用いられた活字^{かつじ}、中央の壕内は御真影を安置した場所の可能性のある石敷遺構などが確認され、当時の証言を裏付ける発見が得られています。



留魂壕遠景

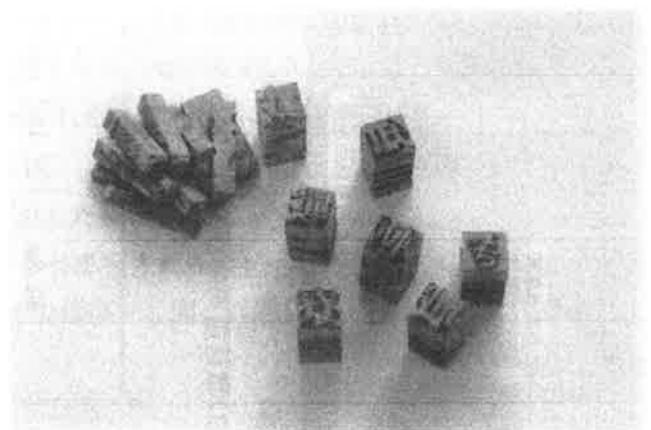
首里城正殿の裏側にある東のアザナの城壁に位置する。発掘調査によって、3つの壕と1つの洞穴が検出された。

首里



留魂壕出土の電鍵^{でんけん}

電気回路を開閉することでモールス信号を送る装置。留魂壕からは他に銃器、勲章とみられる金属製品なども出土している。



新聞社壕から出土した活字

壕内で新聞印刷に用いられた字型。「戦」や「戮」など、戦時を反映した文字がみられる。



塚1の内部状況



新聞社塚で出土した活字

この塚が証言に残る新聞社塚であったことを裏付ける出土遺物である。



洞穴1内の石敷跡

発掘によって近代の遺構であることが分かり、ここに御真影を安置した可能性がある。

留魂塚構造図

3つの塚と、中央に洞穴が確認された。平面は短冊状の構造で、通路中に2~3m四方の部屋が取り付いている。また、一部には杭木痕やツルハシ等の工具痕が残っている。

おきなわ巡考記

藤原 健 本紙客員編集委員

「5・22」の断

住民巻き込んだ論理を糾す

会議が開かれたのは、守礼門の地下数十メートルの司令部参謀室。首里城直近まで迫った米軍との戦いを、どう展望するか。

「忌憚のない意見を求めるため」、会議の席上にパイナツプルやホタテ貝の缶詰が並び、ぶどう酒も準備してあった。高級参謀の上官である長勇参謀長、牛島満司令官は席を外して結論を待った。

会談が開かれたのは、守礼門の地下数十メートルの司令部参謀室。首里城直近まで迫った米軍との戦いを、どう展望するか。

持久主義、つまり沖縄を捨て石にする作戦だ。こうして住民はさらに過酷な運命に投げ出される。

人が那覇市で亡くなった。戦闘を引き延ばして守ろうとした「国体」は、こうした累々たる死につながった。

日本軍は住民を守らなかった。民衆の記憶として今に伝わる沖縄戦の冷徹で疑う余地もないこの事実を決定づけたのは、軍参謀たちの結論と、それを裁可した軍司令官の決断だった。76年前の5月22日。降伏を念頭に置かず「徹底抗戦の継続」という軍の論理が、住民の犠牲を一層大きくした。高齢者、女性、子ども。非戦闘員を戦場にさらして命を奪った論理の非情と非道は、去って行く時間の闇に封印してはならない。

沖繩戦を戦った日本軍、第32軍の作戦立案の中心人物で、生き残った八原博通高級参謀が書き記した「沖繩決戦」を読み解く。



武半島への撤退の知念半島への撤退③首里城を中心にした陣地にとどまる。③を主張して「玉砕」を迫る声もあったが、会議を主宰した高級参謀は論議を①に誘導し、長参謀長、牛島司令官の決裁を得た。

意味していた。米陸軍省編「沖繩 日米最後の戦闘」は「日本軍は首里で最後まで戦うだろう」と米軍参謀の分析を記す。特に南部は避難した住民であふれている。軍民混在の戦場は、想像を超える混乱が起き得る。それは、戦争の常識を超えているが、日本軍はあえて非常識に踏み込んだ。

敗残兵と化した兵士は住民を壕から追い出し、食料を奪い、軍隊の体を失う。ここで中部市町村の住民の戦没者に注目する。「沖繩県史 各論編6 沖繩戦」によると、本島中部13市町村の計2万9806人の戦没者のうち、居住地で亡くなったのは19・8%の5898人。45%に当たる1万3401人は避難先の南部で命を落としてい

る(他に12・7%の3790人が北部で、6%の1775人が那覇市で亡くなった)。戦闘を引き延ばして守ろうとした「国体」は、こうした累々たる死につながった。

元毎日新聞大阪本社編集局長、那覇市在住 (随時掲載)

おきなわ巡考記

「解散命令」。75年前の6月18日、ひめゆり学徒隊への宣言は、なんと非情で酷薄なものであったろうか。事務的な短い言い回しに、住民の庇護の放棄を内実とする軍の底意をそらす詭弁、強弁が包み隠されている。

命令は、戦況悪化で指揮系統が崩壊、組織的戦闘が不可能になった状況下で発令された。それまで動員し、看護活動に従事させた学徒隊に適切な事後対応策を示さず、結果的に「鉄の暴風」のまっただ中に無防備のまま放り出す。戦争に突入した国(軍)は、負けという最終局面に臨むにあたって真の勇氣と合理的な論理を見いだせず、沖縄の民を見捨てた。定見なき指導者の存在が、住民を死地に追いやる歴史的犯罪を生んだ。今につながる史実として心に刻

藤原 健 本紙客員編集委員

6月18日の夜



んでおくべきことを、沖縄戦に見る。

この夜、糸満市伊原。ひめゆり学徒隊のうち45人の生徒と5人の引率教師が避難した第3外科壕で、「分散会」が開かれた。この日をもって、学徒隊は看護活動の任を解かれた。ひとりの民間人(生徒)として壕を脱出することになった。

民を見捨てる非情、酷薄

きばきと処理する身のこなしも加わって、校内屈指の人気者と評された。何の落ち度もないこの人たちの生の炎は、間もなく消えて命を奪われた。壕にいた学徒隊のうち沖縄戦終結まで生き残ったのは生徒5人のみである。

司令部は、17日に届いた米軍司令官からの降伏勧告を一笑に付して無視し、自軍向けの電文を参謀が作成した。案文にはなかった「悠久の大義に生きよ」は、長参謀長が筆に赤インクを浸して加筆、牛島司令官はこれに黙って署名した。捕虜になるな。死ぬまで戦え。直接には、部下の将兵に対する命令である。が、当然、「軍民共生共死」に巻

る。住民に兵士よりも多くの死者を出すほどの戦いを強要しておきながら、自らが追い込まれると、さもしい振る舞いを見せる。1972年に著わした自らの著書に、身柄拘束時の様子を恥じることなく記すほど反省とは無縁の人生を生きた。

位さん(当時23)が作曲した「別れの曲(うた)」を皆で歌った。地理歴史担当で唯一の女性引率教師、親泊千代子さん(同23)も声を合わせた。普段から歌が大好きで、「お菓子の好きなパリ娘」が十八番だった。師範予科3年生の間道子さん(同17)が指名され、別離を悲しむ浪花節を心を込めて唸った。独唱、詩吟も達者、テニス、水泳、ピアノも得意。物事をて

勢13人。ふちの自然洞窟に置かれた日暮が催された。数日後に自決する牛島満司令官と長勇参謀長。それを見届け、沖縄を脱出して東京の大本営に「沖縄戦の軍事的教訓」を報告する密命を帯びた八原博通高級参謀。獅、パイナップルなどの缶詰を開け、恩賜の日本酒を飲む。他の参謀、副官、参謀付きの少佐なども加わって総

き込んだ住民にも、及ぶ。民間人を装った高級参謀だけが生き延び、住民の中に紛れ込んだ。しかし、やがて正体が見抜かれる。米軍の調べに対し、高級参謀は通報した住民を「(米軍の)犬め!」と罵った。沖縄戦の目的は、沖縄の民を犠牲にしてもなお、「本土決戦」を遅らせることにあった。大本営のこの「作戦」を主導したが、司令官、参謀長、高級参謀であ

る。75年の節目に本紙が展開した「戦争死」は、「強いられる死」として代を継いで語るべき沖縄戦の実相を照らし出した。沖縄に「いくさ」に直結する基地がある限り、「いま」と「これから」も沖縄戦の意味が忘れられていいはずはない。

(元毎日新聞大阪本社編集局長 那覇市在住) (随時掲載)

おきなわ巡考記

沖縄戦で住民が駆け込んだ
ガマでの気迫と勇気を戦後、
新聞人が書き残している。巡
ってきた慰霊の月。この史実
に、改めて目を注ぐ。

76年前の6月。沖縄戦は、
米軍から見れば掃討戦、日本
軍側は敗走しながらの抵抗戦
に様相を変えていた。勝敗は
もう、決している。にもかか
わらず、戦闘はあちこちで続
発した。日本軍は兵士に降伏
を禁じ、民間人にも捕虜にな
ることを許さなかったからで
ある。戦没住民はこの月、急
増する。

こうした状況下での、ガマ
の記録である。

38歳で召集され、防衛隊の
2等兵だった池宮城秀意さん
の小隊は病院の器材を搬送し
ながら、糸満市のガマに避難
した。奥にいた別の隊の見知

藤原 健 本紙客員編集委員

ガマで気迫の声



らぬ少尉が、入り口付近に向
かって怒鳴った。「その女
ども、ここから出て行け」。
座り込んでいた60歳前後の
女性、その家族と思われる20
歳前後の娘さんと幼い少年の
3人はおびえて返答できな
い。少尉は一層大きな声を上
げる。「返事をしないか。こ
こはお前たちがいるところだ
はない」。沈黙がやわあつて、
次に、驚くべきことが起きた。

おまけに、地方民を壕から追
い出すなんて、そんな帝國軍
人がいますか」。
少尉は「今日中に出ろ」と
捨てぜりふを残して奥に引
込んだ。周りにいた人たちは、
娘さんに拍手を送りたい気持
ちでいっばいだったが、押し
黙ったままだった。池宮城さ
んはすぐ近くで、このやりと
りを目にしていった。後に「沖
縄の戦場に生きた人たち」を

いない」「彼女は胸が煮えく
り返ったのである。彼女は思
いきり胸のしこりを投げつけ
る相手を見つけたのであつ
た」
この本の副題は「沖縄ジャ
ーナリストの証言」である。
池宮城さんは戦後は琉球新報
の編集局長、社長を歴任しな
がら米軍政下の基地問題、日
本復帰運動で住民の側に立つ
て論陣を張った。勇退後も、

「あなたたちこそ、出なさい」

娘さんが立ち上がった。そ
して、毅然とした態度で言っ
た。「私たちは出て行きませ
ん。ここは私たち沖縄のもの
です。あなた方が出て行っ
たらいよいよ」。さらに語
気を強めて、追い打ちをかけ
る。「あなた方は帝國軍人だ
しょう。アメリカと戦うため
に沖縄にやってきたのではあ
りませんか。だのに、壕から
壕に逃げ回ってばかりいて、

著し、こう書き記す。
「娘さんは思いつめていた
ことを一気にしゃべったので
あろう。蒼白な顔に目をきら
きらさせ、相手に挑戦する気
迫がありありと見えた」「人
間は追いつめられると弱くも
なるが、逆に猛然と立ち向か
う者もいる。この娘さんも何
十日の間、惨めな目にあい、
日本軍の行動についていろいろ
と批判的に考えもしたに違

沖縄タイムスの豊平良顕さん
らと平和運動の旗を振り続け
た。権力に食ってかかる矜持
を持った戦後沖縄の代表的新
聞人として生き、1988年、
82歳で没した。

「歴史の歯車に巻き込まれ
て苦悩する戦中戦後の沖縄の
大衆の姿を、せひとも描いて
おきたかった。日本人一般の
沖縄意識は、一つの軍事的史
実のなかよりも、そのような
大衆の体験のなかに見出され
なければならぬと思うから
である」
「歴史の証人として」とし
た「まえがき」の一部である。
戦場と、敗戦後の群像を自ら
の足跡をたどりながら、段組
で300頁を超える分量で描
いた膨大な体験集からすれ
ば、ガマでのことは、小さな
出来事だったかもしれない。
砲煙弾雨の戦場で、娘さんた
ちはその後、どうなったので
あろうか。消息を知るすべは
ない。記述はガマの「そのと
き」で尽きている。

ただ、傍観した人たちを鼓
舞するように少尉に真正面か
らぶつかっていった娘さんの
気迫は、これを勇気の記録と
して特記した池宮城さんの鋭
い観察眼を通じて、私の心に
も響く。沖縄のジャーナリス
トの気骨を支えたこの体験
を、「自分ごと」として胸に
刻む。

(元毎日新聞大阪本社編集局
長、那覇市在住) (随時掲載)

おきなわ巡考記

名護市辺野古の新基地建設に絡んで「南部の土」が論議される度、戦争孤児の「こうちゃん」を思う。「孝ちゃん」ともいい、年齢も5歳、あるいは4歳とも。その短い生涯は、ひめゆり学徒隊の行動に触れた記録の中で、ほんの瞬間、姿を見せる。

戦後に生き残った学徒隊の生徒から手記を集め、引率教師だった仲宗根政善さんがまとめた「ひめゆりの塔をめぐる人々の手記」(以下、原文のまま)。

「(1945年6月18日の晩) やつと西の壕について、棚原看護婦を前に、上原婦長と国吉看護婦がじつとすわっていた。そのそばに、五つになる孝ちゃんという男の子が、正気を失って寝入っていた」

藤原 健 本紙客員編集委員

「こうちゃん」の骨



「この孤児は、南風原から吉原という八重山出身の看護婦がつれて来たのであったが、吉原看護婦は、孝ちゃんを壕の入口からわざわざ離れた草むらにつれだして、用便をさせていたとき、敵弾にやられて最期をとげたのであった。それから親身になって世話をする人もなく、とうとうこうしておき去りにされたので

可愛いよい子でした。我々今日、貴方の御霊をこゝひめゆりの塔にひめゆりのお姉さん方と一緒にお祭り致します」

「13年後の今に至るまで孝ちゃんの音沙汰はありません。孝ちゃんの御霊はきつとご摩文仁野に迷っていることと思います。今日ここに孝ちゃんの御霊をひめゆりの塔にお祭り致します」

321人が死没した。宮古か八重山出身の母親は沖繩戦の最中、繁多川で戦没した。「吉川看護婦」は正規の看護師ではなく、看護師、学徒隊、衛生兵ら看護・医療グループと行動を共にし、「こうちゃん」の母親の知人だったため戦場で世話をしていたという。幼い命は、こうして「南部の土」になった。沖繩戦

それでも新基地に埋めるか

あった

「こうちゃん」は、そのまま息を引き取ったのか、壕からはい出して力尽きたのか。米軍が保護したという記録はなく、最期をみとつた人もいない。

何卒この薄幸の児を皆で温かく抱きとって下さい

では、戦後に生き延びた戦争孤児が何人であったのか、調査がなされず、分からないまま時間が過ぎた。ましてや、戦場で亡くなった孤児の実態は判明していない。いったい、何人の「こうちゃん」がいたのか。

「こうちゃん」の物語は、過ぎ去った日の挿話ではない。常に「僕をさがして」と言い続ける霊。その無言の声を聴くのか。それでもあえて封じてしまうのか。人間の尊厳に頭を垂れ、歴史の前に真摯であるかどうか。「いま」が厳しく問われる。

58年6月23日の仲宗根さんの日記「ひめゆりと生きて」(以下、原文のまま。送り仮名の一部は修正した)。

「孝ちゃん、孝ちゃんは米潜水艦の魚雷攻撃で沈

混じる住民、兵士の遺骨、

玉城デニー知事もこの心に応えた。沖繩防衛局が提出した新基地建設に伴う軟弱地盤改良工事の設計変更申請を「不承認」とした際のコメントで明確に「十分な説明を行わないまま一方的に、強権的に埋め立て工事を強行する姿勢に、不安、憤り、悲しみを感じている県民、国民が数多くいる」と言い切った。

「こうちゃん」の父親は沖縄一本土間の定期航路に就航していた「嘉義丸」(2344ト)の船員で、沖繩戦の2年前、43年5月26日、鹿兒島から香港地の奄美大島・名瀬港に向け航行中に

建設に沖繩本島南部の土砂を使う計画を問題視する動きが加速してきた。土砂に

(元毎日新聞大阪本社編集局長、那覇市在住) (随時掲載)



沖縄戦での「新聞と軍」について書く。4分の3世紀を数えた戦後の節目の年が暮れ行くなか、そのときの新聞人の行動を、今に引き寄せて考える。

80年前の1940年12月20日。琉球新報沖縄朝日新聞沖縄日報が統合し、地方紙の「一桌一紙」策で沖縄新報が創刊された。5年に満たずして廃刊したが、沖縄戦の最中だった最後の2カ月、1945年3月末から5月25日の間は首里城構内の「東のアサナ」とも「西アサナ」とも呼ばれた高台斜面の留魂塚で発行した。

塚は沖縄師範男子部の生徒が掘って寝起きした。ここに沖縄新報が間借りした。戦闘を指揮した第32軍司令部が潜んだ構内の地下壕から、最短期間

藤原 健 本紙客員編集委員

第32軍と新聞



で5分足らずの距離である。入口から15分奥に印刷機が据えられ、通路の壁に活字ケースが並ぶ。奥に向かつて通路左の開口3分、奥行き2分のスペースが編集室で、編集局長と8人の記者が原稿を書く。新聞は師範生らが配達する。

全国紙は沖縄では発行していなかったが、海外での呼称だった「特派員」として記者

住民の痛苦、伝えられず

が司令部地下に詰められた。日本本土に向けて原稿は軍の無線で送った。

記者は全員、「球一六二六部隊報道班」の腕章を巻いた。司令部付報道班員の証だ。参謀に接触できるが、命の保障はない。沖縄戦で犠牲になった新聞人は、沖縄新報12人に全国紙の毎日新聞1人、朝日新聞1人の計14人。危険と隣り合わせの新聞つ

くり。沖縄新報記者だった仲本政基さん(1990年死去)は「那覇市史 史料編 第2巻中の6」に収録された「新聞人の沖縄戦記」で、「登山家がそこに山があるから登るのだ」といった真合に、当時の新聞人はどんな逆境にあっても、新聞をつくるのをやめなかった。それが使命だからである」と書いている。毎日新聞那覇支局長の野村

勇三さん(79年死去)は支局長、下瀬豊さん(沖縄戦で戦没)と連名で5月18日付朝刊に「血で進攻を阻む／那覇」を、翌日付朝刊に「首里に激戦」を、翌日付朝刊も連名で「猛雨をおかして斬り込み／屋敷を敵の照明弾」を、いずれも一面トップで報じた。野村さんは、司令部で書いた原稿を無線局のある壕まで届けるため、砲弾弾雨の下を走った。「厳しい沖力をはね返し、住民の犠牲に

要員だったのだ。「原稿を書く資格があるのか」。新聞人の心の内を、作家、織井青香さんは自著『最後の特派員―沖縄に散った新聞記者』で、こう推し量る。母のいとこで、朝日新聞那覇支局長だった宗貞利登さん(沖縄戦で戦没)の足跡を追って本にまとめた。

目を凝らして戦争の実相を世に問う勇氣のことだ、と私は思う。当時の新聞人には、それが欠けていた。ただ、後の時代の「安全地帯」から、あしきまに批判するだけの愚に陥ってはならない。個々の限界と葛藤を乗り越え、今の教訓にするには「私だったら、どうするか」という内省が欠かせない。

戦場体験者の想いを自分ごととして受け止める。住民のつらい記憶を決して忘れることなく、過去にあった園による記憶の書き換えも許さない。それが戦後沖縄の継承ジャーナリズムの神髄であり、周辺で学ぶ私も、その一翼を担いたい。読者のために「書く資格」の重さを次代に伝え、それを失った先人の悔いを繰り返さないために、である。

(元毎日新聞大阪本社編集局長、那覇市在住) (随時掲載)

おきなわ巡考記

責任を取る気はないのに、「責任は私にある」と詭弁を弄する。為政者のそんな常と句につながる記事を、編集責任者が進退をかけて「白紙」にした新聞が76年前の8月に存在した。

半藤一利さんと保阪正康さんの対談集「そして、メディアは日本を戦争に導いた」(2013年)で半藤さんは、新聞の戦争責任に関連して次のように発言している。半藤さんは「日本のいちばん長い日」などを著し今年1月亡くなった。

「責任を持っている新聞社が皆無だと思って調べたら、あつたんですね。毎日新聞の西部本社版です。表にはポツダム宣言受諾が載っていて、裏は白紙なんです」

「他の新聞はどれも、裏に

藤原健 本紙客員編集委員

「白紙」にした新聞



「明日から民主主義」と書いた。実に恥知らずな変わり身の早さです。でも、1紙だけ違っていたんですよ」

「これまでさんざん戦争に協力してきて、その同じ筆で全く違うことなど書けないということだったんです。これが本場のジャーナリズムですよ。筆に対する良心というか誠実さというか、責任を持つという姿勢が現れている」

責任の取り方無言で問う

当時の毎日新聞は東京、大阪、西部の3本社制で、九州をエリアとする西部本社版はポツダム宣言受諾を告げた「玉音放送」の翌日、8月16日の2面から全ての記事を外した。一部を白紙にした紙面は20日まで続く。その理由を「掲載無用と信じるものは掲載を見合わせております」18日の「お断り」とした。白紙には、強い意思があったの

だ。半藤さんの発言を裏付けるような、編集トップの言葉が残っている。「昨日まで鬼畜米英を叫び続け、焦土決戦を叫び続けた紙面を同じ編集者の手によって180度大転換するような器用なまねは、とうてい良心が許さなかった。辞表も提出。廃刊を進言した。辞表は受理されたが、進言は受け入れられなかった(20

15年8月15日付毎日新聞朝刊「戦後70年特集」)。

同じ敗戦国のドイツやイタリアでは、戦争に協力した新聞は廃刊になった。日本本土でそうならなかったのは、連合国総司令部(GHQ)が国民とメディアを軍の統制から解放するという図式を描いたためだ。さらに、1945年8月17日から5日間だけ首相だった皇族の東久邇宮稔彦が

「承諾必謹」(天皇の言葉を謹んで聴くこと)を説き、国民全員に責任があるとすると「一億総懺悔」を打ち出して戦争責任を曖昧にしたことも遠因となった。

沖繩では事情が違った。唯一の新聞だった沖繩新報は戦況悪化で壕での発行が不能となり5月末、廃刊した。組織的戦闘が終結した後の7月、米軍管理下の収容所で再出発

した新聞(週刊)が現在の琉球新報となる。「終戦の日」の8月15日にも発行しているが、新聞が戦争に協力したことの自責の言葉はない。

この時期の沖繩は、生き残った人々がどうやって生き延びるかに懸命で、新聞も行方不明者の安否や衛生状況など切迫した情報の掲載を優先した。責任の自覚と追及は後回しになった。

ただ、未曾有の犠牲を払った沖繩戦を「鉄の暴風」の出版(沖繩タイムス)や「沖繩戦新聞」の特集展開(琉球新報)など住民の視線で捉える報道を長年にわたって続ける中で、戦後沖繩のジャーナリズムは新聞人の戦争責任を引き受けた。「戦のためにペン」とならない姿勢を言明し、堅持している。

責任は、「自分ごと」として役割を果たすことで意味を持つ。この国の首相にとって、核兵器廃絶についてのメッセージを読み飛ばすほどに平和は「他人ごと」だ。五輪下でのコロナウイルス感染拡大にも責任を明らかにしない。心の乏しい無責任社会が進む今、責任を明示して真実を書く新聞の役割の重さを改めて思う。そして、あの時代にほんの一瞬だけ、新聞人の悔恨と責任感が垣間見えた「白紙の新聞」に目を凝らす。

(元毎日新聞大阪本社編集局長、那覇市在住)(随時掲載)

責任は、「自分ごと」として役割を果たすことで意味を持つ。この国の首相にとって、核兵器廃絶についてのメッセージを読み飛ばすほどに平和は「他人ごと」だ。五輪下でのコロナウイルス感染拡大にも責任を明らかにしない。心の乏しい無責任社会が進む今、責任を明示して真実を書く新聞の役割の重さを改めて思う。そして、あの時代にほんの一瞬だけ、新聞人の悔恨と責任感が垣間見えた「白紙の新聞」に目を凝らす。

おきなわ巡考記

遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」の具志堅隆松さん(67)が訴える「南部の土と遺骨の尊厳」は、今年の「6・23」で際立った問題提起であったろう。戦没者への記憶が、辺野古新基地建設の「いま」を突いているからだ。

断続的な雨にもかかわらず、具志堅さんのたたずまいは凜としていた。23日、糸満市摩文仁の平和祈念公園。県と県議会が主催する沖縄全戦没者追悼式の式場近くにテントを張ってハンガーストライキを続けた具志堅さんは、さすがに時折、疲れた表情を浮かべた。しかし、それを振り払って真正面を見据える強いまなざしには、戦没者の魂が乗り移っているように見えた。



藤原 健 本紙客員編集委員

遺骨の「直訴」

魂は決して諦めない

部の土に眠る戦没者の遺骨を、辺野古新基地の埋め立て工事に使うなど、ということである。「遺骨は遺族のもの。戦争基地に投げ込まないで」「遺骨が混じった土砂で新基地建設…人のやることではありません。祖父、親兄弟を亡くした遺族を再び冒瀆する行為です」。ハンスト現場の横断幕には、こう大書してある。目から飛び込む言葉は胸に残る。戦争で死に追いついた上

部は、遺骨を扱った職員は首相答弁を読み上げることに終始し、言葉を与えないことにのみ神経を使っている。首相は追悼式に寄せられたビデオメッセージでは、この問題に触れもしなかった。代わって強調したのは、西普天間住宅地区の医療拠点整備、名護東道路建設などの成果や振興策であり、「できる追悼式終了後、知事はハンスト中の具志堅さんを訪れ、面談の中で『言葉足らずだった』と述べた。

私は昨年の秋以降、具志堅さんの遺骨収集に同行したり、その想いに耳を傾けたりしてきている。「南部の土」が提起しているのは人道上の問題である。魂には誠心誠意で。それが人としての振る舞いでもあろう。

「戦争は国策です。民間人、兵士を問わず、その国策が戦没者にしたんです」「遺骨と

「これは沖縄だけの問題ではありません」感情に左右されず、切々と言葉をつなぐ。遺骨は魂となつて具志堅さんの心に宿り、言葉と化しているのだ。その声をかたわらで耳にすると、いつもそう感じてしまう。この日も、具志堅さんは遺骨になり代わり、ビデオ画面の首相に「直訴」したのではないか。

76年前、沖縄の人々を翻弄し、命を奪った国策は、民意を顧みない新基地建設という形で今もある。だが、具志堅さんは決して諦めない。魂に引きつけられるように、沖縄県内の議会で土砂投入反対の意見書が次々に可決された。大阪府茨木市議会でも全会一致で同様の動きがあった。人道問題という問い掛けは静かに、しかし、着実に輪を広げている。

になお、基地建設のために遺骨や血、肉、骨片混じりの土を海底深くに永遠に封じ込めてしまふ発想。これを推進しようとする国策。なんとおぞましいことか。

菅義偉首相は以前、国会で土砂採取についての意見を披露することなく、採取手続きの一般論を述べただけだ。その後、具志堅さんが沖縄防衛局などで説明を求めても、対応変更申請を不承認とするよう

玉城デニー知事の「平和宣言」にも不満が残る。具志堅さんは新基地建設に関する設計変更申請を不承認とするよう

「元毎日新聞大阪本社編集局長、那覇市在住」(随時掲載)

おきなわ巡考記

ひめゆり学徒隊の引率教師だった仲宗根政善さんは1995年に87歳で亡くなった。だが、その著作「ひめゆりと生きて 仲宗根政善日記」に遺された言葉は今も輝きを失わず、封印を拒否するほどの強さがある。

「復帰5年」(77年)の5月15日付で、沖縄に基地が集中していることについて、「だれが自らの郷里へ基地を誘致したいと考える者がいるか」と書き、こう迫る。「これほどの不平等があるだろうか。これほどの差別があるだろうか」。45年後の今、「復帰5年」にも通じる洞察である。

生前の仲宗根さんを知る人は、そのたたずまい、口調も温厚だったと口をそろえる。水俣病の告発を続けた作家、石牟礼道子さん(2018年、90歳で死去)も「そこに居るだけで人格の光を感じる人」と評したが、

藤原 健 本紙客員編集委員

仲宗根政善さんの言葉



「あのおだやかな笑顔には、深い悲しみから来た苦味がかくされている」と言い添えている。

仲宗根さんは「沖縄今帰仁方言辞典」を編むなど、言語学者としての研究成果を挙げている。しかし、「それほど世の役にはたため」と思い至るほどに平和を願った。戦争を糾し、平和への思いを書き記すとき、激するほどに言葉を連ねた。それは、自らの姿に

「復帰5年」の洞察、今も

真摯に向き合った厳しい自己検証ゆえである。

ひめゆり平和祈念資料館に掲げられた教え子たちの詩の一節に、「真相を知らずに 戦場へ出て行きまし

た」とある。この言葉ほど、仲宗根さんら教師に反省を強いるものはない。

戦前、教師を対象にした皇国思想の研修を受け、講演会活動にも取り組んだ。教え子たちには対外戦争の実相を教えきれなかった。

こうした時代の潮流に抗うには並々ならぬ勇氣と、人生を賭けるほどの覚悟が必要だった。仲宗根さんは自責の念を、こう言い表す。「あの場合はしかたなかったと、いくら言い訳をしてみても、それは言い訳にはならない」。

仲宗根さんは戦後を自省と懺悔に生きた。真相を語り、二度と教え子を戦場に送らないという決意。戦後15年の6月10日付の日

記。「我々はひめゆりの塔に一切の行動の指針があると

思う」「私共はこの塔にぬかずく時、最も純粋な気持ちになつて平和を念ずることができるのである」「平和を守り、真実を生きぬぐことが我々の生活信条にならなければならない」。

基地問題に厳しい言葉を記した「復帰5年」は、沖縄戦の戦没者を追悼する33年忌、ウワイスコー(終

わり焼香)の年でもあった。確かに記録し、戦争資料を保

存し、戦争を知らない子どもたちに、戦争を否定し、平和を維持する決意を固めさせ、子孫にも継承させる。それが33年忌にあたって戦没者への誓いでなければならぬ

「沖縄戦で亡くなった人たちを、このようにして神として昇天させ、はるかに去らせてよいのだろうか。われわれは人の子として、いつまでも手を握りしめて離したくない。遠くへ去らしめたくない」「戦争に苦しみ、戦争を憎み、平和を

願い続けたそのままの人間として、われわれの心の中にどめおきたいのである」

これは仲宗根さんだけの思いではなかった。翌月、6月23日付の琉球新報社

「戦後処理を一刻も早く終わらせ、戦争につながるおそれのある基地の撤去をはかるとともに、悲惨な戦争の体験を、くわしく、正確に記録し、戦争資料を保

存し、戦争を知らない子どもたちに、戦争を否定し、平和を維持する決意を固めさせ、子孫にも継承させる。それが33年忌にあたって戦没者への誓いでなければならぬ

こうした認識が45年後の今と寸分の違いもないように見えるのは、戦没者の遺骨が現在も眠る「南部の土」を辺野古新基地建設に投入する計画など、中央政府のこの間の沖縄への対応とま

なざしが基本的に変わっていないためだ。沖縄戦も米軍占領も「沖縄を犠牲にして本土を守る」という図式

にどれほどの違いがあったのか。そして、「復帰」後も。仲宗根さんが言い切った不平等、差別。それを「する側」は時間の間に溶かそうとしても、「される側」

は忘れないし、感じ続ける。「する側」の正体が浮き彫りになったのが、「復帰5年」の時間だったのではないか。

(元毎日新聞大阪本社編集局長、那覇市在住)

(元毎日新聞大阪本社編集局長、那覇市在住)

(随時掲載)

特集：新聞記者カメジローとその時代

瀬長亀次郎が戦後発刊された『ウルマ新報』の社長だったことはよく知られています。

しかし、彼が戦前、『沖縄朝日新聞』や『毎日新聞』那覇支局記者をやっていたことはあまり知られていません。なぜなら、カメジロー自身、その時期の活動についてあまり語ってこなかったからです。

カメジローは、なぜ語らなかったのか。私たちはそのことから何を学ぶのか――。

今回は、去る3月1日に行われた不屈館開館8周年記念講演、藤原健さんによる「新聞記者・カメジロー」とその時代」から一部抜粋してお届けします。

歴史から何を学ぶか

沖縄戦からすでに75年以上の年月が経ち、沖縄戦のことを自らの実体験として語れる人は年々少なくなっています。

藤原さんは、自らも含めた戦争を体験していない世代が、今後、沖縄戦の記憶をどのように継承していけばよいかを問い続けています。

そして、大切なことは、私たちが歴史の「現場」に身を置き、想像力を働かせて「当事者」として語るのだと言います。

新聞記者時代のことを多くを語っていないカメジロー。

今回は、藤原さんから提供していただいた資料を基に、当時の時代背景も考えながら、その理由を探ります。

そして、カメジローが伝えたかったことは何かを一緒に考えていきましょう。

藤原氏講演会
レジュメとDVD



藤原健さん プロフィール

1950年、岡山県生まれ。毎日新聞大阪本社編集局長を経て、2016年から琉球新報客員編集委員。琉球新報に「おきなわ巡游记」を執筆。著書に沖縄戦の記憶継承がテーマの『魂の新聞』『終わりにさくくさ』など。



カメジローと藤原さん

『毎日新聞』と『琉球新報』という二つの新聞で働いたという意味で、藤原さんにとってカメジローは、二重の先輩にあたるそうです。

藤原さんはカメジローを通して私たちに何を語ってくれるのでしょうか。

検証

なぜ「もう新聞どころではなかった」と言ったのか

カメジローは、1936年に沖縄朝日新聞の記者になります。しかし、その後すぐ2年間の軍事教練で熊本へ赴きます。

教練を終えた後、すぐに招集され、カメジローは中国戦線へ送られました。その間、沖縄朝日の記者として中国での戦争の様子を伝えます。兵役を終えて帰国したのは、1940年でした。その年の12月には毎日新聞那覇支局の記者となります。

1941年8月には瀬長家に2人目の子どもが生まれました。その年の12月、日本は真珠湾攻撃により太平洋戦争へと突入します。社会全体が物資不足の中、下の子が病気になる、瀬長家は困窮しました。カメジローは、新聞記者を辞め、農業会（農協の前身）へ転職します。

カメジローはなぜ筆を置く決断をしたのか

瀬長亀次郎「開封一次資料」から
新日本出版社 2014年
結婚して二週目、私は熊本連隊へ軍事訓練のため入隊することになった。（中略）
軍事教練を終えた私に「赤紙」がきたのは、一九三八年七月、長女の瞳が生後八ヶ月を迎えた時であった。そして「中支」へ向かった。新聞社の配慮で現地から記事を送るという約束で給与は家族へ支給されることになった。社長（高嶺朝光氏・故人）の好意はいまでも忘れられない。しかし、実際に記事を送っても軍の検閲がきびしく、ほとんど黒く塗りつぶされていたそうである。ほとんどもかく、兵役を終えて沖縄に帰ったのが、一九四〇年（※著書では四四年となっている。）であった。その年の十二月に毎日新聞那覇支局の記者となった。しかし、もう新聞どころではなかった。食糧は配給制度になり、物資は極端に不足していた。子どもが身体を悪くし、フミが県庁をやるめざるを得ない事態となり、私も新聞社から沖縄県産業組合連合会（農業会）に仕事をかわることになった。

資料

戦前の沖縄

カメジローが青春時代を生きた大正から昭和初期の日本社会は混とんとしていました。彼は医者を目指して東京の学校に進学した際、同郷の先輩の影響を受け科学的社会主義に目覚めます。当時の日本は軍国主義の下、戦争への道をまっしぐ

らに進んでいました。また、反共主義も吹き荒れており、カメジローは1932年に治安維持法で逮捕され、3年の懲役刑を受けます。出獄後、しばらくして、カメジローは沖縄朝日新聞の記者となります。“記者・カメジロー”の始まりです。

カメジロー年譜	時代背景
1907年(明治40) 6月10日 誕生	1879年(明治12) 廃琉置県(琉球併合)
1921年(大正10) 県立第二中学入学	1917年(大正6) ロシア革命
1924年(大正13) ハワイの父(1910年に移民)に呼ばれ県立二中中退	1925年(大正14) 治安維持法制定
1927年(昭和2) 東京・順天中修了(※思想的目覚め)	1931年(昭和6) 満州事変(15年戦争)
同年 第七高理科甲類入学	1932年(昭和7) 満州国「建国」、5・15事件
1928年(昭和3) 第七高中退	1933年(昭和8) 国際連盟を脱退
1931年(昭和6) 日本共産党入党	
1932年(昭和7) 治安維持法違反で逮捕、懲役3年	
1934年(昭和9) 父帰国	
1935年(昭和10) 沖縄刑務所から出獄(※沖縄朝日新聞記者になるきっかけ)	1936年(昭和11) 2・26事件 日独防共協定
1936年(昭和11) 5月～38年8月 沖縄朝日新聞記者(※カメジローらしい記事)	1937年(昭和12) 憲兵による「言論弾圧」 盧溝橋事件(日華事変)
1938年(昭和13) 召集(※沖縄の記者第1号の召集)	1938年(昭和13) 国家総動員法
1940年(昭和15) 復員	1940年(昭和15) 大政翼賛会設立 紀元2600年祭、『沖縄新報』創刊
同年12月～1943年4月 毎日新聞那覇支局記者(※「もう新聞どころではなくなった」)	(※池宮城秀意、沖縄日報を退社「日本のお先棒かつぎのようなことばかりやっているわけにはいかない」)
1943年(昭和18) 沖縄県農業会企画室長⇒沖縄県農業会加工課長兼羽地村伊佐川工場長	1941年(昭和16) 12月 真珠湾攻撃
1945年(昭和20) 3月 伊佐川に疎開	1942年(昭和17) ミッドウェイ海戦
1945年(昭和20) 6月～8月 田井等市助役	1942年(昭和17) ～43年 ガダルカナルの戦い
1946年(昭和21) 糸満地方総務⇒民政議員	伏魔を断つルナカルタガ 進撃・立憲を礎基の戦作新
同年9月～49年8月 「うるま新報」社長(※ジープも調達)	1945年(昭和20) 3月 沖縄戦始まる(※防衛隊・池宮城、新聞記者・豊平の沖縄戦)
1947年(昭和22) 7月 沖縄人民党結成	同年5月 沖縄新報廃刊
	同年7月 『ウルマ新報』創刊
	同年9月 日本、降伏調印
	1946年(昭和21) 4月 沖縄民政府発足
	同年9月 「天皇メッセージ」(1979年発覚)

新聞記者カメジロー

カメジローは新聞記者時代のことをほとんど語っていません。また、兵役のことも語っていません。その時期のことは彼の上司であった高嶺朝光氏が自著の中でいくつかエピソードとして紹介しています。それによると、カメジローは沖縄の新聞記者の中で一番早く召集され、中国戦線に赴任していました。

（開封一次資料）
高嶺朝光『新聞五十年』から

沖縄タイムス社 1973年

カメジローらしい記事

瀬長君が入社後、昭和バス（運転手）たちが会社に待遇改善を要求して、ストライキを起こした。その記事を瀬長君に書かせたら、さっそく昭和バスの重役の久保田盛春氏が抗議にきた。（高嶺が）県政を担当した関係で、県議員でもある久保田氏とは前からの知り合いだ。「両方の言い分を聞いて、公平に記事を書いてくれないと困る」と、久保田氏、苦い顔をした。瀬長君の記事が運転手側の方を持ちすぎると「そんなことありませんよ」となだめて帰ってもらった。記事にも瀬長君らしさが出ていたという一例。

憲兵による「言論弾圧」事件

昭和十二年（一九三七年）夏、熊本第六師団による沖縄勤務演習隊兵士四、五人が安里川で洗濯中、通りかかった農家の娘に乱暴した。これを老農夫が目撃した——とする事件を沖縄朝日記者の岡村哲秀記者が「演習隊、白昼の不祥事、娘に乱暴」とスクープした。

岡村記者は憲兵隊に身柄拘束されたが、目撃者について一切、しゃべらず、結局、この老農夫は見つからなかった。憲兵隊は陳謝と訂正を求めたが、新聞側も容易に譲らなかつた。この間、夜間演習が沖縄朝日の周辺で行われ、どう見ても威嚇だった。編集局は「憲兵隊に負けてたまるか」と意気軒昂。瀬

長亀次郎君なんか、ドイツのクラウゼヴィッツの戦争論なんかを持ち出してきて「これだ、これでいこう、おおいに戦おう」とぶって回った。

この件は結局、「このままでは困る。メンツを考えてなんとか紙面に書けないか」と軍が折れてきたこと、こちらにも被害者を確認していかないという取材上のミスがあったことから、「ある線を手を打つ」ことになった。軍は不満を示したが、記事の取り消しでもなく、訂正でもない文章を（編集長の）私（高嶺）が書いた。「沖縄勤務演習隊の母校事件は訛報である」とした。：「どこから訛報という言葉を探してきたのか——この辺は完全に記憶から消えている。」

沖縄の新聞記者召集第一号

昭和十二年に日華事変が勃発すると、沖縄の新聞記者から真っ先に瀬長君が召集された。ちょうど南京が陥落して日本中が提灯行列に湧いていたころだ。沖縄朝日新聞は、輸送部隊に入隊した瀬長君に従軍記を送ってもらい「〇〇発、瀬長沖縄朝日新聞特派員」という風に紙面を飾った。

瀬長君の留守宅には給料の半額の留守家族手当を支給した。この種の手当を設けたのは、沖縄では私たちが最も早かったと思う。

瀬長君の話によると、子どもが生まれて生活費がかさむというときに兵隊にとられて途方にくれた。給料はもらえないだろう、といって他に収入の当てはない。それで編集長（高嶺）に相談すると、「何もしないで給料を出す

わけにはいかないはずだから、戦争体験記を送りたまえ。それだと立派に理由が立つ」と解決策を与えたという。あるいはそうだったかも知れぬ（私は忘れてしまっている）。

中国戦線

漢口攻略戦など、瀬長君の記事をページぐらいい扱った記憶がある。「強行軍に疲れ果てた兵隊たちが、馬のシッポを握って歩く」といったリアルな描写に「さすがは新聞記者」と感心した。

もちろん至るところに検閲の目が光る時代だから、戦争に反対の気持ちを保持していても、反対だとはっきり書けない。書いても軍が許さない。また、戦闘と戦闘の間でペンを執るのは机に向かうのとわけが違う。精神的にも肉体的にも大変だったと思う。

瀬長君の記事は、とどころスミで消され、ベタベタと「検閲済み」のハンコが押されていた。思想的に要注意の瀬長君に、それでも軍側が通信を認めたのは、どうせ検閲でとちめられるし、結局は士気高揚につながることを高をくくったのだろう。

沖縄朝日新聞には、もう一人の特派員がいた。護国寺の名幸芳氏が「戦地を慰問したい。特派員にしてくれぬか」と希望したので、特派員記者証を進呈した。名幸氏は十六ミリ映写機をかついで中国を回り、記事も書いた。従軍僧のような奉仕もしたようだ。沖縄出身者の元氣な姿を収めた名幸氏のフィルム（の）映写会と講演会を沖縄朝日新聞が全島で催して大当たりをとった。

戦時体制下の新聞

新聞との決別

治安維持法の容疑で投獄されていたカメジローは、1935年に出獄します。そして、翌36年（昭和11）5月、沖縄朝日新聞の記者となりました。

日本はすでに中国での戦争を拡大し、アメリカとの戦争への道をまっしぐらに進んでいました。

その後、1938年には沖縄の記者の中で初めて召集され、中国戦線に送られることとなります。

記者としての仕事は辞めざるを得ず、ちょうど子どもが生まれた瀬長家は途方にくれました。しかし、会社の計らいにより「従軍記」を書くという名目で留守家族手当が支払われることになったようです。

瀬長が中国戦線から送ってくる記事は、軍により検閲され、所々墨消しがなされていました。



【写真左】中国から復員したカメジローを紹介した1940年8月25日付『沖縄朝日新聞』皇軍慰問號前列右から2番目が瀬長亀次郎伍長と紹介されている。

「もう新聞どころではなかった」

1940年に復員した亀次郎は、その年の12月から今度は毎日新聞那覇支局の記者として働き始めました。翌年には真珠湾攻撃により、日米が開戦。戦況はみるみる悪化し、社会も混んとしていきます。その頃、子どもが身体を悪くし、家計を支えなければならぬカメジローにとって、もう新聞どころではなくなりました。カメジローは家族を養うため沖縄県産業組合連合会（農協の前身）に職を求めます。

戦争遂行と新聞統制

日中戦争の長期化により、国家総力戦の遂行のため、1938年、国家の全ての人的・物的資源を政府が統制運用できる旨を規定した**国家総動員法**が制定されると、新聞も消費抑制品の対象になりました。

当初は、悪徳不良紙の整理統合などが目的でしたが、次第にメディアを同調させて総力戦に組み込むことに主眼が置かれるようになり、新聞社やNHKの報道も制約され始めました。

戦地報道においても軍の検閲を経なければ紙面に掲載されることはなく、次第に日本に有利な情報しか掲載されなくなり、事実と反する内容も少なくありませんでした。

沖縄では1940年に他府県と同様**一県一紙**の方針により、『琉球新報』『沖縄朝日』『沖縄日報』の地元三紙が統合され『沖縄新報』が誕生します。こうして軍の言論統制の下、新聞は形骸化していきました。

1945年に沖縄戦が始まると第32軍司令部の近くの壕に移り、5月25日に解散するまで軍の機関紙としての役割を続けたのでした。



壕での発刊が続いた『沖縄新報』の紙面（1945年4月29日付）

新聞を再建したカメジローと同時代の新聞人

戦後、それぞれ琉球新報社長、沖縄タイムス社長として沖縄のジャーナリズムの再建に尽くした新聞人に池宮城秀意と豊平良顕がいます。彼らは社会主義活動を通して戦前からカメジローと接点がありました。

池宮城秀意 (琉球新報)

- 1907年 本部町生まれ
- 1917年 県立二中に進学
- 1923年 早稲田高等学院に進学
- 1926年 早稲田大学独文科に進学
- 1930年 卒業、東京日日新聞(現・毎日新聞)を口頭試問でいったん不合格になるが、その後、取り消し、合格。結局不採用。
- 1932年 東京で活動中、治安維持法違反で逮捕。懲役5年。
- 1933年 東京から沖縄刑務所へ移送。瀬長亀次郎と出会う。
- 1935年 瀬長亀次郎と共に釈放、沖縄日報入社。
- 1936年 コラム「風信旗」を担当。
- 1940年 国策賛美の紙面に嫌気がさし、沖縄日報を退社。那覇市役所社会教育課を経て県立中央図書館に採用。
- 1945年2月 防衛隊として召集。「これは群隊であり、棒兵隊だ」。6月20日喜屋武岬付近で捕虜に。
- 1946年4月 うるま新報の編集長に。社長に瀬長亀次郎。
- 1947年7月20日 沖縄人民党結成。中央委員に。
- 1949年 瀬長亀次郎、社長退任。池宮城が編集局長兼社長
- 1980年 豊平良顕らと「平和をつくる百人委員会」結成。「米軍基地は沖縄に人びとへの挑戦」と弾劾。
- 1983年 豊平良顕、牧港篤三らと「1フィート運動」の会結成。

豊平良顕 (沖縄タイムス)

- 1904年 首里生まれ。
- 5人兄弟で唯一の男子。県立師範学校付属小一県立一中。一中時代の恩師の勧めで文部省教員検定試験を受験、合格。15歳で西原小学校の代用教員に採用。6年間で教職を辞したが、その間、ロシア文学、プロレタリア文学に没頭。社会問題に関心を抱き、新聞記者を目指す。
- 1925年 琉球新報に入社。友人の屋部憲の紹介。
- 1927年 沖縄朝日新聞に移籍。高嶺朝光と出会う。
- 1934年 大阪朝日新聞那覇通信部(39年、通信局=支局に昇格。沖縄朝日の後輩、上間正論、屋比久孟源、瀬高政良も移籍)に移籍。
- 1944年 高嶺朝光の要請を受け、一県一紙で唯一の沖縄地方紙となった沖縄新報に移籍、編集局長に。
- 1945年3月 沖縄新報、首里の留魂塚で新聞発行(~5月25日まで)
- 1945年6月 投降
- 1946年1月 首里市長仲吉良光(沖縄朝日新聞の創設者の一人)の協力要請で民間人収容所のあった宜野座から首里に移転。3月文化部を創設、「文化復興の旗手」となる。
- 1948年 沖縄タイムス創刊
- 1980年 池宮城秀意らとともに「平和を守る百人委員会」結成。「米軍基地は沖縄の人びとへの挑戦」と弾劾
- 1983年 池宮城秀意、牧港篤三らと「1フィート運動」の会結成。

【主な参考文献】池宮城秀意『沖縄人への遺言状』、真久田巧『戦後沖縄の新聞』、森口豁『紙ハブと呼ばれた男』、高嶺朝光『新聞50年の歩み』

〈開封一次資料〉
森口豁『紙ハブと呼ばれた男』から

彩流社 2019年

池宮城秀意、沖縄日報を退社
警察や官憲による弾圧と思想統制で国民の自由を奪い、世界に背を向けて一人「わが道」を行く日本。そしてそれを真つ向から批判できない「国家のお先棒かつぎ」としての役割に嫌気がさした池宮城は、ようやくつかんだ新聞記者の仕事をもいともあっさりとなげすめて、新聞社を辞めてしまふ。「こんな時代のなかで日本のお先棒かつぎのようなことばかりやっているわけにはいかない」。昭和十五年(一九四〇年)の春のことである。

〈開封一次資料〉
真久田巧『戦後沖縄の新聞人』

沖縄タイムス社 1999年

沖縄新報廃刊
(豊平良顕の後輩記者、牧港篤三が豊平の死後に用意した追悼文を紹介している)
「壕の中の新聞づくりは、もはやほんとうの意味での新聞づくりではなく、異常な、軍国主義によって、からめとられた、新聞のあるまじき姿、その形

骸に取りすがっている新聞人、つまり新聞づくりという認識があつて、いけば形象としては死んだ人間の、死んだ新聞づくりの形骸に取りすがっているだけの惨めな姿であつた。そう結論づけをしたのは戦後のこと、やはり、当時はほとんどの新聞人の姿を見失つた状況下の嘘で、まがいもの新聞とそれにとりついていて人間のどうしようもない姿であつたと思われ」と。もまったく同様であつた。

カメジロー、新聞人としての再出発

1945年7月、米軍政府の機関紙として戦後初の新聞である『ウルマ新報』が発刊されました。米軍政府は軍政の円滑な実施のために日本語の広報紙を必要としていたからです。当初は戦況を伝えるニュースや軍政府からの伝達事項が中心でした。

やがて収容所からの帰村が始まり、通貨制度も復活した1946年9月頃、『うるま新報』*社長の島清氏がカメジローに社長就任を要請しました。一足先に新聞人として活動を再開していた池宮城秀意氏が健康上の理由で社長就任を固辞したため、カメジローが引き受けることになったのです。カメジロー、新聞人としての再出発です。

*1946年5月に『ウルマ』新報から『うるま新報』に改題



カメジローの社長就任後、有償制度開始を告げる
1947年4月4日付『うるま新報』の紙面

（開封一次資料）
『カメジロー抵抗のあしあと』から
沖縄タイムス連載
うるま新報社長の島清が豊見城村座安部
落に私を訪ねたのは一九四六年九月であつ
た。
ガジュマルの下で沖縄の夏の太陽を避け
て、政党の結成や手順について糸満の神山
孝標と話し合っている時であった。「自分
は東京に行く。近く行われる衆院選に出馬
するためだ。そこで軍とも相談したが、私
に代わってうるま新報を引き受けてくれん
か」ということであった。二、三日考慮し
たうえ、返事することを約した。当時私は
糸満市の地方総務をしていた。神山、新垣
幸吉らの同志といろいろの面から検討した
結果、引き受けることにした。

『うるま新報』と人民党

社長に就任したカメジローはさまざまな改革に手を付けました。そして米軍が払い下げたジープを駆使して、沖縄本島全域を駆け回り、組織体制の強化に乗り出しました。1947年4月頃には沖縄島内での昼間通行が無許可でできるようになり、人々の政治的社会的運動も胎動し始めていました。カメジローは新聞社運営の傍ら政党の結成に奔走し、戦前の社会運動の経験者らとともに、沖縄人民党を結成しました。

党委員長には浦崎康華（『うるま新報』前原支局長）、常任中央委員にカメジロー（同社長）、兼次佐一（同本部支局長）、池宮城秀意（同編集局長）などウルマ新報のメンバーが名を連ねました。

やがて『ウルマ新報』が沖縄民政府批判を始めると、軍政府からの圧力がかかるようになり、カメジローは党書記長として政党活動に専念するため、新聞社を去ることになりました。沖縄人民党の本格的な始動です。

（開封一次資料）
『カメジロー抵抗のあしあと』から
沖縄タイムス連載
社長というのは名ばかりで、アメリカは管理人と呼んでいた。私は軍政下であっても新聞の名に値する最小限の言論の自由をかちとりたかった。そこで社長就任の条件として三つを出した。
一、事前検閲は行わないこと―言論の自由の初歩的保障として、
二、米軍から報酬（現物支給も含めて）を受けないこと、
三、新聞の無料配布制を有料制に改めること、
ついでに小さい要求だと断って、ジープ1台の配車を頼んだ。：私は（ジープで）新聞配達のかたわら、同志との連絡を忘れなかった。むしろそれが主任務だろう、と池宮城編集長にからかわれたことがある。
糸満市の神山孝標、新垣幸吉、島袋喜順、那覇市の東恩納寛敷、首里の屋部憲、前原市の浦崎康華、安座間惇、羽地村の宮城清一、大宜味村の真栄田隆秀、本部町の兼次佐一など人民党結成準備に馳せ参じた同志との連絡は、このジープのおかげであった（中略）。
人民党の活動が米軍政府に対する単なる請願運動から大衆運動に発展し、県民大衆の力に依拠する陳情運動に前進するや、占領政策に反するものだと断定した米軍はうるま新報に対する陰湿な圧力をかけ始めた。真っ先に社長と編集長を追放する段取りにとりかかった。（ゼネレーターII発電機IIの不法所持。那覇支局長だった高良一も逮捕）
弾圧の直接の原因は、納税反対運動を人民党が指導しており、その扇動者が瀬長であり、しかも言論機関を握っている。それを放っておくわけにいかないと米軍が判断したことにある。直接、納税反対運動を抑えるわけにいかないからゼネレーターIIに目をつけた。（後略）

おわりに 新聞記者カメジローから何を学ぶか

今回は、3月に行われた藤原健さんの講演『新聞記者・カメジロー』とその時代』から一部抜粋してお届けしました。

戦前、社会主義活動に目覚め、日本共産党に入党したカメジローは、一貫して日本の侵略戦争に反対してきました。そして、**治安維持法**で逮捕され、3年間投獄されます。刑期を終えた彼は、その後、『沖繩朝日新聞』の記者になりますが、やがて軍隊に召集され、中国戦線に派遣されます。戦場からは従軍記を送りました。

復員後は『毎日新聞』那覇支局の記者を勤め、戦時色が強くなっていく紙面に記事を書き続けました。そして、もはや生活が新聞どころでなくなると、カメジローは転職を決断します。

一方、同僚の記者の多くは一県一紙に統合された『沖繩新報』で記者を続け、軍による言論統制を受けながら、沖繩戦中も壕から新聞を発行し続けました。彼らは軍隊の宣伝機関と化した新聞で県民の戦意を高揚させる役割を担いました。カメジローはこれらに関して多くを語りませんでした。

藤原さんは、その事実から何を学びとるべきか、「当事者」になって考えることが大切だと説きました。

これからの沖繩戦体験継承

体験者が少なくなる中、二度と不幸な戦争をしないために

戦後75年以上が過ぎ、戦争体験を語る人は少なくなっています。今後は戦争を体験したことのない世代が、継承を担っていかねばなりません。

平和教育にとって厳しい現実が待ち構えていると言わざるを得ません。私たちは不幸な「過ち」を二度と繰り返さないためにどうすればよいでしょうか。

“当事者”として「私ならどうするか」

藤原さんは、大切なことは、私たちが歴史の当事者として自らその場に身を置き、想像力を働かせて「当事者」になることだと言います。そして、「私ならどうするか」を問うことだと言います。

そのためには、まず沖繩戦について知る。そして次に、日本が戦争への道をまっしぐら進んでいった1930年代に自らを置き、「自分ならどうしたか」を問う。自分なら、**天皇主権**だった旧憲法の下、**国家総動員法**が発令され、**大政翼賛体制**が社会全体を覆う中、戦争に反対する意思を貫けたかどうか。そしてそれを今私たちが生き

ている現代社会に置き換えてみて考えること。今の政治のあり方に対して「自分はどうか」という自分なりの意思を持つことです。例えば、先日、成立した「土地規制法」に対して自分はどうか考えるか。あるいは、現在、国民の生活と命を守るために国が打ち出しているさまざまな新型コロナウイルス感染症対策について自分ならどうするかを考えることでもいいでしょう。

このように、「過去」を学び、当事者として「現在」の社会のあり方を見抜く力を育むこと。それが平和で明るい「未来」を築くこと第一歩なのです。

歴史から「今」を映す

戦前の政府戦略

- 1889年 大日本帝国憲法制定
- 1890年 教育勅語制定
- 1898年 徴兵制制定
- 1925年 治安維持法制定
- 1937年 国民精神総動員運動開始
- 1938年 国家総動員法制定
- 1939年 国民徴用令発布
- 1940年 大政翼賛会設立
町内会、部落会、隣保班、隣組
- 1941年 翼賛壮年団結成
人口政策確立要綱
- 1942年 愛国婦人会結成
- 1943年 女子勤労挺身隊
- 1945年 沖繩戦
兼善隊 防衛隊 学徒隊

現代の政府戦略

- 1946年 日本国憲法制定
- 1952年 日米安保条約発効
- 2007年 日本国憲法の改正手続きに関する法律制定
- 2013年 特定機密保護法制定
- 2014年 集団的自衛権を認める閣議決定
- 2015年 安全保障関連法制定
島尻安伊子参議院議員「辺野古基地反対運動に」責任のない市民運動だと思っている。私たちは政治として対峙する」
- 2016年 高市早苗総務大臣マスコミ対する「電波停止」発言
- 2017年 共謀罪法制定
- 2021年 土地規制法制定

■ 認識を深めたいこと

1、「シランフナー」について

- 注意しなければならないのは、シランフナーは個人的心理ではなく、社会心理でもある。だからこそ、根が深い
 - ←自分たちがうまくいっているのは、誰かがうまくいっていないからだ、と私たちは薄々感知している
 - その不公正を「自分たちに無関係のことだ」と見て見ぬ振りをする
 - ←自らの生活を豊かにしてくれる生活を望ましく思い、(知らない方が幸せという) 無知の状態を望むようになり、真実を直視することを恐れる
 - ←「知らない」から「知りたくない」に変わっていく
 - ⇒その弱みを指摘されると、自省を深める人とヘイトに転じる人の2タイプに分かれる

2、無関心について

- 阿波根昌鴻さんの言葉
 - ←戦争の最大の友は無関心。平和の最大の敵は無関心
 - ←非暴力。乞食行進
- マザー・テレサの言葉
 - ←人間の尊厳を奪うのは、無視、無関心、忘却です
 - ⇒伊江島の戦い

3、のしかかるヤマト

- 皇民化教育
 - ←ウチナーの歴史、習俗、言葉を「劣ったもの」
- 差別
 - ←人類館事件
- 本土との分離
 - ←天皇メッセージ
 - ←コザ反米軍市民蜂起

沖縄を「自分事」にできるか

記者が現場にいる重み感じた 第65回新研集会 沖縄

新聞労連新聞研究部は6月25日、第65回新研集会を沖縄県那覇市の会場とオンライン配信とで開いた。沖縄の本土復帰から50年となった今年は、タイトルに「『復帰』半世紀 沖縄は問う」を掲げ、沖縄に関する報道で第26回新聞労連ジャーナリズム大賞、優秀賞、特別賞をそれぞれ受賞したメンバーが登壇。質疑応答を交えながら、沖縄がいま置かれている現状やメディアの課題について語り合った。

26日は、現地参加者が密を避けてフィールドワークを行った。吉永磨美委員長や慶田城七瀬労連中執（琉球労組）の案内で首里城地下に掘られた32軍壕、留魂（りゅうこん）壕、新聞人の碑、不屈館を見学。碑前では、黙とうを捧げ「戦争のためにペンをとらない、カメラをとらない」ことを改めて誓った。

まだ伝えるべきことはある

25日第1部ではまず、企画「特権を問う 日米地位協定60年」で新聞労連ジャーナリズム大賞を受けた毎日新聞の銭場裕司さんと加藤隆寛さんが取材の経緯を語った。銭場さんは、2020年2月に企画を始めた当初、「全国の皆さんに地位協定の問題を自分の事として考えてもらえるような報道を目指そう」との思いが取材班の中にあつたと説明。「もし本土の側に地位協定や基地の問題について関心のない部分があるのだとすれば、その責任の一端を私たちも負っているんじゃないか。まだまだ伝えるべきことはたくさんある」と話した。加藤さんは、東京・六本木にある米軍のヘリポートを張り込み、米軍ヘリが都心部でビルに近接した低空飛行を繰り返している事実を動画で捉えた。「縦横無尽に、好き勝手に新宿駅の真上を飛ばれている。屈辱的な思いがした」と振り返った。一連の取材をまとめた書籍『特権を問う ドキュメント日米地位協定』（毎日新聞出版）が7月下旬に刊行される。

再び戦場にされる不安

次に、沖縄タイムスの銘苅一哲さんが、優秀賞を受けた連載「『防人』の肖像 自衛隊沖縄移駐50年」に込めた思いを語った。沖縄タイムスは2021年1～12月、自衛隊をテーマにした連載を構えた。銘苅さんは「沖縄のマスコミは米軍基地には常々目を向けているが、自衛隊にはあまり目を向けていなかったという反省点があった」と説明。辺野古新基地に陸上自衛隊が常駐することで日米が合意していたことを伝える記事に触れ、「自衛隊と米軍が一体となって沖縄で作戦を展開する流れになっている」と語った。その上で、「また沖縄が戦場にされるのではないかと不安が現実のものとして高まっている。あらためて思いを一緒に持ってもらいたければうれしい」と呼びかけた。

公式発表を疑う必要性強調

続いて、琉球新報の明真南斗さんが、航空自衛隊那覇基地から飛散した泡消火剤に有害物質が含まれていることを突き止めた一連の報道で特別賞を受けた経緯を話した。2021年2月26日、那覇基地から泡消火剤が流出。自衛隊は有害物質を含んでいないと説明したが、明さんの同僚記者が現場で泡を採取し、京都大学に分析を依頼することで国の暫定指針値を超える有害物質が含まれていることを明らかにした。明さんは「公式の発表を疑うということが必要だとあらためて思った。もし



メディアの課題について語る（左から）銭場裕司さん、加藤隆寛さん、銘苅一哲さん、明真南斗さん

かしたら、わからないまま過ごしてしまっていることもあるんじゃないかと思うと怖い」と語った。

報道にジレンマ感じながら

第2部では、参加者からの質問に答えるかたちで討論が展開した。「基地問題や沖縄戦について様々な感情が交錯する沖縄で、報道する際に意識していることは」との質問に対し、琉球新報の明さんは「たとえば基地問題では、容認している立場のかたは取材を受けたがらない。新聞は実名のコメントが優先的に載るが、それだと反対の意見が強くなってしまふ。なぜ容認しているのかについては、匿名でも載せることが必要だと思う」と語った。また、沖縄タイムスの銘苅さんは「ネットでは沖縄のマスコミは左寄りだと言われるが、地元の新聞社なので地元の人が思っていることを報じているだけ。それがもし偏っていると感じるのであれば、そういった見方を持っている人のほうが偏っているのではないか。実際に取材して、多くの声があるほうが真実だと思う」と語った。

さらに、「沖縄と本土では、基地問題や地位協定について認識の差に分厚い壁があると感じる。この差を埋めるためにどうすればよいか」との質問も寄せられた。毎日新聞の銭場さんは「いままで出てきていない新しい話を取ってきてなんぼだと思っていたが、過去に起きた事件や事故でも知らない人がたくさんいる。過去の話であっても、いま苦しんでいる人がいる。そういうことを伝えていって、考える材料を提示していくことが大事だと思う」と話した。琉球新報の明さんは「どう共感してもらおうかというのはむずかしい」と語り、復帰50年となった5月15日前後の記事で「本土の沖縄化」という言葉が使われたことに言及。オスプレイの配備などに際して、軍事力強化が本土にも広がっていることを伝えるためだが、「その言葉を使うのはやめたほうがいい。同じ日本の一地域で、困っているという声をあげるだけでは共感を得られないのかなと思うと、すごくかなしい」。一方で、「ただ、そう言わないと共感を得られないというジレンマもあると思う」とも述べた。

毎日新聞の加藤さんは今回、集会に参加するための沖縄入りに際して、上空を動画で撮影したことを明かした。「私は東京での生活が長くて、都心で低空飛行をするヘリに率直に驚いて取材をしたが、反面、沖縄の人にしてみればそれが日常なのだろう」。都心では1日中待機して1回撮れるかどうかだったが、沖縄では30回ほど遭遇したという。「頻度の圧倒的な差を実感した。これが基地の町の現実なんだとあらためて認識した」と話した。

最後に、司会を務めた岩橋拓郎在京新研部長が「記者が現場にいることの重みを感じた。どんなにデジタル化が進んでも、記者が現場にいないとできないことは他では代替できない。記者がそこにいないとできないことが独自の報道になって、世の中を変えていく」と語り、討論を締めくくった。【朝日労組・山崎聡】

新研集会を前に

～新聞博物館で学習～

新聞労連新聞研究部は、第65回新研集会のプレイベントとして、6月3日、4日の2回にわたり、横浜にある日本新聞博物館・ニュースパークで開催されている企画展「沖縄復帰50年と1972」を、新聞協会労組・菅長佑記委員長による解説付きで学習するツアーを開催した。2日間で、10名が参加した。

各日、会館で、沖縄戦、米軍統治、本土復帰、復帰以降の沖縄について、琉球新報や沖縄タイムスなどの地元紙を中心に、新聞が、どう伝えたか、当時の紙面と写真を見ながら約1時間半にわたり、解説を受けた。参加者は、6月25日の新研集会を前に当日への熱意を新たにした。

～祈り捧げる 新聞人の碑～



清掃を終え碑前で手を合わせる知花徳和と沖縄地連委員長と慶田城七瀬労連中執

6月23日の慰霊の日を前に、沖縄地連（知花徳和委員長）は12日、那覇市若狭にある「戦没新聞人の碑」の清掃と献花を行った。知花委員長と慶田城中執が参加した。1961年に建立された石碑で、沖縄戦で亡くなった14人の記者の名前が刻銘されている。

新型コロナウイルス感染拡大以前は、5・15の平和行進が開催される時に全国から集まる労連の仲間と共に追悼集会を行っていたが、コロナ拡大で中断されていた。昨年有志で実施したが、沖縄地連としては、今後の恒例の活動として取り組むことも考えている。

【琉球労組・慶田城七瀬】

新聞労連 声明

北海道新聞記者逮捕に関する声明

2021年7月12日

北海道旭川市内にある旭川医科大学で6月22日午後、学長選考会議取材していた北海道新聞の記者が大学職員に取り押さえられ、北海道警察は大学関係者が現行犯逮捕したと発表しました。記者は24日午後まで身柄拘束された後、釈放され、現在は在宅で捜査が続いています。また、北海道新聞社は7月7日、社内調査報告を北海道新聞に掲載しました。

旭川医科大では当日、パワーハラスメントなどで問題となった吉田晃敏学長の解任を巡って会議が開かれており、北海道新聞社の社内調査報告では、当該記者は指示を受けて構内に入ったことや、無断録音、職員に発見された際の対応について掲載されています。現時点で明確な表現を避け、あいまいな点もあります。発生から2週間後に公表された今回の調査結果は残念ながら組合員らの期待を裏切るものであり、現場に責任を押し付けるばかりか、自らの責任逃れが滲んでいます。新聞労連は、新聞記者を含む多くの現場労働者が加盟する労働組合として、このような不十分な中身の報告書を看過できません。

社内調査報告では当該記者が業務命令を受けていたことが明確になりました。いうまでもありませんが、業務命令に基づき遂行されていた業務についての責任は原則として会社にあります。社内調査報告では編集局長名で、「記者教育や組織運営のあり方などを早急に見直し」「一線の記者たちが安心して取材できる環境をあらためてつくる」と表明されています。そうであるならば、情報共有や指示の不徹底、新人記者を単独で立ち入り取材させたことなどの「全責任は会社にある」と明確に示すべきです。報告では「取材方法を指導すべき報道部の部次長や、報道部の業務全体を統括する部長の関与が不十分だったと考えています」という表現にとどまり、現場に責任があると言わんばかりです。このような見解は、北海道新聞労働組合の組合員に対してだけでなく、社会に対して「新聞社はいざとなれば記者、従業員を守らない職場」という誤解を与えることにつながりかねません。

実名報道に至った経緯、逮捕そのものへの評価を含めて明らかにし、その上で業務命令に従った記者を守る姿勢を示すべきです。会社の責任の明確化、再発防止といった観点から、会社側は自らの責任を問う形で明らかにすべきです。また、研修後に現場に立って2カ月程度という経験の浅い記者をそもそも相手とのトラブルが予想されるリスクある取材に行かせてしまったというのは、現場判断よりもっと上の、使用者としての会社側の労務管理上の問題があると言わざるを得ません。

報告では、記者同士の情報が十分共有なされなかった点を問題視していますが、見落としてはいけないのは背景にある「大学の過剰な取材規制」です。そもそも6月18日に別の道新記者や他社の記者と大学との間に取材トラブルがあったことに関し、大学側の過剰な取材規制に対して、抗議に結びつかな

かったという観点こそが問題です。その反省がなされないまま、「取材手法」「記者教育」「情報共有」などを軸として、自社の記者に対する大学による逮捕を安易に受け入れる形で報告書を締めくくったことが、大いなる疑問です。

当該記者は建造物に「正当な理由なく侵入した」として、逮捕されました。公共機関による「施設管理権」はあったとしても、一方でメディアには憲法21条の「表現の自由」に則って、「知る権利」に応え、行政機関など公的機関に対する説明責任を求めていくという社会的役割があります。北海道新聞社編集局長のコメントでは「メディアの側からすれば旭川医科大の取材対応は十分とは言い難いものがありました」とされ、調査報告では「これまでも入構禁止になっていたが、慣例的に自由に立ち入って取材をしていた」と記されています。

これらを踏まえ、新聞労連は、取材中の記者を大学関係者が現行犯逮捕した今回の事案について、「行き過ぎ」だと考えます。取材中の記者に対する身柄拘束の必要性は改めて検証されるべきものです。ジャーナリズムを担う我々の業界で、このような問いかけや検証がなされないことによって、取材活動の萎縮を招き、国民の「知る権利」が後退することを危惧します。

取材手法について、法を侵してまで取材するのはおかしい、という意見は承知しております。記者が身分を名乗らない、入構禁止の要請を見逃していたなどの部分はあるかもしれませんが、重要な取材対象である限り、取材を拒否されても対象に可能な限り迫ることは新聞記者の常であり、場合によっては使命であるはずです。「施設管理権」を根拠として記者が公的機関に立ち入ることができないということが一般化してしまえば、取材の自由、報道の自由は形骸化し、それにより犠牲となるのは国民の知る権利です。

新聞労連は、さまざまな声を真摯に受け止めながら、北海道新聞の個別ケースとしてではなく業界における課題として、取材手法や記者教育、取材に対する規制について議論を深めていく所存です。

今回の事案でもっとも大切なのは、会社の業務命令に従って取材をしていた当該記者を含めた現場の組合員を守ることです。関わった組合員個人に責任を負わせるべきではなく、北海道新聞社、ひいては業界全体が考えるべきものです。新聞労連としても、組合員に寄り添い、守るとともに、今回の事案について検討、議論を続けます。

以上

北海道新聞記者逮捕問題—検証の必要性和ポイント

2021年9月8日

道新記者逮捕問題を考える（1）

6月22日、学長によるハラスメントなど不祥事が続く旭川医科大学（北海道旭川市）の学長選考会議を廊下で取材中の北海道新聞記者が、大学に身柄を拘束され、警察に引き渡される事件が起きた。記者は建造物侵入容疑での現行犯逮捕（常人逮捕）となった。新聞労連は「知る権利」「取材・報道の自由」「組合員の安全」に関わる重大事案として、声明文（7月12日）の発出などで対応してきた。事件については、一新聞社や記者個人の問題といった捉え方ではなく、報道機関全体における今後の取材体制やジャーナリズムの姿勢に及ぶもので、次世代への提言として検証し、現場の不備についても発展的な解決がなされなければならない。

都合の悪いことを探られたくない取材対象者が過剰な取材規制をかける動きをけん制したり、公的機関の説明責任を求めたりするといった観点も欠かせない。有識者の力を借りながら、新聞社や通信社などメディアの現場で働く新聞労連の組合員たちが自ら検証チームを立ち上げ、新聞労連としての見解を社会に示し、この事件を検証するためには、論点を整理する必要がある。当該事案に関係する論考や有識者からのヒアリングを参考に以下の3点について特に整理が必要だと考える。

■取材中の記者逮捕の妥当性について

まずは、大学当局の現行犯逮捕に関わる事実関係の確認と逮捕の是非、妥当性についてだ。当該記者は建造物侵入容疑で逮捕されているが、逮捕の構成要件である「不当な目的」「許可のない立ち入り」について、どのような事実と解釈によってなされたかを究明する必要がある。北海道新聞（7月7日朝刊）の検証記事によると、旭川医大が新型コロナウイルス感染防止などを理由にした大学構内への立ち入り取材を禁止し、会議後に取材に応じることを内容としたファクスを報道各社に送ったのは、逮捕のわずか約30分前だった。旭川医大は、それまでも取材対応の悪さが目立ち、現地の記者クラブが抗議までしていた。

6月18日にも同じ場所付近で道新記者を含む数社と大学事務局との間でトラブルがあったとされる。逮捕当時、当該記者以外にも他に報道記者は大学構内にいたのか。旭川医大は身柄を拘束した際に当該記者を「記者」と認識していたのか。事件当日やその前後の期間の旭川医大側の判断や行動、北海道新聞社の事件への対応や道警旭川東署におけるその後の刑事手続き、処分内容に対する検証がなされるべきである。本件事案を議論もせず放置すれば、公的機関による逮捕を含む取材規制を助長するきっかけになる危うさもある。その是非を巡って議論するためにも事実確認がなされなければならない。

■取材手法について

取材手法についての議論も不可欠だ。旭川医大は、当該記者の取材のための録音を「無断録音」であるとして、北海道新聞へ抗議している。取材時における行動は基本的には記者本人の裁量で行われることが多く、その方法については、過去の経験の蓄積などから北海道新聞の「取材指針」のように、一定の指針が示されている社もある。取材手法に関する考え方や指針については、過去の議論から合理的判断がなされて組織内で共有されてきたものだ。外部の批判を受けたからといって、それまでの合理性を

覆し、即座に変節すべきものではないことは自明の理だ。また、取材時などの録音に関して違法性を定めた法律はなく、私的な無断録音や盗聴とは分けて考えなくてはならない。録音や公的施設内での立ち入り取材については、施設管理権、庁舎管理権などを根拠にした恣意的な規制が可能になる危うさもあり、「知る権利」などを鑑みて、丁寧で慎重な議論が不可欠である。

■取材記者の安全確保と会社の姿勢

最後に取材記者の身の安全確保について、会社や労働組合としての対応や備えについても検討が必要だ。北海道新聞社が公表した社内調査結果は、業務中の事案にもかかわらず、記者教育や現場記者のスキル、取材体制に問題があると言わんばかりの結論で、会社がなすべき対応について省みる検証が不足している。

それは、会社による現場への過剰な干渉を求めるものではなく、「業務の責任を持つ」「従業員を守る」という意味である。

新聞は民主主義社会におけるジャーナリズムの役割を果たす責務があり、知る権利への奉仕者として、取材規制に対する毅然とした態度を持ち続けることが求められる。報道界として同様の事案が起きた場合、どのような対応が可能なのか。取材中の記者が身柄を拘束された場合などを想定した緊急時の法的サポート制度の整備はその一案だ。米国などの事例も調査し、それを踏まえて業界に提言する一方、組合としての整備も検討の余地はあるだろう。

今回の逮捕事案による報道界全体への悪影響は大きい。公的機関の施設内での取材中の逮捕や、その後の北海道新聞の対応・姿勢が、報道界全体における取材萎縮につながりかねない状況にある。当該記者が逮捕された数時間後には、取材行為に違法性があると北海道新聞の編集幹部が判断し、実名報道の判断に至ったことは、とりわけ若手組合員の会社への不信感や、新聞社への就職内定者の不安を募らせた。新聞労連にはアンケートなどを活用し、取材現場の声に耳を傾け、新聞などメディアが抱える構造的な問題点も同時に探っていくことが求められている。

社員の教育やキャリアアップについては、ジェンダー平等の視点からも、旧来型の男性中心主義的な編集職場におけるキャリア形成の諸制度への見直しを提言したい。

以上の論点を踏まえ、次世代に堅実なジャーナリズム、報道機関の社会的役割、充実した取材活動を引き継ぐため、新聞労連本部と労連新聞研究部が中心となって、組合員が自主的、主体的に検証作業を進め、北海道新聞労組の取り組みを支援する。

新聞労連委員長・吉永 磨美

北海道新聞記者逮捕問題—語りづらさに宿るメディアの課題

2021年9月8日

道新記者逮捕問題を考える（2）

「新人記者が国立大に建造物侵入の疑いで現行犯逮捕された」、報道のあり方の根幹にかかわるショッキングなニュースでありながらも、新聞各紙は逮捕の一報を除き、問題を検証・論評する記事は極めて少ない数にとどまっています。この問題の「語りづらさ」にこそ、メディアの課題が宿っているように感じます。

背景を報じた数少ない記事の一つ、毎日新聞の7月3日付の記事では、大学側が取材の求めに応じず、メールのやりとりが中心で、そのメールも「回答は差し控える」など、実質的には無回答だったとしています。大学の情報開示に消極的な姿勢が背景にうかがえます。

しかし、可視化された世論は厳しいものでした。

南彰・新聞労連前委員長は逮捕の一報を受けて、「#道新記者の逮捕に抗議します」とツイートしました。近年は庁舎管理権が拡大し、記者の排除が強まっているとし、権限を持つ者の情報操作が容易になることへの懸念を訴えました。しかし、寄せられたリプライは、「不法行為を許すな」「庁舎管理が厳しくなったのは記者の自業自得」「思い上がるな」といった厳しい批判や攻撃的な言葉が並びました。私たち新聞労連が逮捕を「行き過ぎ」とする声明を発表したのは7月12日、逮捕から20日が経過していました。北海道新聞社の社内調査を受けてまとめた声明ですが、「遅すぎる」との批判もありました。当人がどの時点で身分を明かしたのかなど、事実関係のあいまいさを考慮しても、入社まもない記者が現行犯逮捕され、2日間身体拘束された異常な事態について、もっと早く反応できたのではないかと、反省とともに振り返ります。

取材先の意向に反するふるまい故に逮捕されたという衝撃だけでなく、現場に責任を押しつけるような会社側の姿勢、問題の背景が報じられない一方で、SNS上に並ぶ攻撃的な言葉の数々……それらを目の当たりにして、記者たちが不安や恐怖に駆られ、萎縮するのは無理ありません。メディア側の萎縮は、さらなる取材の制限や規制を招きます。それによって報道の質は低下し、メディア不信が加速する悪循環に陥りかねません。事態は深刻です。

約20年前、私が入社した頃の話ですが、先輩記者の女性から「取材先とは『正しいケンカ』をしろ」と教わりました。不誠実な対応には真っ向から抗議し、立ち向かえ、という趣旨でした。かつての記者クラブには「うるさ型」の記者がいて、会見で時折カミナリを落としたり、嫌みを言ったりして、緊張感をもたらしました。パワハラと紙一重のケースもあり、純粹に「昔はよかった」と懐かしむ話ではありませんが、取材の自由を闘ってつかみとろうとする存在が身近にいました。しかし状況は変わり、権力に批判的な記者が名指しで糾弾されるようになりました。会社の経営不振で現場は記者の数が減らされ、「ケンカなんかしている余裕はない」のが実情です。

そうした中で、不誠実な取材対応や一方的な取材規制が、日本全体でぬるっとまかり通るようになったのが、近年の傾向ではないでしょうか。今回の事件は、その延長線上にあると私は考えます。

この原稿を書いている時点で、捜査は継続しています。その行方を注視しつつ、メディアが萎縮を深めていくことが市民社会にとっていかに損失であるか、私たちは訴えなくてはなりません。そのためにも、「正しいケンカ」が困難になった取材現場のいまについて、自らの言葉で語るべき時を迎えているのではないのでしょうか。

記者の多くは取材の舞台裏を明かしません。取材源の秘匿という報道倫理、取材先との関係維持や、同業他社の目線などが主な理由でしょう。しかし、取材のプロセスがブラックボックスであり続けてきたことも、報道が瀕する危機が市民の理解を得づらい今日の状況を招いてもいます。

労連新研部では、アンケートなどの手段を使いながら、皆さんの声に耳を傾け、束にして示していきたいと思います。その際は、ぜひお声をお聞かせください。

日々の報道が、市民の知る権利に応えているか、自分たちの営みと立ち位置を常に省みつつ、市民とともにある報道の姿を模索していかなければなりません。その思いを皆さんと共有できればと思います。

なお、一部では、当事者本人を含む、現場取材の担当者たちが女性だったということで、性別を問題の要因の一つとして論じる向きがあります。その不適切さははっきりと断じておきたいと思います。女性記者への偏見を深めかねない言説は注意深く排除していかなければなりません。そのことは最後に強調しておきます。

新聞労連新聞研究部長・机 美鈴

北海道新聞記者逮捕問題で検証チーム設置

2021年9月8日

道新記者逮捕問題を考える（3）

新聞労連は9月7日、6月22日学長によるハラスメントなど不祥事が続く旭川医科大学（北海道旭川市）の学長選考会議を取材中の北海道新聞記者が現行犯逮捕（常人逮捕）となった問題について、検証チームを設置する方針を固めた。検証チームは本部と新聞研究部が中心となって構成した組合員によるもので、有識者の支援を受けて9月中にも活動をスタートする予定。

検証のポイントとして、取材中の記者逮捕の妥当性、「無断録音」をめぐる取材手法、取材記者の安全確保と会社の姿勢など。さらにチームは、アンケートなどを活用し、取材現場の声に耳を傾け、メディアが抱える構造的な問題、旧来型の男性中心主義的な編集職場におけるキャリア形成の諸制度、取材中の記者が身柄を拘束された場合の法的サポート制度の整備なども模索していく。

旭川医科大問題 記者の不起訴処分に関する北海道新聞社への要望書

2022年4月1日

新聞労連 北海道新聞労働組合

中央執行委員長 安藤 健

日本新聞労働組合連合（新聞労連）

中央執行委員長 吉永磨美

旭川医科大学で昨年6月22日、取材中の北海道新聞社旭川報道部記者が建造物侵入容疑で現行犯逮捕（常人逮捕）された問題で、検察は本日31日、逮捕された記者と取材を指揮していたキャップに対し、いずれも不起訴とする刑事処分を決定しました。日本新聞労働組合連合並びに北海道新聞労働組合は、編集局長ら北海道新聞社の経営陣に対し、両記者を含む組合員への適切な対応を求めるとともに、全ての組合員を守る覚悟と姿勢を明確に示すことを求めます。併せて経営陣には、逮捕時の報道姿勢を総括するとともに、当該職場の管理・監督に対する責任を取った上で、再発防止に向けた取り組みをさらに進めるよう要求します。

逮捕された記者は、学長選考会議が開かれている大学構内に、業務である取材目的で立ち入りしました。キャップは、その選考会議を取材させるために、記者に構内立ち入りを命じました。この日の会議は、多くの問題が指摘されていた学長の解任の是非が議題でした。公共建造物である大学構内の建物に立ち入ってこの会議を取材するという行為は、新聞記者として当然と言える業務です。しかし、大学が外部の者の入構禁止を求めていることを理由に、記者は大学職員に常人逮捕され、書類送検されました。

検察が本日、2人を不起訴処分としたのは、取材目的で建物に立ち入った行為について、建造物侵入罪を規定した刑法130条が違法性阻却事由として掲げる「正当な理由」に当たるとみなした可能性もあります。

私たちはこれまで、憲法21条が掲げる表現の自由に基づく「報道の自由」、そしてその精神に照らして「十分尊重に値する」とされてきた「取材の自由」を根拠に、本件取材を正当な業務だと主張してきました。しかし、記者逮捕時の編集局の判断について局長は、本人から十分な聞き取りもできない中、「校舎4階まで深く入り、会議の内容を無断録音（盗聴）した」ことを理由に、「外形的事実には争いが無い」として、記者を実名で報道。逮捕について紙面では「遺憾」の意を表明するだけで、大学側に抗議の意思も示しませんでした。

記者並びにキャップの行為は、北海道新聞社、そして旭川報道部というチームが主体となった業務としての取材でした。正当な業務遂行中に逮捕され、会社が明確な抗議をしなかったことに対し、組合員からは強い不満と批判の声が上がりました。全社説明会でも、若手記者から会社への不信感を突きつけ

られたことは認識していることと思います。

本日の不起訴処分を踏まえ、編集局長ら経営陣に要求します。

記者らは不起訴処分となりましたが、今回の問題は道新社内だけでなく、業界全体の記者に不安を抱かせ、萎縮させるきっかけとなりました。逮捕時の報道姿勢が適切であったかについて総括し、会社としての見解を示してください。取材中だった記者を逮捕した大学と、記者の身柄を長時間にわたり拘束した警察に対し、「取材の自由」を脅かす過剰な対応だったとして嚴重に抗議することも要求します。その上で、この事態を招いた管理・監督責任を速やかに取るとともに、組合員が再び同様の問題に直面することのないよう記者教育を強化することも重ねて求めます。

以上

取材の自由と「知る権利」を守るための共同アピール ～北海道新聞記者の逮捕・不起訴処分を受けて～

2022年4月13日
日本新聞労働組合連合（新聞労連）
北海道新聞労働組合
メディア総合研究所
日本出版労働組合連合会（出版労連）
日本ジャーナリスト会議（J C J）
日本マスコミ文化情報労組会議（M I C）

旭川医科大学で昨年6月22日、取材中の北海道新聞社旭川報道部の記者が建造物侵入容疑で現行犯逮捕（常人逮捕）された問題で、旭川区検は3月31日、逮捕された記者と取材を指揮していたキャップについて、いずれも不起訴処分としました。日本新聞労働組合連合、北海道新聞労働組合、メディア総合研究所、日本出版労働組合連合会、日本ジャーナリスト会議（J C J）、日本マスコミ文化情報労組会議（M I C）は、一連の経過と処分を受けて共同でアピールします。

大学職員が取材記者を常人逮捕した行為、並びに警察が記者をすぐに釈放せず48時間にわたり拘束した行為は、いずれも過剰な対応だったと考えます。建造物侵入罪を理由に憲法21条が保障する報道の自由を侵害する行為であり、ひいては広く市民の基本的な人権を脅かすことにつながりかねないと危惧します。

逮捕された記者は、学長選考会議が開かれている公共の教育施設である大学構内に、取材目的で立ち入りました。キャップは、その選考会議取材させるために、記者に構内立ち入りを命じました。この日の会議は、ハラスメントなど問題を引き起こした大学学長の解任の是非が議題でした。公共建造物である大学構内の建物での会議取材は、新聞記者として当然の業務です。メディアの側も大学による入構禁止の是非を争うこともなく、記者を立ち入らせたことは反省すべき点ですが、大学側による取材記者の常人逮捕は過剰な反応です。大学側は目立った実害が出ていない中で身柄拘束をして警察を呼びましたが、その行為の必要性や経緯について、市民に向けて十分に説明していません。憲法23条に定められた学問の自由を制度的に保障する「大学の自治」の原則から説明が必要です。

警察の対応も適切ではありませんでした。大学職員から引き渡された後、記者は身分を明かしました。記者が建物に立ち入った理由が取材であったことはその時点で分かったはずであり、48時間にわたり身柄を拘束する必要はなかったと考えます。このような警察の対応は、メディアを威嚇するものであり、記者の取材活動をいたずらに制限することにつながる危険性があります。

それを踏まえると、検察の不起訴処分は当然の判断と言えます。取材目的で建物に立ち入った行為について、建造物侵入罪を規定した刑法130条が違法性阻却事由として掲げる「正当な理由」に当たると検察がみなした可能性が考えられます。今回の事案は、憲法21条が掲げる「表現の自由」に基づく「報道の自由」、そしてその精神に照らして「十分尊重に値する」とされてきた「取材の自由」を根拠に活動するメディアの活動を、大学と警察が力づくで抑えようとした不当な行為だったと考えます。

建造物侵入罪の乱用により、メディアの取材が制限されたことで争った事例は過去にもあります。これらはメディアだけの立場、利益から問題視しているわけではありません。取材制限が続けば、結局は市民生活に大きな影響を及ぼすものと考えているからです。公権力など権力を持つ側は都合の悪い事柄については情報を秘匿しようとする傾向があり、取材など情報にアクセスすることに対する規制に対しては、メディアはもちろん、全ての市民が慎重に対応することが欠かせません。

メディアを排除する動きは、普段当たり前に享受している「知る権利」の制限につながる可能性も踏まえて、メディア関係者の範囲を超えて幅広い議論が必要でしょう。取材の目的は、民主的な議論を進めるために必要な情報を多くの人に知らせることです。そうして集めた情報があつてこそ、市民が権利を行使するための取捨選択の判断が可能となります。メディアは市民による権力監視のためのツールです。取材・報道においてマスメディアが特権を振りかざしていると批判されていますが、「知る権利」は過去、政治体制や社会が抑圧的で封建的だった時代に先達が勝ち取ってきた市民の権利であり、メディアの権利ではありません。「知る権利」に限らず、制限や規制を伴う事態が起きた際は、市民全体の人権に関係することとして、根拠を明確にさせるとともに、常に注意深く考えていくことが必要です。

メディアの側にも丁寧な議論を重ねながら、日々の取材・報道の在り方を考えることが求められていることは言うまでもありません。「知る権利」の代行者としての責任において、常に根拠に根ざした行動を取るべきであり、そのような姿勢で真実を追求していく責務があると考えます。

以上



日本新聞労働組合連合

〒113-0033 文京区本郷 2-17-17 井門ビル 6F

電話 03-5842-2201 FAX 03-5842-2250

